

(案)

平成 30 年度
外部評価結果報告書

平成 30 年 8 月 21 日
江東区外部評価委員会

平成 30 年度外部評価について

江東区外部評価委員会委員長

吉武 博通

本委員会では、平成 27 年 3 月に策定した「江東区長期計画（後期）」に掲げる各施策について、区民の視点と専門的見地に基づき、多面的かつ客観的な評価を行ってきました。昨年度までに全施策の評価が終了していることから、今年度はこれまでの 3 年間の総括と、平成 32 年度から始まる次期長期計画を視野に入れ、今後の取り組みへの提言を行うことを目的に実施しました。

委員会は、長期計画の大綱別に、まず主管・関係部長がこれまでの取り組みの成果と課題についての認識を述べ、それに対して、各委員が今後に向けた課題提起を行うという形で進められました。限られた時間でしたが、各回とも熱心かつ活発なやりとりが展開され、実り多い対話の場になったと感じています。

その中で、各部署が長期計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、50 万人都市江東区における多様な行政ニーズに日々向き合いながら、これらのニーズに応えるべく誠実に職務を遂行している様子を感じ取ることができました。

一方で、取り組みの中には、基礎自治体としての区の役割や、目的・手段・成果の関係性に曖昧さが見られるなど、今後に向けた課題も明らかになりました。また、次期長期計画の策定に向け、施策体系や成果指標のあり方、さらには行政評価の見直しについても課題提起がなされました。

江東区は、今後も引き続き人口の増加が見込まれ、子育て支援や教育環境の整備などが求められる一方、超高齢社会への対応という全国的な課題も抱えています。また、開催が近づく東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの準備や開催後のまちづくりのあり方も、江東区特有の重要な課題といえます。

外部評価の結果とそれに至る過程での議論を今後に十分に活かし、これらの課題に的確に対応するとともに、次期長期計画の策定や行政評価制度のさらなる改善を進めていただくことを期待します。

最後に、各委員からの意見・質問に丁寧に対応いただいた主管・関係部課及び本委員会の事務局である政策経営部など関係各位に心から感謝申し上げます。

目 次

1. 外部評価委員会について	1
2. 総評	5
3. 大綱別評価	11
【大綱 1】水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	13
【大綱 2】未来を担うこどもを育むまち	31
【大綱 3】区民の力で築く元気に輝くまち	63
【大綱 4】ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	91
【大綱 5】住みよさを実感できる世界に誇れるまち	113
【計画の実現に向けて】	139
4. 資料	151
施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成 22～26 年度）	152
平成 29 年度決算 施策・サブ施策別 事業費・人件費一覧	162
江東区外部評価委員会設置要綱	165

1. 外部評価委員会について

1 外部評価委員会の目的

江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価を行うことを目的とする。

2 評価結果の取扱い

外部評価委員会での評価を踏まえ、区長は各施策に対する評価を行う。この評価結果に基づき、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図る。

3 外部評価委員会の構成

学識経験者等 6名

	氏 名	所 属	分野
1	よしたけ ひろみち ◎ 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事 筑波大学名誉教授	経営管理論 大学経営論
2	つかもと ひさお ○ 塚本 壽雄	早稲田大学名誉教授 公益社団法人全国行政相談委員連合 協議会顧問	行政学 政策評価論
3	うえだ みどり 植田 みどり	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官	教育 福祉
4	ふじえだ そう 藤枝 聰	立教大学国際化推進機構担当課長	行政評価
5	ふせ のぶえ 布施 伸枝	布施伸枝公認会計士事務所 公認会計士	行政運営 行政改革
6	みやざわ まさやす 宮澤 正泰	元習志野市会計管理者	公会計 行政全般

◎：委員長 ○：副委員長

4 評価対象

江東区長期計画に定める施策（34 施策、「計画の実現に向けて」3 項目）を対象とする。平成 27 年度から始まった現在の外部評価は、平成 29 年度をもって全施策を一巡したため、平成 30 年度は次期長期計画の策定を視野に入れつつ、これまでの 3 年間を総括して評価を実施する。

5 評価方法

外部評価委員は、施策の主管部が事前に作成する「大綱別施策総括シート」、「施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧」及び「施策評価シート」等に基づき大綱別にディスカッションを行ったうえで、3 年間の総括と今後の施策の方向性等について評価を行う。

委員は、大綱ごとに 3 年間の総括評価と今後の取り組みへの提言を「外部評価シート」に記入し、事務局に提出する。

6 実施方法・日程等

- 第1回（6月） 委員ガイダンス
- 第2～4回（7月） 委員6名と大綱に属する施策の主管部長及び関係部長によるディスカッションを実施
- 第5回（8月21日） 外部評価結果のまとめ

回	日時	内容・評価対象施策			傍聴者
第1回	6月28日 (木曜日) 18:30～	委員委嘱、ガイダンス			0人
第2回	7月12日 (木曜日) 18:30～	前半	大綱2 未来を担うこどもを育むまち	施策6 ～ 施策13	2人
		後半	大綱3 区民の力で築く元気に輝くまち	施策14 ～ 施策21	
第3回	7月18日 (水曜日) 19:00～	前半	大綱1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	施策1 ～ 施策5	2人
		後半	大綱5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	施策28 ～ 施策34	
第4回	7月23日 (月曜日) 18:30～	前半	大綱4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	施策22 ～ 施策27	1人
		後半	計画の実現に向けて	計画の実現① ～ 計画の実現③	
第5回	8月21日 (火曜日) 11:00～	外部評価結果報告書まとめ			

委員会は、原則公開とするが、外部評価モニター（公募区民）の募集は行わない。

大綱ごとに、冒頭に各主管部長より総括的な評価や今後の展望等について説明し、委員6名と大綱に属する施策の主管部長及び関係部長によるディスカッションを行う。

1 大綱あたりの審議時間は、1時間を基本とする。

委員は、評価結果を「外部評価シート」に記入し、事務局に提出する。

委員から提出された「外部評価シート」及びディスカッション等をもとに、正副委員長で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示するものとする。なお、最終案は、第5回外部評価委員会において決定する。

2. 総 評

平成 30 年度江東区外部評価委員会 総評

今年度は、江東区長期計画（後期）に定める 5 つの大綱と「計画の実現に向けて」について、6 人の評価委員が一同に会し評価を実施した。

その上で、次期長期計画の策定に向けた課題や方向性も明らかにし「大綱別評価の総括」と「次期長期計画への課題」としてまとめ、今年度評価の総評としたい。

1 大綱別評価の総括

委員によって評価の観点に違いはあるものの、いずれの施策も計画達成に向けて真摯な取り組みが行われており、総じて良好であると評価することができる。

「水彩都市」の実現に向けた水辺・緑の環境づくりや循環型社会の構築をはじめ、人口の急増が進む中での待機児童対策や計画的なまちづくりへの取り組みなど、時代の要請や区民ニーズに沿って適切に実施されており、区民視点できめ細かな施策展開がなされていることに敬意を表したい。

また、区としての理念や目標を区民に明示するとともに、指標化と外部評価により着実に施策推進を図る仕組みを整備し、それらを実行してきたことも高く評価する。

その上で、各大綱における課題を挙げると次のとおりである。次期長期計画への展開も見据えながら、区政運営の更なる高度化に結びつけていただくことを期待する。

《大綱 1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち》

この分野の施策は区の歴史的背景も踏まえた独自性が出ており、更なる目的の追求が求められる。また、国際社会全体で取り組むべき課題も含まれていることから、府内連携はもとより、国や都、区民等との協働による取り組みが必要である。指標については、目標値達成が難しいものや目標値の設定がないものがあり、指標の再設定を含めて改善が必要である。

《大綱 2 未来を担うこどもを育むまち》

教育について、学校が抱える複雑化した課題に取り組める体制の構築と、学校の運営力の強化が必要である。施策の中には目的や成果が曖昧なものがあり、体系立てた施策立案が必要である。指標については、目標値が未達成となるものの原因分析のほか、区の取り組みが分かる指標の設定も検討してほしい。

《大綱 3 区民の力で築く元気に輝くまち》

いずれの施策もそうありたいと願う気持ちは大切であり、努力を重ねていることは十分に理解できるが、異なる分野の施策を一つの大綱に束ねたこともあり、総括的で理念先行の印象も拭えない。何を目的として、区がどこまでの役割を果たすべきなのか、その考え方方がわかりにくく、どれだけコストを投入し、如何なる効果が得られたのか不明確な部分がある。指標からも成果を読み取ることができない。このため、そもそも施策の意図が区民や関係団体と共有されているのか検証が必要で

あるほか、これらの施策を行うことによる区民のメリットについて、区民に説明し理解を得ることが重要である。

《大綱4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち》

大綱4は区のトータルコストの5割以上を占める施策群であり、人口増と高齢化によりさらなる負担増が避けられない分野である。制度上義務づけられたものや区民個々の意識や実践に依存せざるを得ない要素も多く、コスト負担と成果を区のみでコントロールすることが難しい面も多い。それだけに、制度的に負担せざるを得ないもの、区独自の政策として進めるべきもの、区民の自主性・主体性に委ねるものとのを十分に整理・明確化する必要がある。また、制度やサービスの区民周知についてもアプローチの一層の強化が求められる。指標は、目標値の達成が難しいものが多く、指標の現実性を含め再検証が必要である。

《大綱5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち》

防災分野では、いわゆる自助・共助の重要性についての更なる区民教育が求められるとともに、行政側には関係部署の連携や災害対応力の強化が求められる。指標の中には、民間主導が中心となるまちづくり分野において区のコントロールが難しい指標が設定されていることから、区の働きかけや努力の状況が分かる指標の設定も検討が必要である。

《計画の実現に向けて》

区民の参画・協働と開かれた区政の実現に向けて努力を重ねていることを評価したい。理念としても重要な要素であるが、自助・共助に委ねるべきものと区が担うべきものを明確にした上で、その協働の在り方を検討していく必要がある。また、指定管理者制度については、コストや質だけでなく、利用者の満足度の向上という視点も重要である。職員数については、平成26年度以下に抑えるという方針を堅持していることを評価する一方で、増大する行政需要に応えることができているのかという点での検証も必要である。今後の新たな社会構造や複雑化した行政課題に対応しうる組織づくりや人材育成は急務である。区政を担う職員は組織の内に閉じこもることなく、社会の大きな変化や様々な分野で生み出される新たな工夫に関心を持つとともに、現場に出てリアルな課題を肌で感じ、研鑽を積んでほしい。

2 次期長期計画への課題

これまでの外部評価では、現在の長期計画の施策体系や成果指標、さらには行政評価のあり方まで様々な提言がなされてきた。それらをまとめると概ね次のようにになる。

(1) 長期計画のつくりについて

① 施策体系

- 施策の名称が何を意味しているのか、区民に分かりづらいと思われるものがある。
- 一つの大綱が複数の部にまたがっており、対応する組織が分断しているよう

な印象がある。

- 一体的な事業が各施策に細分化されてしまっている。

② 成果指標

- 「施策が目指す江東区の姿」の意図をしっかりと踏まえ、区民や区域についてその意図が実現されたと言える実態を的確かつ具体的に表し、施策の達成状況をより端的に示すアウトカム指標を設定する必要がある。
- 目標値の設定根拠・考え方を併せて示すことが望まれる。
- 施策の状況を把握するためにその推移を表す指標など、目標値の設定が馴染まない指標については、達成状況の分析結果に係る説明を記載するなど、取り組みの成果を明らかにするような工夫も考えられる。
- 目標値の達成のための区の取り組み努力そのものがどのように進んでいるかというモニタリングの数値があると、施策が目指す江東区の姿にどのように向かっているのかを別のかたちで区民に説明できる。
- 区の取り組み努力をモニタリングするための指標と、アウトカムの指標の両方を用意できること、区民に対し、施策が目指す江東区の姿に向けての仕事がこのようにこれだけ進んでいるということが上手に説明できるかもしれない。

(2) 行政評価について

① 評価シート

- トータルコストの中に発生主義的な経費を計上することについて検討する必要がある。
- 減価償却累計額と基金残高との関係など、資産の状況を捉え、公共施設等総合管理計画とも連動させることが重要である。
- シートは詳細に記述されており、区の考えを十分に示すものとなっている一方、文字数が多く読みづらいきらいがある。
- なぜこの取り組みを区が実施しなければならないのか、また、区で実施する部分と、国、都、民間で実施する部分を明確化する必要がある。
- シートには、指標の推移だけでなく、成果指標の目標値の設定根拠と考え方をあわせて示す必要がある。また、部局が成果指標に沿いながら取り組みのより具体的な最終目標を別途定めている場合、それが何であり、どこまでできているのか示すようにしてもらうと地に足のついた有益な対話ができる。
- 各施策シートと評価シート（採点表）の項目がリンクしていないため、評価がしづらい面がある。

② 外部評価制度

- 区の担当者、区民、外部評価委員が対話を通じて評価を行う現在の手法は評価できる。
- 外部評価モニターは区と区民とをつなぐコミュニケーションの新しいチャネルとして大きな意義がある。
- 職員の仕事に対するモチベーション向上や、区の区民に対する説明能力の向上に資する取り組みともなっている。

- モニターの陳情の場になる場面が見られたため、モニター制度の意義について更なるPRが必要である。

(3) 施策の展開について

① 施策展開の構造化

- 施策の評価にあたり、施策が目指す姿とそれを実現するための具体的な取り組みとの関係性に曖昧さを感じる事例が見受けられた。
- 施策の目的や目的達成のための手段、成果やその捕捉方法などを体系立てて整理すること、いわゆる施策展開プロセスの「構造化」が重要である。
- 区が「いつまで」「どれだけ」の予算や戦力を投入して行うべきか、何をもつて成果とするかについて十分な検討が必要である。

② 区の役割と協働

- 国・都・民間団体・区民等、様々な主体が自主的又は協働して取り組まなければ目標を達成できない施策が多くある中で、こうした関係者間の役割分担や区民との連携等が明確でないものも見られた。
- 限られた資源の中で、区民ニーズや社会情勢に対応するためにも、区がやるべきこと、区でないと出来ないことを明確にし、財政コストを検証しつつ、関係機関が役割分担と責任を明確にしながら取り組んでいくことが不可欠である。

③ 区民への説明責任と合意形成

- 施策自体の重要性はあるものの、取り組みに対して区民の認知状況は必ずしも十分でないため、施策の目標・考え方・進行状況等を常に区民へ分かりやすく伝える努力を継続することが必要である。
- 施策の推進にあたっては、区民や事業者等の多様な利害関係者の合意形成が必要になる場合も多いため、様々な意見を聞き、創意工夫しながら検討を重ね、納得する解決策を見出すという区の粘り強い取り組みが期待される。

④ 職員の育成

- 何よりも「人づくり」が基本である。優れた組織は、トップ以下職員一人一人が、しっかりとしたものと考え方をもって仕事に取り組み、成果をあげている。人づくりにはいくらでも時間と手間隙を掛けてもいいという搖るぎない姿勢が求められる。
- 問題解決には、職員一人一人の現場感が重要である。現場で感じ取った皮膚感覚や情報、数値データ、さらには他の自治体の優れた取り組みから課題や改善点を見出し、解決策を徹底して考え抜くことで、より有効な策が導き出される。また、問題の構造、因果関係、解決策の位置付けなどが一連の流れとして語れるものになるはずである。施策自体の意義を絶えず問い合わせ直す粘り強い姿勢を持ち続けてほしい。
- 施策の裏付けとなる重要な数値データは常に引き出せるよう、職員間で共有することは当然のこと、根拠の裏付けをしっかりと認識していることは、施

策への関心の高さの表れでもある。情報に対する感度を上げて施策の推進に取り組んでいただきたい。

(4) その他

- 江東区の特性を反映した各世代別の人ロ推計は、扶助費の伸びを把握するためだけでなく、人口の社会動態を分析して政策的に誘導していく点も含めて検討していくことは、次期長期計画の策定に不可欠である。
- 人口増に伴いインフラや公共施設が必要になるが、人口が減少した局面においてどう利活用していくかも併せて検討しなければならない。

3 最後に

長期計画を立て、区としての理念や目標を区民に明示するとともに、指標化と外部評価により、着実にフォローアップする仕組みを整え、それらを着実に実行してきたことは高く評価できる。区長のリーダーシップと政策経営部をはじめとする各部の努力に敬意を表したい。

外部評価については、外部評価モニターの声を反映しながら、主管部等と外部委員の間で、真摯かつ実質的なやりとりが展開されたことは、開かれた区政という点からも、また今後の計画・推進に活かすという点からも大きな意味があったと考えている。

これまで繰り返し述べてきたことであるが、行政評価の目的は、区民福祉向上のための長期計画の着実な推進、確実な区政運営であり、評価そのものが目的化してはならない。評価を踏まえた事業の検証・見直し、予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営の実現を図ることが重要である。量的に増大し、質的にも高度化する行政需要に対応するために、誰に対して具体的に何をなすべきか、何を最終的な成果とするかといったビジョンを、施策を推進する組織・職員間で共有することが重要である。同時に、施策は区民に広く周知し理解されなければならない。そのためにも、分かりやすく誠実な説明が不可欠である。

現行の長期計画から始まった外部評価はひとまず成功したと言える。次は「評価」を通じて浮き彫りになった課題を職員一人一人が考え抜き、長期計画及び行政評価を深化させ、施策の推進にあたっていただくことを期待する。

3. 大綱別評価

【大綱1】

水と緑豊かな地球環境に

やさしいまち

大綱1	水と緑豊かな地球環境にやさしいまち
基 本 構 想	<p>目指すべき江東区の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近に豊かな水辺と緑に親しむことができる空間が整備され、都心にいながらうるおいあふれるうつくしいまちを実感できます ・誰もが地球環境保全の取り組みを行い、環境負荷の少ないまちづくりを実現しています <p>施策の大綱</p> <p>江東区では、江戸時代から現在に至るまで、ごみ問題、水害、公害等のさまざまな環境問題への取り組みを行うとともに、水辺を活かしたまちづくりを進めてきました。 うるおいあふれるまちを実現するため、まちの中の緑を増やしながら、豊かな水辺と緑を守り、育み、活用した、魅力あるまちを形成していきます。 さらに、資源循環型の地域社会づくりを進めしていくとともに、近年の地球規模の温暖化への対策など、次の世代の人々のためにも環境負荷の少ない地域づくりに取り組んでいきます。</p>

基本施策1	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成		
施策1	水辺と緑のネットワークづくり	主管	土木部
目 指 す 姿	<p>水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きてています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河沿いに水辺に親しめる散歩道を整備し、緑の連続性が進められ、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されてきている。 ・老朽化した区立公園等の改修を計画的に実施し、安全性の確保や新しい機能を整備したほか、大規模な公園工事の中で、生きものの生息空間拡大に寄与する緑化を図っている。 ・学校施設の改修等に合わせて、ポケットエコスペースを新設し、みどりに触れ合う機会が創出されている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分断されている水辺・潮風の散歩道の整備を行い、ネットワークの形成を高めていく。 ・エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、生物の生息空間に配慮した公園、緑地の改修を実施していく。 ・学校施設の改修等の際、引き続き、ポケットエコスペースを整備し、自然保護に対する意識、環境問題への関心を高める。 ・高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動できるよう、活動環境の改善に取り組んでいく。 		
施策2	身近な緑の育成	主管	土木部
目 指 す 姿	<p>区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の新增築及び改築・改修時に校庭芝生化、校舎等の屋上緑化・壁面緑化を実施し、公共施設緑化を着実に推進してきている。 ・街路樹充実事業を着実に実施してきた結果、平成31年度には目標値を達成する見込みである。 ・区民・事業者に対する緑化指導により、民間施設での緑化面積も増加している。 ・各種緑化啓発事業の実施や「CIG区民サポーター会議」の開催等、区民の参画・協働が促進された。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の改築・改修等に合わせ、引き続き緑化を推進していく。 ・緑化部分の維持管理経費及び散水設備等の修繕料の増大が、課題となっている。 ・街路樹の樹勢回復や更新について、検討していく必要がある。 ・今後も、区民・事業者に対する緑化指導により、着実に緑化を推進していく。 ・区民・事業者・行政が一体となって緑の保全及び育成に努め、CIGを推進していく。 		

基本施策2 環境負荷の少ない地域づくり						
施策3	地域からの環境保全	主管	環境清掃部			
目標 指 す姿	区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> えこつくる江東にて環境学習に係る講座を年間を通して開催し、区民の環境意識の向上が図られた。 事業者に対し環境保全対策資金融資(利子補助)や助成金事業(事業所用)を実施し、事業者の省エネ対策の促進を図った。 大気、水質、騒音等のモニタリングを実施し、大気に関しては全ての項目で環境基準が達成された。 環境フェア・エコライフ協議会等を通じ官民一体となって環境啓発を行い、省エネルギー社会の推進を図った。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> 環境学習に係る講座の利用者数を拡大し、更なる区民の環境意識の向上を図る。 事業者への融資及び助成制度の利用促進に向け、制度のPR方法を工夫する。(経済課との連携、商工会議所・産業連盟への周知など) 大気、水質、騒音等のモニタリング結果を関係所管と共有することにより、環境基準達成に向けた働きかけを行う。 環境フェアは来場者数の増加、エコライフ協議会においては事業者の積極的な取り組みを促進していく。 						
施策4	循環型社会の形成	主管	環境清掃部			
目標 指 す姿	区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> 資源・ごみの分け方の周知徹底に努めており、区民1人あたりの資源・ごみの発生量は減少傾向にある。 スマートフォン用アプリを活用するなどして、5Rを基本とする更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。 古着のリユース・リサイクルを推進するため、古着回収を実施し、ごみの減量に繋げている。 区民に生ごみを堆肥化する資器材を貸与するなどの取り組みを実施し、生ごみの減量に繋げている。 家庭の余剰食品をイベントで回収するフードドライブを実施し、食品ロスの削減に繋げている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> 今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。 増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催期間中の清掃業務への影響について検討が必要となる。 						
施策5	低炭素社会への転換	主管	環境清掃部			
目標 指 す姿	省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO ₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギー設備を区施設に積極的に導入し、延べ合計70施設に達した。 地球温暖化防止設備導入助成事業を実施し、昨年度は助成の申請が計172件あった。(対前年度比27件増) カーボンマイナスこどもアクション事業では、区内全小学5・6年生が6月の1ヶ月間省エネの取り組みを行っており、平成29年度で10回目を迎えた。また、記録シートのHP掲載やイベントでの配布など、多くの人に取り組んでもらえるよう努め、CO₂削減量の累計も目標値に近づいた。 エコリーダー養成講座を通じて、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成に努めている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備の区施設への導入を、修繕・新築時に区工事部門へ積極的に促していく。 地球温暖化防止設備導入助成事業のさらなる件数増加に向けて、助成項目の増加や、区民向けポスター・区報等の周知に加え、工事事業者への周知も行っていくことで、PRを図る。 カーボンマイナスこどもアクションにおいては、こどもから大人まで参加できるツールを用意し、その啓発に努めるが、実績や成果を具体化するのが課題である。 エコリーダー養成講座ではPR活動を強化し、受講者数及び修了者数の増加を図る。 						

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年5月）に判明していた数値。
※長期間初年度（「後期」策定期）に設定、原則後期より新たに設定、変更した指標

長期計画（後期）における「施策実現に関する指標」		長計年度（22年度）			現状値			21年度			22年度			23年度			目標値（31年度）			指標担当課			目標値達成の見込み			〔未達の場合〕要因と今後の取り組み		
1	水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	77.7%	82.3%	81.1%	82.5%	82.5%	85%	河川公園課	H26目標値と同値。区民の4/5以上が豊かさを感じ、さらに毎年1%ずつ増加することを目標に(80+5)%とした。	未達成となる見込み。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	区民1人当たり公園面積	8.82	8.60m ²	8.43	8.36	8.32	8.51	10m ²	河川公園課	都市公園法施行令第10条の規定により、都区立公園条例に定める住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準。	未達成となる見込み。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	水辺・潮風の散歩整備状況	24,585	27,097m ² (23年度)	28,808	28,948	29,071	29,647m ²	河川公園課	主要事業の活動量。	平成30年度以降も学校施設の改修等に合わせて整備が進む予定であり、目標値の達成が見込まれる。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
施策1	4 ポケットコスモーズ設置箇所	46	49か所 (23年度)	49	50	52	54か所	施設保全課	H26目標値と同値。現状より1か所ずつ整備したいた数値。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5 生物多様性という言葉を聞く、したことがある区民の割合	—	62.9%	64.6%	64.5%	65.1%	—	施設保全課	区民アンケート対象20歳以上の方々、高齢者を除くが20～64歳の範囲で聞かれていたところ、割合100%を目指す。平成31年1月人口推計を基に20歳以上を分子とし、20～64歳を分子とした※H29区民アンケートより対象を18歳以上に拡大	平成30年度も学校施設の改修等に合わせて整備が進む予定であり、目標値の達成が見込まれる。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	6 水と緑に関するボランティア数	715	1,150人 (25年度)	962	1,209	—	—	施設保全課	目標値を定めて推進していく取り組みではまだ、目標値は設けず実績管理とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	7 緑被率	—	19.93% (24年度)	—	—	18.71	22%	管理課	みどりと自然の基本計画(H19発行P35)の平成37年の目標値を前倒して平成31年の目標値とする。17年～24年の伸び3.25%から、24年～31年の必要伸び2.07%は妥当と考えられる。	平成29年度調査結果により、目標値達成の見込みがあら、開港により減少しこれど、建設工事中である土地区画整理事業において始め、竣工時には綠化指導、基づき緑地が確保される予定である。引き続き緑化指導を行な、低木利用地の草刈機木や屋上、壁面緑化等による貢献度を高め、緑化率を向上していく。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	8 区立施設における新たな緑化面積	2,341	4,086m ² (23年度)	7,332	0	1,995	—	管理課	区立施設ではあるが、緑化計画が現時点で定まってないため、推定できない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	9 街路樹本数	9,683	13,340本 (23年度)	15,329	16,882	17,635	18,000本	道路課	前期の目標値を踏襲し、年間900本のペースで街路樹を植栽していく。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	10 区民・事業者による新たな緑化面積	38,801	66,561m ² (23年度)	57,704	103,818	118,929	—	管理課	民間建築のため、推定できない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	11 環境に配慮した行動に取組む区民の割合	49.1%	53.9%	48.7%	51.0%	49.9%	60%	温暖化対策課	平成21年度「江東区政世論調査」より現状値を51.0%としたこのうちの20歳以上が平成31年度までに取組実行を行なうとの考え方。	未達成となる見込み。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	12 環境学習講習会「えこっくる江東」事業参加者数	—	28,811人 (23年度)	30,836	31,967	35,903	29,100人	温凍化対策課	講習参加者・イベント参加者・来館者の増加により、年800人程度の利用者数を目指す。	会後は東京スカイツリーや霧島山体等との連携を図ることで、目標値は超えるものと考えています。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	13 大気品質測定項目（二酸化炭素、二酸化硫黄）の環境基準値達成割合	—	71% (23年度)	100%	100%	100%	100%	環境保全課	全ての測定地点において、行政上の政策目標である環境基準の達成をめざす。	目標値達成済み。今後も大気品質測定を継続し、区内にホームページへデータを掲載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

※長期計画初年度の値が“-”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画「後期における指標」		長計物年度 (22年度)		2年度		3年度		目標達成度 (31年度)		目標担当課		目標達成の見込み		【未達の場合】要因と今後の取り組み	
施策3	施策4	施策5													
14 国内河川及び海域の水質(BOD,DO,COD)の環境基準達成割合	—	—	78% (25年度)	91%	82%	65%	100%	環境保全課	全ての測定地点において、行政上の政策目標である環境基準達成となる見込み。	指標としている環境基準の設定が中期計画策定期時より遅しくなったため、目標値達成が困難であると見込まれる。前述の要因は、平成29年度に区内河川の大半において水城類型が変更し、目標値達成が困難であると見込まれる。					
15 道路交通騒音の環境基準達成割合	—	—	68% (25年度)	50%	55%	61%	100%	環境保全課	全ての測定地点において、行政上の政策目標である環境基準達成となる見込み。	指標的公共交通量の多く、騒音道路において測定を行っていること、道路周辺の環境に測定値が影響されることが等の要因や近隣の造成割合を考慮する、目標値達成は困難であると見込まれる。					
16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	—	—	722g (25年度)	688g	666g	661g	清掃リサイクル課	過去の実績から1人1日あたり発生量を算出し、将来予測人口を乗じて卷き生量を予測し、そのごみの発生量を算出し、その分を差引き、人口での減少による減量効果を算出し、その分を差引き、人口での減少による減量効果を算出し、その分を差引き、人口での減少による減量効果を予測し、そのごみの発生量を算出し、将来予測人口の行動による削除方法。	平成28年度は、前年度比3%減を達成しており、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が高まっている。現状のままで継続すれば目標値の達成が見込まれる。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。					
17 区民1人当たり1日のごみの発生量	567g	542g (25年度)	498g	483g	469g	469g	清掃リサイクル課	過去の実績から1人1日あたり発生量を算出し、将来予測人口を乗じて卷き生量を予測し、そのごみの発生量を算出し、その分を差引き、人口での減少による減量効果を算出し、その分を差引き、人口での減少による減量効果を予測し、そのごみの発生量を算出し、将来予測人口の行動による削除方法。	平成28年度は、前年度比3%減を達成しており、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が高まっている。現状のままで継続すれば目標値の達成が見込まれる。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。					
18 食源化率	25.6%	25.7% (25年度)	28.0%	27.9%	29.6%	29.6%	清掃リサイクル課	過去の実績から1人1日あたり発生量を予測し、そのごみの発生量を算出し、将来予測人口の行動による削除方法。	平成24年3月に策定された平成24年度実績勘點から上昇率をもとに算出している。	不燃ごみ資源循環事業が本格実施などなったことや、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が高まっていることから、目標値の達成が見込まれる。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。				
19 大規模建築物事業者による事業系産廃物の再利用率	67.40% (21年度)	70.97% (25年度)	71.68%	72.58%	71.14%	清掃事務所	平成24年3月に策定された平成24年度実績勘點から上昇率をもとに算出している。	造成済みである。目標値の維持と更高的向上のため、引き続ぎ大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系産廃物の取扱いを規制する指導及助言を行っていく。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。						
20 江東区職のエネルギー消費量	—	31,958TJ (23年度)	28,785TJ	—	—	31,958TJ	温暖化対策課	H23年度レベルをH22年度まで維持するという目標を、環境基本計画改定において達成している。	目標値達成済み。区民・事業者は、区が地球温暖化防止に向けて共通の目標を持ち、互いに連携・協力しながら、省エネの取組み、再生可能エネルギーの利用促進を進めている。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。					
再生可能なエネルギー設備を導入した施設設置(風力発電施設)	2	2施設 (25年度)	2	2	2	2	2施設	既立施設の削減・改築にあわせ、設備導入を図る。	目標値達成済み。目標と都の動向を踏まえつつ、今後も積極的に再生可能エネルギーの導入を推進していく。	30年度には第五大島小学校、31年度には香取小学校に設置が予定されており、目標値が達成される見込みである。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。				
21 再生可能なエネルギー設備を導入した施設設置(太陽光発電施設)	6	10施設 (25年度)	13	13	14	14	16施設	既立施設の削減・改築にあわせ、設備導入を図る。	30年度には第五大島小学校、31年度には香取小学校に設置が予定されており、目標値が達成される見込みである。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。					
再生可能なエネルギー設備を導入した施設設置(雨水利用施設)	47	50施設 (25年度)	53	53	54	54	56施設	温暖化対策課	既立施設の削減・改築にあわせ、設備導入を図る。	30年度には第五大島小学校、31年度には香取小学校に設置が予定されており、目標値が達成される見込みである。	指標的公共交通量についてではなく通常量など様々な要因が関与し対応に困難を伴うが、今後も測定を継続し傾向を把握するとともに、結果については区民へ分かりやすく公表していく。				
22 地球温暖化防止設備導入助成事業を用いている区長の割合	—	32.4% (25年度)	26.4%	25.4%	24.7%	50%	温暖化対策課	現状値から考えて、区民の半数に事業内容を周知させることを目指す。	周知用のポスターを作製し、区内の町内会等に掲示を依頼しているが、申請として結果が掛かっており、今後は、区報への掲載回数を増やすなど、新たな周知方法を検索し、取り組む。	周知用のポスターを作製し、区内の町内会等に掲示を依頼しているが、申請として結果が掛かっており、今後は、区報への掲載回数を増やすなど、新たな周知方法を検索し、取り組む。					
23 カーボンマイナスごみもアクションCO削減量の累計	—	819トン (20~25黒計)	1,127トン (20~25黒計)	1,307トン (20~25黒計)	1,485トン (20~25黒)	1,700トン (20~25黒)	温暖化対策課	環境月間(6月)において、全区立小学校の5~6年生児童が家庭で取り組む環境に貢献した行動によって算出されるCO2削減量(累計)より少なめである。この数値は、過去の平均CO2削減量よりも少なかつたため、削減量のため、造成されるところを考慮して計算。	残り2年間で、(1700-1485)÷2=107.5t(年度あたり)以上、削減できれば、目標値に到達する。この数値は、過去の平均CO2削減量よりも少なかつたため、削減量のため、造成されるところを考慮して計算。	周知用のポスターを作製し、区内の町内会等に掲示を依頼しているが、申請として結果が掛かっており、今後は、区報への掲載回数を増やすなど、新たな周知方法を検索し、取り組む。					

施策 1	水辺と緑のネットワークづくり	主管部長(課)	土木部長(河川公園課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	エコロジカルネットワークの方針を明確にし、生態系の保全を進めると共に、計画的な緑地整備や緑地管理を行います。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、ポケットエコスペースの整備など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 豊洲地区をはじめとした臨海部の人口が増加している。 河川や運河は護岸整備が進み、散歩道などへの利用転換が進んでいる。 地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢社会への対応が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。 散歩道などの整備が進み、ネットワーク化が進む。 緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 「持続可能な社会」の実現に向けて、「自然との共生」を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。 まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標担当課
1 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	82.3	81.1	82.5	82.5			85	河川公園課
2 区民1人当たり公園面積	m ²	8.60	8.43	8.36	8.32	8.51		10	河川公園課
3 水辺・潮風の散歩道整備状況	m	27,097 (25年度)	28,808	28,948	29,071			29,647	河川公園課
4 ポケットエコスペース設置数	か所	49 (25年度)	49	50	52			54	施設保全課
5 生物多様性という言葉を聞いたことがある区民の割合	%	62.9	64.6	64.5	65.1			75	施設保全課
6 水と緑に関するボランティア数	人	1,159 (25年度)	1,150	962	1,209			—	施設保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標3:27,808 指標4:49 指標6:1,163

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	3,199,825千円	2,631,264千円	3,685,475千円	0千円	
事業費	2,744,783千円	2,223,268千円	3,222,195千円		
人件費	455,042千円	407,996千円	463,280千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標1】水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合は、近年では80%台を維持しており、区民にとって緑が身近に感じられている。

【指標2】区民一人当たりの公園面積は人口増加による影響が大きく、平成29年度まで減少傾向であったが、平成30年4月に豊洲ぐるり公園（約15ha）が全面開園したため増加となった。

【指標3】水辺の散歩道整備は都により小名木川が概成し、現在は北十間川及び横十間川の整備が進められている。潮風の散歩道整備は、計画的に整備を行っている。（平成27年度28,808m、平成28年度28,948m、平成29年度29,028m）

【指標4】ポケットエコスペース設置数については、学校施設の改修等による整備が進められ増加している。（平成27年度 49箇所、平成28年度 50箇所、平成29年度 52箇所）

【指標5】「生物多様性」の認知度については、平成27年度から横ばいとなっている。

【指標6】水と緑に関するボランティア数は、横ばいとなっている。平成28年度は、活動団体の一つである幼稚園の改修に伴い、一時的に減少したものである。（平成27年度1,150人、平成28年度962人、平成29年度1,209人）

(2) 施策における現状と課題

◆緑の豊かさを増やすためには、緑のネットワーク化を進めることで区民が緑に触れ合う機会を増やす必要がある。また、緑化推進による各施設の植栽後の樹木の生育や拡充により必要となるメンテナンスなど適正な維持管理を行う必要がある。◆区民一人当たりの公園面積は、本区の急激な人口増加により減少している。◆水辺・潮風の散歩道の整備状況については、計画的に進行しているが、分断している箇所がある。◆ポケットエコスペース設置数については、学校の新增築時や公園の新設・改修時に合わせて整備を進めている。◆生物多様性については、身近な生活環境における重要性を周知していくことが求められる。◆水と緑に関するボランティア数については、さらなる拡大を目指すことや継続的な活動を促す環境が必要となる。◆大規模改修が予定されている仙台堀川公園は、施設の老朽化などが進んでいるほか、園内の自転車通行が増え歩行者と錯綜している。さらに、隣接する両側の道路幅員が狭いなどの課題がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆豊かな緑の形成に向けて、公園や水辺・潮風の散歩道の整備を着実に進め、水辺のネットワーク化を推進するとともに、公園の運営・維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、区民・事業者・区で連携するなど、様々な手法を検討していく。◆区の人口増加に伴い、より必要となる公園・緑地について、事業者との連携により新たな公園・緑地の創出を目指す。◆水辺・潮風の散歩道の整備にあたっては、ネットワークの形成を目的に、分断している箇所についても引き続き整備を進めていく。◆児童の自然保護に対する意識、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として、引き続きポケットエコスペースの整備を行っていく。◆エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動出来るよう、活動環境の改善に取り組んでいく。◆仙台堀川公園については、道路の無電柱化と合わせた一体整備を行い、緑豊かな憩い空間と歩行者の安全性を確保した公園の創出を図る。

施策 2	身近な緑の育成	主管部長(課)	土木部長(管理課)
		関係部長(課)	土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めます。また、計画的な剪定等、街路樹の適切な維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上（壁面）緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> H22.7 「江東区内における街路樹充実計画」策定 H24.4 「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 H24.7 「江東区CIG（※）ビジョン」策定 H27.1 「江東区みどりの条例施行規則」改正（H27.9施行） H27.7 「CIG区民サポーター会議」第1回の開催 生活に身近な緑や四季の花、公園、学校の緑の増加を望む声が多い。 道路にふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが拡がる。 道路に木陰や緑花を求める声が増加している。 ライフスタイルが緑に親しむものへと変化している。 <p>※CIG : CITY IN THE GREENの略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における緑や、区民・事業者に対する緑化指導等による緑が増加し、街路樹や公園、学校の樹木が連携して緑の街並が形成される。 区民・事業者に対する緑化指導等により植栽水準がレベルアップする。 都と連携し都区道「みどりのネットワーク」が形成される。 道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 緑を守り育てる心が育まれ、江東区CITY IN THE GREEN=CIG（緑の中の都市）に近づいていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
7 緑被率	%	19.93 (24年度)	—	—	18.71			22	管理課
8 区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086 (25年度)	7,332	0	1,995			—	管理課
9 街路樹本数	本	13,340 (25年度)	15,329	16,882	17,635			18,000	道路課
10 区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561 (25年度)	57,704	103,818	118,929			—	管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標8：1,628 指標9：14,425 指標10：102,435

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	454,376千円	417,167千円	448,736千円	0千円	
事業費	370,412千円	341,867千円	362,746千円		
人件費	83,964千円	75,300千円	85,990千円		

6 一次評価<主管部長による評価>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標7】平成29年度緑被率調査では、低未利用地であった南部地域の草地が開発により減少したため、前回調査より減となった。今回調査には、建築工事中である土地が多く含まれているため、竣工時には緑化指導に基づく緑地が確保される予定である。引き続き緑化指導により、緑化を推進していく。

【指標8】校舎の新增築・改修工事を実施する際には、CIGの実現を目指して、屋上・壁面緑化を実施してきた。また、芝生化についても、希望する学校のほか平成23年度からは、改修の際にも芝生化を進めてきた。(平成27年度の指標値の増は、有明西学園の建築に伴う緑化指導による。平成28年度は新築の区立施設がなかったため実績はなし。平成29年度の指標値の増は、香取小学校の改築に伴う緑化指導による。)

【指標9】平成22年度に策定された街路樹充実計画に基づき、順次高木・中木の植栽を行っている。街路樹本数は平成29年度末には17,635本となり、平成31年度目標達成に向け着実に植栽を行っている。

【指標10】敷地面積250m²以上の建築計画の際には、「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を実施している。平成15年度に屋上など建築物上緑化の基準を設け、平成21年度に壁面緑化を義務化するなど先進的かつ、着実に緑化を行ってきている。平成26年度に「江東区みどりの条例施行規則」を改正し、緑化指導による緑の質の向上と指導対象の拡充を進めている。(平成28年度の指標値の増は東京2020オリンピック・パラリンピックの競技場建築に伴う緑化指導による。平成29年度の指標値の増は、南部地域における大規模開発に伴う緑化指導による。)

(2) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次実行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成29年度までに計27地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校25校、中学校1校、義務教育学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後5年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画（後期）に基づき、民有地・公有地緑化に取り組む。◆CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりを進めていく。区民の緑化施策への参画を促すことを目的とした、「CIG区民サポート会議」の提言を受け、区民・事業者・行政が一体となり「CITY IN THE GREEN」の実現を目指す。◆教育施設においては、引き続き校庭芝生化を推進していく。新築・増築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

施策 3	地域からの環境保全	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する情報発信を行い、環境保全のための取り組みを促進します。
②計画的な環境保全の推進	環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを、区民・事業者・区が連携して進めます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月、「省エネ法」改正により、電気の需要の平準化等が追加された(H26年4月施行)。 平成25年9月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第1作業部会による第5次評価報告書において、人間活動が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)こと、温暖化についてはその影響が「疑う余地がない」こと等を公表した。 平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 土壤汚染や大気環境に関する法令が改正され、環境基準達成に向けた対策が強化された。 東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害が起きの受け入れ、節電等、環境施策に対する区民意識が高まっており、また、本区の人口増加や個人の生活様式の多様化に伴い、快適な生活環境や環境保全を求める区民要望も増加している。 平成27年9月、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む)を採択。 平成27年11月、政府は温暖化の影響・被害を最小限にとどめるための「気候変動の影響への適応計画」を策定。 平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催「パリ協定」が採択。日本は「日本の約束草案」に基づき、平成32(2020)年度以降平成42(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比26%減とした。 平成28年3月、「東京都環境基本計画」改定。 平成28年5月、政府は「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標(平成42年度削減目標)の達成に向けた取り組み等をまとめた。 平成28年5月、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部第1回会合が開催された。持続可能な開発目標(SDGs)の実施のための我が国の指針が策定された。 平成29年12月、第1回「ジャパンSDGsアワード」表彰式を開催。 平成30年2月、「気候変動適応法案」閣議決定。 平成30年4月、政府は「第五次環境基本計画」を策定。パリ協定発効や国連持続可能な開発目標(SDGs)制定等の内容を盛り込んだものとなつた。今回の計画では、分野横断的な6つの重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の科学的知見などによれば、CO₂の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、今後、より多くの排出削減が必要になると予測している。平成42(2030)年まで追加的緩和が遅れると、工業化以前と比べて気温上昇2℃未満に抑制するための課題がかなり増えることになる。 東日本大震災の影響により、エネルギー需給構造を見直し、「長期エネルギー需給見通し」に基づいて平成42年の電源構成を提示した。これにより徹底した省エネ、再エネの最大限導入、火力発電の効率化、原発依存度の低減が基本方針として進められる。 都は「東京都環境基本計画」を改定し、エネルギー消費量を平成12年比で、平成42年までに38%削減、温室効果ガス排出量を平成12年比で平成42年までに30%削減するとしている。 政府は、平成32(2020)年度の温室効果ガス削減目標を平成17(2005)年度比3.8%とし、またCOP21において平成32年度以降平成42年までの温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するとしている。 平成32年に「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定した。都は開催までに環境を軸にしたまちづくりを目指し、世界をリードしたいと意欲を示している。 人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が今後も見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。一方、世帯数あたりのエネルギー消費量や業務における延床面積あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、節電に対する取り組みが定着してきていくと考えられ、今後さらなる定着に向け取り組みを推進することが求められる。 安全で快適な生活環境を求める区民要望に応えるため、環境保全行政を行う区の役割が増大する。 環境保全対策や環境問題への対応を求める区民の声に応えるため、迅速かつ正確な情報発信が必要となる。 今後は、地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時にしていく必要がある。 今日の環境問題は多様で複雑であり、豊かな社会を実現するために、環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた施策展開が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
11	環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	53.9	48.7	51.0	49.9			60	温暖化対策課
12	環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数	人	28,811 (25年度)	30,836	31,967	35,903			29,100	温暖化対策課
13	大気常時測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）の環境基準達成割合	%	71 (25年度)	100	100	100			100	環境保全課
14	区内河川及び海域の水質（BOD,DO,COD）の環境基準達成割合	%	78 (25年度)	91	82	65			100	環境保全課
15	道路交通騒音の環境基準達成割合	%	68 (25年度)	50	55	61			100	環境保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標12：28,448 指標13：71 指標14：74 指標15：60

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	214,231千円	188,185千円	217,666千円	0千円	
事業費	65,490千円	54,997千円	65,718千円		
人件費	148,741千円	133,188千円	151,948千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標11】現状値より低いものの、目標値に向かい推移している。区民の半数以上が、13項目中6項目の環境に配慮した取り組みを行っている。特に、ごみの分別、リサイクル、公共交通の利用、詰め替え製品の利用といった基本的な項目は7割以上の区民が実施しており、区民意識はかなり高いものがある。さらに伸ばすためには、引き続き環境問題に関する情報発信を行い、区民の環境保全の取り組みを促進する。

【指標12】目標値は超えている。引き続き受講者アンケートを実施し、事業評価を行いながら、企画内容・運営の更なる充実を目指していく。

【指標13】年間を通じ、東陽他計3か所の測定局で、二酸化窒素等を常時測定している。平成29年度は全ての測定項目で環境基準を達成した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標14】荒川他河川及び海域でBOD、DO、COD等を年4回測定している。下水道の普及等により河川へ流入する汚濁が減少し、水域類型が現状と合わない水域が増加（現状の類型は平成9年告示）したため、平成29年度より東京都告示により水域類型が変更され、江東内部河川もランクが上がったことから従来の基準値が変更された。その影響を受けてBOD、DO、CODの環境基準達成割合が低下している。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標15】京葉道路等の道路20地点（平成29年度は19地点）において、年1回、24時間連続測定を行っている。平成29年度は環境基準を達成した地点が、昼間で13地点、夜間で10地点と前年度とほぼ同様の値を示した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

（2）施策における現状と課題

◆施策評価を決める「環境に配慮した行動」が一般に認知しづらい内容であり、今後、評価する内容を検証する。喫緊の改善として、評価項目が低かった「環境情報の収集・学習」については、環境教育の参加者の拡大を目指すほか、常設展示や施設見学など、こどもから大人を対象にした事業を展開する。環境問題に関する情報を、区民と事業者が共有するためには、区民各層を対象とした環境学習プログラムを実施することに加え、事業者への環境啓発が必要である。

◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。そこで、区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。

◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。

◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。

◆大気、水質、騒音等についてモニタリングを継続し、長期的な傾向を把握するとともに、環境基準の達成に向けて事業者や区民に働きかけていく必要がある。

◆東日本大震災後、節電の取り組み及びその定着等によりエネルギー消費量は減少しているが、火力発電による供給依存度の高まりや業務床面積及び世帯数の増加により、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・区が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡単に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこつくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点をおいて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境基本計画に基づき、定期的に「江東区環境審議会」による評価を受けて施策の継続的なレベルアップ・見直しを図る。また環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を検討する。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆大気、水質、騒音等のモニタリングの結果を区民や事業者と共有し、安全で快適な生活環境づくりをめざす。◆環境基本計画に基づき、計画や各施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

施策 4	循環型社会の形成	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこっくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行 H25.5 国が「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定 H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名 H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷庫・冷温庫（冷却や制御に電気を使用するものに限る）が追加 H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直しを検討 H27 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定 H28.3 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定 H29.3 新たな課題の対応や国・東京都の動向を踏まえ、「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定（第4次） H29.3 （公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力 H29.10 廃棄物処理法施行令の改正により、新たに廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を定義 	<ul style="list-style-type: none"> 人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。 人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数について検討する必要がある。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。 3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会経済の構築が求められており、今後、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減に向けた取り組みが進んでいく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	g	722 (25年度)	688	666				661	清掃リサイクル課
17 区民1人当たり1日のごみの発生量	g	542 (25年度)	498	483				469	清掃リサイクル課
18 資源化率	%	25.7 (25年度)	28.0	27.9				29.6	清掃リサイクル課
19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97 (25年度)	71.68	72.58				71.14	清掃事務所

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標16：698 指標17：524 指標18：25.7 指標19：71.21

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	6,820,849千円	6,478,346千円	6,792,626千円	0千円	
事業費	5,149,537千円	4,981,649千円	5,074,342千円		
人件費	1,671,312千円	1,496,697千円	1,718,284千円		

6 一次評価《主管部長による評価》					
(1) 施策実現に関する指標の進展状況					
【指標16】区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、本区の5Rの取り組みにより減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展している。					
【指標17】区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により減少傾向で推移しており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展しているといえるが、更なる周知徹底が求められる。					
【指標18】資源化率については、平成27年度は不燃ごみ資源化試行事業により前年度と比較して2.3%増加したが、平成28年度は平成27年度と比較して0.1%微減となった。					
【指標19】大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、既に目標を達成した。					
(2) 施策における現状と課題					
◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、資源・ごみの分け方の周知徹底に努めてきた。平成28年9月から、水銀汚染の防止をさらに推進するため、燃やさないごみを3種類に分別するよう変更した。◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。◆区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移しているが、更なる減量に向け、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆古着のリユース・リサイクルを推進するため、平成23年度から古着回収を実施している。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別について一層の周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。食品ロス削減に向けて、平成29年度より、環境フェア、区民まつりでフードドライブを実施している。◆本区の人口が50万人を超える今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。また、増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止したことにより、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間事業者に委託している。					
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性					
◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用のほか、利便性の高いスマートフォン用アプリを平成29年10月から配信している。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど継続していく。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るために、事業の点検・評価・見直しを行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化について3年間の試行実施を経て、平成30年度から本格実施を開始した。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効に伴い、平成28年度途中より蛍光管等水銀含有廃棄物の適切な回収を実施した。水銀含有廃棄物は清掃工場へ与える影響も大きいことから今後も適正排出について周知が必要である。◆食品ロスの削減や使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、ごみを発生させない取り組みを促進していく。◆東日本大震災のような大規模災害に伴う災害廃棄物に対し、今後、適正処理の準備等が必要となる。					

施策 5	低炭素社会への転換	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギー設備、高効率・省エネ機器について、助成事業等により区内全域に普及促進します。また、公共施設においては、改築・整備にあわせて導入を進めます。
②エネルギー使用の合理化の推進	スマートメーター※1の普及にあわせた家庭における省エネや、地域冷暖房等エネルギーの面的利用の導入を推進します。また、次世代自動車の普及や公共交通の利用を促進します。
③パートナーシップの形成	区民・事業者・区がパートナーシップを構築し、環境負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを展開します。

※1 スマートメーター…電力使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う原子力発電所停止の影響で、全国的に節電に取り組み、定着してきている（平成28年夏より政府の節電要請なし）。平成27年度より、政府は地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。 平成25年6月、日本再興戦略において、平成32年までに次世代自動車（EV、PHV、FCV等）の新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、効率的なインフラ整備等を進めるとしている。 平成26年3月、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、数値目標を定めた。 平成26年4月、政府が「エネルギー基本計画」策定。これに基づき「長期エネルギー需給見通し」を策定。再生可能エネルギーについては、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとした。 平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 平成27年3月、23区初となる「マイクロ水力発電施設」設置。 平成27年4月、燃料電池自動車2台導入。 平成28年3月、潮見に水素ステーションが整備される。 平成28年4月、電力小売り全面自由化開始。電力メニューの選択制が開始、本区は、一部の小中学校で新電力を導入。 平成28年7月、東京都環境公社が潮見に「水素情報館 東京スイソミル」を開設。 平成29年3月、有明に水素ステーションが整備される。 平成29年4月、ガス小売り全面自由化開始。 平成29年4月、改正FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律）が施行。計画のみにとどまる業者の売電権利失効や売電価格の見直し等が盛り込まれた。 平成29年6月、新砂に水素ステーションが整備される。 平成29年12月、経済産業省が「水素基本戦略」策定。 平成30年2月、「気候変動適応法案」が閣議決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響により、再生可能エネルギーやゼロエネルギー建築物等の普及促進が進められ、スマートコミュニティの形成が推進されていく。 水素社会の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を目途に、水素供給システムの開発・普及等が進み水素エネルギーの多目的な活用が予定される。 平成32年度までに区域の全家庭にスマートメーターの設置が完了する見込み。普及に合わせ、有効な活用方法等の周知を事業者等と協力し、省エネルギー活動の支援を進める。 平成25年3月に策定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」において、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとされており、地域の実情を鑑みた一層の省エネルギー施策を進めていくことが求められている。 温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 パリ協定を踏まえて策定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進することが求められている。 地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけでなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時にしていく必要がある。 平成31年には、固定価格買取制度（FIT）による買取期間が満了する。それにより、住宅用太陽光は、売電より自家消費を志向する家庭が増えると見られ、余剰電力が出る可能性が高い。そこで、蓄電池の設置や、地域間融通への需要が増える。 また、太陽光発電への需要が減る可能性もあるが、それ以外の再生可能エネルギーへの取り組みが求められる。 国は低炭素地域づくりの支援として、「地方公共団体カーボン・マネジメント事業」や「地方創生に向けた自治体SDGs」を推進している。全国的には、国の支援を活用し取組みが進むと考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
20	江東区域のエネルギー消費量	TJ	30,307	28,785					31,958	温暖化対策課
21	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数（風力発電施設）	施設	2 (25年度)	2	2	2			2	温暖化対策課
21	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数（太陽光発電施設）	施設	10 (25年度)	13	13	14			16	温暖化対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数（雨水利用施設）	施設	50 (25年度)	53	53	54			56	温暖化対策課
22	地球温暖化防止設備導入助成事業を知っている区民の割合	%	32.4 (25年度)	26.4	25.4	24.7			50	温暖化対策課
23	カーボンマイナスこどもアクションCO ₂ 削減量の累計	トン	819 (H20-25 累計値)	1,127 (H20-27 累計値)	1,307 (H20-28 累計値)	1,485 (H20-29 累計値)			1,700 (H20-31 累計値)	温暖化対策課

*指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標20：30,307 指標21（風力）：2、（太陽光）：11、（雨水）：51 指標22：32.4
指標23：989

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	375,504千円	344,226千円	373,052千円	0千円
事業費	307,405千円	283,289千円	313,504千円	
人件費	68,099千円	60,937千円	59,548千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標20】CO₂排出係数の変動に影響されない省エネルギーの継続的な取り組みを注視するための指標。節電の取り組みとその定着により平成25年度31,761TJ・平成26年度30,307TJと現状値を下回った。世帯数や事業所延べ床面積は今後も増加見込みのため、引き続き省エネを推進する。

【指標21】長期計画に沿って順調に導入が進んでいる。太陽光発電と雨水利用施設は、施設の新築・改修等に合わせて導入を進める。

【指標22】申請件数は増加しているが、認知度は、現状値から若干低下した。今後は、ポスターの製作・掲示や区報への掲載回数の増加等、今後更に様々な周知方法を模索し、取り組む。

【指標23】順調に推移している。

（2）施策における現状と課題

◆節電の取り組み及びその定着により、エネルギー消費量は減少しているが、今後の人口増や事業所の延べ床面積の増により、目標年度にはエネルギー消費量の増加が見込まれるため、省エネルギーの継続により、目標年度には江東区域のエネルギー消費量を平成23年度程度に抑制する。◆江東区域のエネルギー消費量の現状値（平成23年度）は、震災後の区民・事業者の省エネルギー意識の向上により大幅削減が達成された年の数値であり、目標達成には、区民・事業者に同様の意識向上を求めることが必要である。◆区施設への再生可能エネルギー設備の導入やカーボンマイナスこどもアクションなどを通じた啓発が重要である。◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入及び次世代自動車の購入への助成制度によりCO₂削減の取り組みを継続する必要がある。

（3）今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆施策3「地域からの環境保全（取り組み②計画的な環境保全の推進）」による、環境審議会及び江東エコライフ協議会との連携を深めながら、本施策を推進する。◆COP21を踏まえた国の動向や都におけるエネルギー政策の動向を注視しながら、低炭素社会への転換を目指す。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆東日本大震災以降、太陽光発電や燃料電池等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっており、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入・利用拡大を推進する。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民・事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

『外部評価委員会による評価』

3年間の総括評価

委員	評価内容
ア	住民の暮らしと地球環境という人類社会の課題を考え、大綱1に本テーマを掲げたことに区政の理念が明示されており、そのことに敬意を表したい。また、大綱1を構成する5つの施策ともに、地道な取り組みが行われていることも評価したい。特に、区民1人当たりの1日のごみの発生量が目標値に向けて減少していることは、取り組みの成果であり、区民意識の向上によるものと考えられる。
イ	「施策の大綱」は区民との共有が容易なかたちで施策の目指す姿を掲げており、それに向けて、区民とともに取り組むことを明確にしながら、真剣かつ着実な努力が行われてきている。
ウ	
エ	評価結果及びモニターのコメントを改めて確認した上で、個別施策については概ね目標達成ができているといえる。そのうえで、この大綱の各基本施策に共通するのは、各施策が大きく①数値実績(整備水準)の目標と②教育・意識啓発の目標の二種から構成されていることに着目し、改めて全体を概観すると、自然保護意識の向上(施策1)、CIGに対する理解推進(施策2)、環境学習受講者数の増加(施策3)、外国人のゴミ出しマナー強化(施策4)、カーボンマイナスアクションの充実(施策5)、エコリーダー養成講座受講者数増加(施策5)など、「②」における課題が羅列されている。これについて、どのような方針で、具体的にどのように改善を総体として図るのか、具体的な道筋を次期長期計画において示すことが重要と考える。
オ	区民が身近に水辺と緑を感じられるよう、公園整備、河川・水路沿いの散歩道の整備、街路樹の植樹等の取り組みが積極的になされており、評価できる。その一方で、整備に伴い維持管理コストも発生することに関しては、整備段階から念頭に置き、住民との一層の連携を図っていくことも重要である。 環境意識の向上、環境保全の推進、循環型社会の構築等についての様々な取り組みも実施されている。ただし、環境関連の取り組みは区のみで完結するものではなく、限られた人手で効果的に事業を実施する観点から、国や都等の関係団体への一層の働きかけや、民間団体や教育関係機関を巻き込んだ仕掛け作りに関して考慮することが必要である。また、ごみの減量と再資源化への努力により、その成果が出ており、区民にも区の姿勢は伝わっている。今後も取り組みを継続する一方、メリハリのあるコスト配分とそれに関する住民への説明が重要になってくると考える。
カ	施策1における河川等の散歩道の整備、学校施設改修時のポケットエコスペースの新設、施策2における校舎等の屋上緑化・壁面緑化の実施、街路樹の充実、施策3における「えこっくる江東」の環境学習講座、「環境フェア・エコライフ協議会等」での環境啓発の実施、施策4におけるスマートフォンアプリによる5Rの啓発、古着の回収、生ごみを堆肥化する機材の貸与、施策5における再生可能エネルギー設備の導入、カーボンマイナスこどもアクション事業やエコリーダー養成講座の実施など、それぞれの施策においての具体的な事業の実施については評価できる。指標上では目的達成に到達しないものもあり、指標そのものに無理があるのかを含めて原因の分析が必要である。

今後の取り組みへの提言

委員	評価内容
ア	大綱1の5つの施策は、理念や目的としては誰もが納得できるものである一方、いずれも息の長い長期的な取り組みであり、短期間に結果の出るテーマではないこと、また、区民の意識の醸成が大切な要素となっていることなどの特質を有している。そのために、区がどこまで、どれだけの予算や戦力を投入して行うべきか、何をもって成果とするかについては、十分に検討して進める必要がある。この点を次期長期計画に活かしていただきたい。
イ	基本施策1及び基本施策2の双方において、大きな方向の修正等の必要はないと考える。「風の道」「エコロジカルネットワーク」「CITY IN THE GREEN」、「区民の環境保全意識」「5R」「低炭素社会」のコンセプトは、区の姿のシンボルとして、次の10年に向けても普遍的な通用力を有しており、その精力的な追求が望まれる。
ウ	
エ	「大綱」単位で、「環境意識」を高めるという視点で方針を定めたうえで、各施策の課題対応策として具体的方法論を落とし込めないか。 人の意識変容には、ストーリーが必要である。江東区の環境行政や住民の環境意識は、ごみ問題との格闘史によって形作られてきたというのは、ある意味で事実と言えるだろう。大げさかもしれないが、江東区のまちづくりと、イシューとしての環境問題との間の親和性は高いといえる。その意味で、例えばSDGs(持続可能な開発目標)のような国際標準に照らしながら、どのような区民意識の醸成を図っていくのかというアプローチは、荒唐無稽かもしれないが、一考の価値はあると考える。 このようなスケール感を持つことで、例えば学校教育など他の基本施策との連動・連携の可能性が浮上し、「学びスタンダード」や新学習指導要領との連携など、同施策における課題対応へのこれまでにはない角度からの展望も拓け得る。
オ	公共施設の緑化だけでは限りがある。民間緑化に関しては、条例等で新規の建築物等への緑化指導はなされるが、今後、既存のものに対しての緑化に関しては、住民を取り込み緑化を継続的に行えるような仕掛けをしていくことが重要となる。 区民協働に関して、街路樹維持管理を例にとれば、実施には専門性や安全性の観点から困難な点があるものの、街路樹の維持管理に積極的な住民参加が得られれば、それは単に維持管理コストの削減に有用なだけではなく、住民の地域への愛着が醸成されることとなるのではないかと考えられる。「京都市サポート制度」を設け、落葉の清掃や除草などの周辺美化活動、街路樹の病虫害等に関する市への情報提供等の維持管理作業を、地域住民が実施している自治体もある。江東区でも、江東区アダプト・プログラムで清掃関連での取り組みがあるため、部署連携で街路樹管理との連携が計れるかについても検討することもできるのではないかと考える。
カ	・施策1: 区民1人当たりの公園面積の指標は一般的であるが、江東区のような都会は区域の一定程度の公園面積を確保する指標のほうが現実的である。生物多様性は、具体的に企業や住民に対してわかりやすい説明が必要である(企業に対して…環境に配慮した製品、住民に対して…食べ残しなどの食品廃棄物の減少など)。 ・施策2: 公共施設の屋上緑化などは、公共施設等総合管理計画の個別計画にしっかりと位置付ける必要がある。町会等のボランティアの植栽による身近な緑の育成について、過去に取り組みをしたがうまくいかなかったとのことであるが、その原因を分析し、違う方法でのチャレンジをしてもらいたい。 ・施策3: 地球温暖化の内容は、施策1と連携をとった施策が望まる。 ・施策4: 大綱の中でもコストがかかる施策である。5Rの推進をするにあたり、認知度を高めるだけではなく、区民が具体的にどうすればよいのかをPRする必要がある。 ・施策5: カーボンマイナスこどもアクション事業など、区のオリジナルの施策は継続してもらいたい。
その他	<p>・基本施策1の指標の多くは、例えば、「水辺・潮風の散歩道整備状況」「街路樹本数」など数字の増加が区民にとって望ましいことが起きていることを示すものではあるが、それに留まっている。できるならば、行政として区の地域についてこれらが完備した理想的な設計図をあらかじめ明らかにし(「水辺・潮風の散歩道理想総延長」「街路樹整備理想本数」など)、それとの関係で、現時点はどこまで到達しているのかを示す指標を設けることが望まれる。それによって、区民が行政の懸命の努力を理解し、正しく評価することができる。</p> <p>・基本施策2は、市民の意識の変容とともに行動の変容をも求めている。それはそうであろうが、言うまでもなく行動の変容を導くことは容易ではない。この点で、指標が「行動の変容」一概になっているのは現実的ではない。「意識の変容」だけで差し支えないのではないか。この点で、カーボンマイナスこどもアクションの指標がCO2削減量になっていても、理論には忠実なのだろうが、違和感がある。区による働きかけの努力とそれへの児童・生徒の反応を示す指標を使う方が、業務運営上も区民の行政努力への理解上も望ましい。</p> <p>・本大綱に限らず、施策間の横断的連携の議論(ここでは、清掃領域と土木・都市計画領域の連携)になると、しばしば区側から「それは総合計画の現大綱の括り方にはそもそも無理がある。庁内の機構編成と合致していない」という類のコメントが提示される。こうした側面があることは理解しているので、次期長期計画では、基本施策の構成や、現実的な部署間連携や庁内協議の立ち上げが理想であるのかなどについても、庁内検討の課題として議論されることを期待したい。</p> <p>・指標の考え方に関しては、検討の余地がある。</p> <p>・本大綱は、待機児童の解消などの緊急性はないものの、地球レベルでの温暖化問題を含めた地球環境の維持という大切な大綱であり、地道な周知活動が必要である。</p>

【大綱2】

未来を担う子どもを育むまち

大綱2 未来を担うこどもを育むまち	
基 本 構 想	<p>目指すべき江東区の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもを育てることに、喜びと生きがいを持てる社会になっています ・こどもたちが毎日楽しく学び、遊ぶ中で、こどもらしくのびのびと育ち、責任感を培うとともに、未来を担う力を養っています ・地域社会が一体となり、こどもの未来を育んでいます <p>施策の大綱</p> <p>江東区のこどもが、江東区を愛し、世界を舞台に生き生きと羽ばたいていける環境を創造していくことが求められています。</p> <p>そのため、こどもをめぐる状況の変化、子育て家庭のニーズを的確にとらえ、安心してこどもを産み、育てられる環境の充実に努めます。</p> <p>また、学習環境の整備や地域等との連携をより一層推進し、一人一人が大切にされ、楽しく学び、責任感を培うことができる学校をつくるとともに、知・徳・体を育む教育を実現していきます。</p> <p>さらに、家庭・学校・地域が一体となり、健やかなこどもの未来を育む地域社会づくりを進めます。</p>

基本施策3	安心してこどもを産み、育てられる環境の充実					
施策6	保育サービスの充実	主管	こども未来部			
目 指 す 姿	保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。					
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト保育の導入や公有地を活用した保育所整備等による定員の拡充、地域型保育事業及び定期利用保育事業の実施により、待機児童の解消が図られつつある。 ・平成30年度より、区立保育園及び公設民営保育園の全園で延長保育を実施し、利用者ニーズに対応した。 ・病児保育への需要に応えるため、病児・病後児保育室の定員拡大を図った。 ・保育人材の確保及び定着化を図るため、各種補助金の活用及び就職フェアの開催等を実施。 						
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児(0～2歳)の受け皿を拡充するとともに、連携施設の設定など3歳以降の確保策を検討する。 ・幼稚園の活用や非施設型保育の拡充など新たな定員確保策を推進していく。 ・長期的かつ正確な保育ニーズの推計を行い、より実態に即した事業計画を策定する。 ・必要なときに安心して病児・病後児保育室を利用できるよう、引き続き事業の周知及び利便性の向上を図る。 ・保育所の安定的運営のため、保育人材の確保及び定着化を図るための事業継続を検討する。 						
施策7	子育て家庭への支援	主管	こども未来部			
目 指 す 姿	子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。					
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に「こども・子育て支援事業計画」を策定後、平成30年3月に中間年の見直しを実施。 ・区民ニーズに的確に対応するため、各種子育て支援事業を展開し、高い利用率を示してきた。 ・ファミリーサポート事業等でボランティアの拡充に取り組んできたが、更なる確保が求められている。 ・ハンドブックやメールマガジン等、様々な手法で子育て情報発信に取り組んでおり、認知度も向上している。 ・児童手当等の各種手当てを支給し、必要な世帯に経済的支援を提供できている。 						
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期支援事業計画(32～36年度)に向け、30年度に区民意向調査等、31年度に改定作業を実施。 ・子育て支援を必要としている世帯が増加傾向であるため、各種子育て支援事業の充実を図る。 ・子育てサービスの充実を図るため、地域バランスのとれた子ども家庭支援センターの整備を進める。 ・児童相談所の移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点や子ども家庭支援センターのあり方を検討する。 ・子どもの貧困拡大や国等の新たな支援策などにより支援対象者の増加が考えられ、きめ細かな対応が求められる。 						

基本施策4 知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり						
施策8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	主管	教育委員会事務局			
目標 指 す 姿	学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> 「こうどう学びスタンダード」への取り組みが6年目となり、各学校における授業改善を中心とした取り組みが定着してきている。 「江東区オリンピック・パラリンピック推進計画」を基に、全校園で本区独自の取り組み等、オリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。 全小中学校において、無線LAN環境及び1校あたり86台のタブレット端末を導入し、児童・生徒の情報活用能力育成のための環境整備を促進した。 日光・富士見両学園の今後の移動教室等のあり方や管理運営方法等について検討を行い、方針を決定した。 部活動における休養日・活動時間の基準を設定し、生徒に十分な休養を与えるとともに、教員の負担軽減を図るルールづくりをした。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> 「こうどう学びスタンダード」の確実な取組を進めるとともに、定着度調査の結果に基づく指導改善及び学びスタンダード強化講師の効果的な活用を図る。また、新学習指導要領等の趣旨を踏まえ、今後の取組を検討する。 全てのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに直接関わる機会を設ける。また、2020年以降も継続できるオリンピック・パラリンピック教育を検討する。 ICT機器については、各校での活用状況を見ながら増設の検討を行う。 移動教室は、小学校は平成31年度のみ民間施設を借上げる。中学校は平成31年度以降、民間施設を借上げる。 部活動指導員制度を導入し、持続可能な部活動の体制整備を進める。 						
施策9	安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	主管	教育委員会事務局			
目標 指 す 姿	児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校（園）が実現しています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室を全小学校・義務教育学校前期課程に設置し、特別支援教育の充実を図っている。 発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒・保護者の相談活動を行っている。 「江東区いじめ防止基本方針」や「不登校総合対策」等に基づき、問題の改善に取り組んでいる。 校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。 通学路交通安全連絡会を踏まえ、通学路の安全対策の強化に努めている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室で支援を受けていた児童が中学校でも支援を受けるために、中学校特別支援教室を開設する。 問題を抱える児童・生徒数が増加傾向にあり、問題も複雑多様化している。改善事例を分析するなど効果検証し、関係機関の連携強化や取り組みを一層充実させていく必要がある。 児童・生徒数の急増による収容対策が緊急の課題となっている。 限られた財政状況の中でコスト縮減を図り、補助制度、基金等を活用し、計画的な改修を実施していく。 「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」をもとに、統一的な取り組みを推進し、学校安全の向上を図る。 						

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管	教育委員会事務局
目 指 す 姿	地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部に取り組む学校を年々増やし、実施校数の割合は全小中学校の6割を超えた。 ・未実施校の意向にも配慮した上で、平成31年度までの学校支援地域本部の全校実施に道筋をつけた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校において、学校評議員会を学校運営協議会に移行し、江東区独自のコミュニティ・スクールのあり方を検討していく。 ・学校支援地域本部をはじめとした、地域と学校が連携する既存のさまざまな取り組みを再編・組織化し、地域学校協働本部として再構築する必要がある。 			
基本施策 5	こどもの未来を育む地域社会づくり		
施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管	こども未来部
目 指 す 姿	地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会を強化し、多機関での連携・協力による虐待の早期発見・対応強化が図られた。 ・児童虐待ホットラインを広く周知したことにより、より早い相談・通告及び早期の対応・支援が図られた。 ・複数の要保護児童支援サービスの展開により、児童虐待の早期改善や再発予防が図られた。 ・こどもの発達段階や親の就業状況に対応した家庭教育学級をPTAや父母の会などとも連携・協力しながら開設しており、こどもの成長への理解促進が図られている。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「東京ルール」および「共有ガイドライン」により見込まれる対応件数の増加に即した体制づくりが必要。 ・児童相談所の移管を見据えながら、今後の本区の社会的養護の方向性や子ども家庭総合支援拠点及び子ども家庭支援センターのあり方を検討する。 ・都市化、核家族化などによる家庭の孤立化や社会全体の教育力の低下により家庭教育の充実が求められる。 ・家庭教育学級の開設のみならず、指導者養成や家庭教育支援チームの組織化などの人的環境を形成し、家庭教育支援体制の整備を図っていく。 			
施策 12	健全で安全な社会環境づくり	主管	教育委員会事務局
目 指 す 姿	地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「江東区版・放課後子どもプラン(平成21年10月策定)」に基づき、平成22年度より区内小学校にきっずクラブの開設を開始、平成29年度までに区内全小学校45校にきっずクラブを開設した。 ・平成30年4月に開校した有明西学園内に開設したクラブを含め、区内全小学校46校できっずクラブが実施されるとともに、「江東区版・放課後子どもプラン」における計画目標年次を1年前倒して整備が完了する。 ・児童館、学童クラブに加え、きっずクラブが新たな放課後の居場所として定着し、区内の放課後活動の場が概成した。 ・「江東区版・放課後子どもプラン」策定時の学童クラブは45クラブあったが、江東きっずクラブの実施に伴い、順次廃室し、平成30年4月現在19クラブとなった。 ・こども110番の家は、区報等での継続的なPRにより、企業・事業者等の協力など一定の成果を上げた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録児童数が減少している学童クラブへの対応、収容対策が課題となっている小学校における、きっずクラブスペースの確保等が課題。 ・社会環境や住民ニーズの変化を踏まえ、各事業の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくり等について検討し、「江東区版・放課後子どもプラン」の改定を行う。 ・こども110番の家は、高齢化等により協力者が減少する中、一層のPRと移動型こども110番の家を検討する。 			

施策 1 3	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管	地域振興部
目 指 す 姿	地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・区による各団体等への連絡調整・情報提供等の支援の結果、青少年育成事業数は目標値に達している。 ・青少年期における悩みへの支援策においては、総合相談窓口を開設し、復学・就職等の成果をあげている。 ・講習会参加者の確保に向けた取り組みを行っており、参加者数の減少傾向に歯止めをかけられつつある。 ・平成29年度に高校生ジュニアリーダーの海外派遣事業を実施し、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたボランティア意識や国際感覚の体得につながった。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成のため、各関係団体・地域団体との連携強化、実効性のあるさらなるネットワークづくりに取り組む。 ・青少年の抱える様々な課題に対し、関係各部署・地域団体との行動連携に取り組み、課題解決の実効性を上げていく。 ・青少年指導者養成等、講習会や講座等の実施にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材育成を念頭に、区民ニーズの把握、内容・PR手法等を精査の上、事業を実施する。 			

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年5月）に判明していた数値。
※長き初年度の値が「—」となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画（後期）における 「施策実現に關係する指標」		要状態 (22年度)						目標値 (31年度)						目標値達成の見込み		未達の場合)要因と今後の取り組み	
		長計年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 (31年度)	指導担当課	目標値の設定根拠・考え方								
施 策 6	24 保育所持機児童数	形式的:335人 実質的:170人	167	277	322	国基準: 実質的:56人	0人	保育課	子ども、子育て支援新制度の動向を踏まえ、保育施設への入所を希望する全児童の受入れ体制を構築し、待機児童数をゼロとするため。	—	—	—	—	—	—	—	—
	25 定員数	—	11,078人	12,094	12,643	13,503	14,053	16,594人	保育計画課	長期計画(後期)当初の目標値は未達成となる見込みである。	江東区子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(平成30年3月)において、当該数値の達成に向けて、施設整備を進めていく。 保育用地や保育上の不足により、民間事業者による認可保育所の整備が遅延しているが、公有地の積極的な活用や整備手法の工夫により、効果的な認可保育所の整備を行っている。	—	—	—	—	—	—
	26 延長保育を実施している保育園の数	—	72園	87	97	114	129	122園	保育課	新設するすべての調査対象施設において、延長保育を実施していけることを図る中で、実施園を拡大していく予定。	平成30年4月1日現在で129園で実施し、目標値を達成した。	—	—	—	—	—	—
	27 子育てがしやすいと思う保護者の割合	47.7%	56.3%	53.7%	58.7%	57.6%	60%	子育て支援課	平成25年度の国民アンケートの調査が「子育てはしないな、い、うん、うう」と思っており、この人たちへの評価をとり込もうとしたが、実施から2年後では、効率的な運営を図る中で、実施度60%の目標は達成できる範囲と考える。	子育てがしやすいため、保護者の割合は、前年度比1.1ポイント減となり、平成22年度から9.5ポイント減少しているが、関係機関と協力して取り組んでいく予定。	—	—	—	—	—	—	
	28 子育てひろば利用者数	275,631人 (25年度)	275,697人	281,176人	307,077人	283,360人	283,360人	子育て支援課	児童館でのひろばは利用者が大幅に増加しており、平成29年度の実績で、全体でのひろば利用者の31年度目標を前倒して達成した。	児童館でのひろばは利用者が大幅に増加しており、平成29年度の実績で、全体でのひろば利用者の31年度目標を前倒して達成した。	—	—	—	—	—	—	
	29 国内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	52.3%	56.3%	58.9%	67.1%	57.8%	60%	子育て支援課	保護者の子育てに関する情報収集手段の多様化が進み、対応してほしいと思われる。これまでの子育て支援課では、保護者情報はホームページ上で掲載しているが、各ツールの利活用促進などの取り組みを検討していく。	保護者の子育てに関する情報収集手段の多様化が進み、対応してほしいと思われる。これまでの子育て支援課では、保護者情報はホームページ上で掲載しているが、各ツールの利活用促進などの取り組みを検討していく。	—	—	—	—	—	—	
施 策 7	30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	—	51,406件 (25年度)	65,208	63,992	62,045	58,100件	子育て支援課	平成25年～30年の児童人口(0～3歳)の伸び率13%を乗じた数を目標値にした。	現時点で目標は前倒して達成してあるが、28年度から減少傾向に転じている。サイトの魅力向上や使いこなしのユーザーリークを実施する必要がある。	—	—	—	—	—	—	
	31 子ども医療費助成件数	—	1,088,781件 (25年度)	1,178,782	1,228,004	1,234,220	—	子育て支援課	子ども医療費助成件数の多い、少ないどちらがいいかは見方によって評価が分かれるので、目標値は設定できない。	—	—	—	—	—	—		
	32 全国学力調査で全国平均を100としたときの区の愛媛(中学校)	103.9	106.9	107.3	106.8	108.6	109	指導室	平成30年度は、どうぞ学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改善を図るとともに、区研究協力校の成果発表や教員の指導力向上などを図る研修会を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。	平成30年度は、どうぞ学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改善を図るとともに、区研究協力校の成果発表や教員の指導力向上などを図る研修会を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。	—	—	—	—	—	—	
	33 地域活動・ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	—	—	77.9	87.4	91.8	100%	指導室	現状値取得して行くまでの抽出(サンプル)調査であり、目標値は、オリンピック・パラリンピック教育を通して育む・目標値は、体験的・実践的取組みとしてボランティア活動等の充実を図る予定であり、目標値の達成が見込まれる。	平成30年度は、オリンピック・パラリンピック教育を通して育む・目標値は、体験的・実践的取組みとしてボランティア活動等の充実を図る予定であり、目標値の達成が見込まれる。	—	—	—	—	—	—	

長期計画(後期)における指標		長計年度 (22年度)			目標達成の認定根拠・考え方			【未達の場合】要因と今後の取り組み		
		現状値 (28年度)	2年度	3年度	目標達成 (31年度)	指導担当課				
34	新体力テストで全国平均を100としたときの区の算定値(小学校・ソフトボール投げ)	-	87.4	89.1	91.4	90	指導室	東京都の平均(89.8)を上回る	平成30年度は、体育実技研修会や研究協力校の成果発表会を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。	
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の算定値(小学校・20mシャトルラン)	-	93	89.3	93.6	91.2	95	指導室	東京都の平均(93.9)を上回る	平成30年度は、体育実技研修会や研究協力校の成果発表会を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の算定値(中学校・ハンドボール投げ)	-	97.4	94.8	97.1	99.3	99	指導室	参考:東京都の平均(92.3)	平成30年度は、体育実技研修会や研究協力校の成果発表会を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
35	新体力テストで全国平均を100としたときの区の算定値(中学校・持久走)	-	96	96.7	97	99.2	98	指導室	東京都の平均(97.2)を上回る	平成30年度は、体育実技研修会や研究協力校の成果発表会、中学生駅伝大会(中1対象)を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
	国語の学習者が分かる児童の割合(小学生)	-	80.5%	83.6%	82.0%	82.5	85%	指導室	全国平均最高値(83.3)を上回る	平成30年度は、こうとう学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改革を図るとともに、教員の指導力向上を図る研修会や愛媛労働局による公開講座を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
	算数の学習者が分かる児童の割合(小学生)	-	79.9%	82.8%	84.2%	83.1	85%	指導室	全国平均最高値(80.2)を上回る	平成30年度は、こうとう学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改革を図るとともに、教員の指導力向上を図る研修会や愛媛労働局による公開講座を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
36	国語の学習者が分かる生徒の割合(中学生)	-	75.1%	73.3%	75.9%	78.4	80%	指導室	全国平均最高値(72.2)を上回る	平成30年度は、こうとう学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改革を図るとともに、教員の指導力向上を図る研修会や愛媛労働局による公開講座を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
	数学の学習者が分かる生徒の割合(中学生)	-	57.9%	72.1%	69.4%	71.1	80%	指導室	全国平均最高値(71.7)を上回る	平成30年度は、こうとう学びスタンダード定着度調査の結果等を分析し、授業改革を図るとともに、教員の指導力向上を図る研修会や愛媛労働局による公開講座を実施する予定であり、目標値の達成が見込まれる。
	一人一人を大切にした教育が行き届く保護者の割合	-	80.0% (24年度)	87.6%	86.4%	89.3%	90%	指導室	長期計画前期で70%→80%まで向上させた実績のあったため、さらに10%の向上を目指すこととした。	平成30年度は、「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、 démarché教育や教員研修の充実化、SOSに出しがちな状況である。そのため、目標値の達成が見込まれる。
37	教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	56.40%	63.8% (25年度)	50.2%	45.1%	43.0%	70%	指導室	臨床心理士による教育相談件数は、年々増加傾向、長期化傾向にある。その改善率70%を目指す。	目標値の達成が見込めない状況である。
	不登校児童・生徒出現率(小学校)	0.24%	0.34% (25年度)	0.45%	0.51%	0.20%	指導室	総児童数(約1900人)に対する不登校児童の出現率が割合が0.2%以下となることを目指す。	目標値の達成が見込めない状況である。	
	不登校児童・生徒出現率(中学校)	2.95%	2.96% (25年度)	2.84%	3.90%	2.00%	指導室	総生徒数(約6800人)に対する不登校生徒の出現率が2%以下となることを目指す。	計画的改修を着実に実施しており、目標値の達成が見込まれる。	
38	改修・改築を実施した学校数(小学校)	-	8校	3	2	3	20校	学校施設課 ※主要事業「校舎等の改修」と一致	改修・改築を実施した学校数が見込まれる。	
	改修・改築を実施した学校数(中学校)	-	4校	0	2	0	8校	学校施設課 ※主要事業「校舎等の改修」と一致	計画的改修を着実に実施しており、目標値の達成が見込まれる。	

※長計初年度の値が“一”となつてゐる指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

※長期計画初年度の値が“-”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における 「施設事業に関する指標」		長計物年度 (22年度)			現状値 (23年度)			22年度			23年度			30年度 (31年度)			目標達成課 指標担当課		目標達成の認定根拠・考え方		目標達成の見込み		【未達の場合】要因と今後の取り組み	
49	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	158	174件 (23年度)	186	198	204	180件	青少年課	事業の精査を重んじながら、質の向上を図り、時代を捉えて事業を実施していく。	目標達成。引き続き事業内容の拡充を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	842	640人 (23年度)	684	637	702	760人	青少年課	対象の講習会の数を終り込んだので、前期目標の数値(930人)を下方修正し、達成可能な数値とした。	未達成となる見込み	参加者数を前年度と比較すると、23年度は増加だが、23年度は減少するなど、継続的・安定的に参加者数の増加を図っていくことは難しいと予想される。引き続き、講習の内容やPR等を工夫していく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施策 6	保育サービスの充実	主管部長(課)	こども未来部長(保育計画課)
		関係部長(課)	こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

①保育施設の整備	地域需要に応じて認可保育所の整備を進めます。また、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、認可外施設から認可施設への移行を進めます。同時に、保育の実施者として、保育施設の指導及び検査を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。 既存の保育施設については、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図ります。
②多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心に、区内における0～5歳の乳幼児人口が毎年増加していることや共働き世帯の増加などにより、保育施設への入所希望児童数が毎年増加している（平成25年度：10,095人 平成30年度：13,431人 増加率33%）ことから、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 従前より通常保育のほか、延長保育や産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひとつとき保育など多様な保育サービスの充実を図ってきたが、引き続き区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供・拡充等が求められている。 保育施設の充実を図るため、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。これに基づき、都は待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備促進のための補助制度を創設した（平成21～28年度）。 都営住宅併設型の保育園を中心に老朽化が進み、耐震補強工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 地域主権改革一括法にて改正された児童福祉法により、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について独自基準を設け、緩和した。 子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。 平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施）補助制度を創設した。 平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。 平成28年4月、子ども・子育て支援法の改正に伴い、企業主導型保育事業が創設された。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、豊洲地区を中心とした乳幼児人口の増加や共働き世帯の増加、マンション新築に伴う子育て世代の流入等に伴う保育需要の増加が見込まれる。 就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育など、多様な保育サービスの拡充が求められる。 保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。

江東区 人口推計	27年 (実績)	28年 (実績)	29年 (実績)	30年 (実績)	31年	増減見込 (31年/27年)
区全体	493,952	501,501	506,511	513,197	520,698	105.4%
うち0～5歳	28,005	28,751	28,833	29,086	30,851	110.2%

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
24 保育所待機児童数	人	形式的※1： 315 実質的※2： 170	※3 167	277	※4 322	国基準※5： 76 実質的： 56		0	保育課
25 定員数	人	11,078	12,094	12,643	13,503	14,053		16,594	保育 計画課
26 延長保育を実施している保育園の数	園	72	87	97	114	129		122	保育課

※1 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除した数

※2 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除した数

※3 平成27年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者を除くことができる）

※4 平成29年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者や求職者の控除要件の厳格化）されたが、経過措置により本区は從前どおりの基準で算定

※5 平成29年4月に改正された国の待機児童対象基準により算定

※ 指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	30,159,126千円	27,478,021千円	34,870,408千円	0千円	
事業費	23,561,826千円	21,570,291千円	28,252,858千円		
人件費	6,597,300千円	5,907,730千円	6,617,550千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標24】平成30年度に向けて施設整備等による947人の認可保育施設定員拡大を行うとともに、居宅訪問型保育や定期利用保育の開始により、平成29年4月に322名だった待機児童数が平成30年4月は76名となり、246名の減となった。

【指標25】定員数については、国家戦略特区を活用した都立木場公園内の保育所など公有地を活用した認可保育所の整備や小規模保育事業の新規整備等を図ったものの、用地・物件の確保が困難であることや既存認証保育所の廃止・定員減が起因し、昨年度の13,503名から14,053名となり、550名の増に留まっている。

【指標26】延長保育を実施している保育園の数は、平成29年度の114園から、区立保育園で3園、私立保育園で6園、公設民営保育園で1園、小規模保育事業で5園の計15園増加し、平成30年度では129園となっている。この結果、区立及び公設民営保育園では全園実施となった。

(2) 施策における現状と課題

◆待機児童は、平成30年4月現在76名と前年度より減少しているが、引き続き、待機児童解消に向けた対策を実施していく必要がある。年齢別に見ると、平成30年4月は3歳児の待機児童が増加しており、小規模保育事業等2歳児クラスの卒園に伴う、3歳児の受け皿の確保が必要となる。◆区では認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより、平成25年度から平成30年度の5年間に4,184人（9,869人→14,053人）の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆その一方で、平成30年4月1日時点、入所児童数が定員に満たない認証保育所は79.6%あった。これは、職員配置に余裕がないため受け入れを制限している場合や、入所希望児童の年齢と定員との不一致、認可保育所内定による急なキャンセルといった理由などがあるものの、待機児童の解消に向けて、認可外保育施設へ待機児童を誘導していくことも必要である。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見受けられる。◆新たに認可保育所が整備可能となる適地の確保が大変困難であることから、長期的な視点で検討していく必要がある。◆保育士不足により人材確保が困難なため、新規開設を手控える事業者も増えていることから保育士確保を促進するために、平成28年度より事業者に対し保育士の宿舎借り上げ補助、平成28年度より保育園就職フェア等を実施している。また、平成30年度より潜在保育士向けセミナーを実施する。◆子ども・子育て支援新制度では、江東区こども・子育て支援事業計画に則り多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘査し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、長期計画の後期期間中に待機児童の解消を目指す。◆区立保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせ、延長保育等のきめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆江東区こども・子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していくと同時に、区内全保育施設に年1回検査を実施し、保育の質の維持・向上を図る。◆地域の子育て支援拠点として、子育てひろば事業の一層の充実を図る。◆区立保育所で実施している在宅子育て世帯支援である「マイ保育園ひろば」を、平成27年度より私立保育所にも拡充しており、平成31年度までに全私立保育所での実施を目指す。また、区立保育所において保育研究指定園制度を導入し、その成果を区内全認可保育所に提言することで、保育・教育内容の充実を図る。◆認可外保育施設の認可移行については、施設からの移行希望を前提とし、認可基準及び区の認可移行基準を満たす場合に移行を進める。

施策 7	子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み

①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育てハンドブック」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、子育て情報ポータルサイト等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等に子どもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3－1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を主体的に実施することが自治体の責務となった。これにより、本区は、平成27年3月に「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定した。支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の中間見直しを行い、一部の事業について見直しを実施した。また、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子育てに不安や孤立感を抱く家庭も多い中、子ども家庭支援センターを地域子育て支援の拠点施設とし、関係諸機関と連携を図りながらさまざまな事業を展開している。</p> <p>子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より、これまでの児童手当に替わって支給対象児童を拡大し、子ども手当として支給が開始されたが、平成24年4月より支給対象児童を変えずに児童手当として支給している。また、消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成27年6月分の児童手当の受給対象となる方に、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金（対象児童1人につき3千円）を支給した。</p> <p>平成28年8月分から所得の低いひとり親家庭などに支給する児童扶養手当が、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに引き上げられた。</p> <p>平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しが行なわれた。</p> <p>平成28年11月より、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」において、東京都認可外保育施設利用支援事業補助金が創設され、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部について、東京都より補助が行われることとなった。</p>	<p>平成27年3月に策定された「江東区長期計画(後期)」では、平成31年の総人口は約52万人と推計している。このうち年少人口（0歳～14歳）は、平成31年には67,109人と増加傾向にあり、年少人口構成比は平成31年には12.9%と見込んでいる。</p> <p>改正児童福祉法・改正児童虐待防止法が平成29年4月より完全施行され、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が示された。これに伴い、国が策定した「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)において、縦割り的な公的支援から「包括的な支援」への転換が求められ、誰もがそのニーズにあった支援を受けられる地域づくりを目指すべきとされた。そのため、関係機関との連携強化をはじめとし、児童相談所の区への移管を見据えた、区内5か所の子ども家庭支援センターの今後のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>核家族化の進展や地域に地縁がなく周囲に子育てを支えてくれる人がいない転入者の増加などにより、子育ての孤立化が進み、子育てに不安感を抱く人が増える恐れがある。</p> <p>消費税率の引き上げ等子育て世帯を取り巻く経済状況に鑑み、低所得世帯を中心に認可外保育料負担軽減の必要性は続く。また、高等学校等への進学にあたり、授業料について負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p> <p>平成27年3月に策定した「江東区こども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえた、次期計画（平成32～36年度）の策定が必要となる。</p>

3－2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律（「児童手当法」、「児童扶養手当法」）に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
27 子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	56.3	53.7	58.7	57.6			60	子育て支援課
28 子育てひろば利用者数	人	279,503 (25年度)	275,697	281,176	307,077			283,360	子育て支援課
29 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	56.3	58.9	67.1	57.8			60	子育て支援課
30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	件	51,406 (25年度)	65,208	63,992	62,045			58,100	子育て支援課
31 子ども医療費助成件数	件	1,088,781 (25年度)	1,178,782	1,228,004	1,234,220			—	子育て支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標28：269,165 指標30：61,923 指標31：1,137,014

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	16,142,614千円	14,975,690千円	16,050,599千円	0千円	
事業費	15,686,216千円	14,567,179千円	15,508,172千円		
人件費	456,398千円	408,511千円	542,427千円		

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標27】子育てがしやすいと思う保護者の割合（中学生以下の子どもがいる保護者）は、前年度比1.1ポイント減となっているが、この指標は毎年増減を繰り返している。平成22年度から比較すると9.9ポイント増となっており、着実に子育てがしやすいと思う保護者の割合が増えている。なお、江東区こども・子育て支援事業計画作成時に実施（平成25年度）した子育て中の保護者へのアンケートでは8割弱の保護者が子育てがしやすいと思うと答えている。	
【指標28】子育てひろば利用者数は、平成28年度は281,176人に対し、平成29年度は307,077人で、前年度比25,901人、9.2%増となっている。子育てひろばの需要は、人口増加に伴い今後も増える見込みである。子ども家庭支援センターでは、施設から離れている地域の親子をフォローするため出張ひろばやプレーパーク等を実施しているが、人口が急増している有明地区については、需要に対する供給が追いつかず、常設施設の設置が必要となっている。	
【指標29・30】子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合については、平成28年度現状値は67.1%に対し、平成29年度は57.8%で、前年度比9.3ポイント減、平成22年度の52.3%からは5.5ポイント増となっている。子育て情報ポータルサイトの利用者数は、平成28年度は63,992人、平成29年度は62,045人、前年度比1,947人、3.0%減となっている。平成24年度に「子育て情報ポータルサイト」を開設し、平成26年度より「こんなちは赤ちゃんメール配信事業」を実施してきた。平成29年度も「江東区子育てハンドブック2017」を発行し、転入届や妊娠届提出時等に合計17,500部配布することで、子育て情報の入手が容易にできるように工夫した。ポータルサイトの利用者については、平成28年度から減少に転じており、パソコンやスマート対応をしているものの新しい情報発信手段を模索する時期にきていると認識している。そのため、平成29年度に地域SNS「PIAZZA」と包括協定を締結し、PIAZZA上で区の子育て情報の発信を始め、平成29年度末時点での4,500人超のユーザーが登録している。また、平成28年度より、子育て支援情報の発信強化のため、子育てメッセ实行委員会との協働で「こうとう子育てメッセ」を開催している。	
【指標31】子ども医療費助成件数は、平成29年度に1,234,220件であり、前年度比6,216件、0.5%増となっている。	
(2) 施策における現状と課題	

◆平成27年に江東区こども・子育て支援事業計画（5か年）を策定したが、保育認定人数など、計画と現状に乖離が生じていることから、支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の一部見直しを実施した。◆核家族化や地域コミュニティ希薄化が進むことにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭がさらに増える恐れがあるため、「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実が必要となっている。◆地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひととき保育の支援士等、子育てボランティアが必要に対して不足している現状がある。◆臨海部では子育て世帯の増加が進んでおり、子育て支援サービスの提供が需要に追いついていない現状がある。◆改正児童福祉法に基づき、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する必要がある。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討する必要がある。◆景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るために母子家庭等自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子家庭の割合は5%程度で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。◆平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「貧困の連鎖」を防止する取り組みとして生活保護世帯及び生活に困窮した子育て世帯に対して学習支援や相談を行う「まなび塾」について、平成28年度から会場を城東地区に増設した。2ヶ所での開催とし、利便性の向上を図った。継続的な利用者も多くいるが、今後は新規利用者を増やすための工夫が必要である。
--

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成27年3月に策定した「江東区こども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえて、次期計画（平成32～36年度）を策定する。改定計画は、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を踏まえつつ、対象を乳幼児から青少年期までとすることや母子保健や児童虐待対策等組織横断的分野を充実させること、子どもの貧困対策を盛り込むなど、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定する。◆妊娠・出産期から切れ目のない支援を実現するため、江東区こども・子育て支援事業計画における各事業を着実に実行していく。◆子育て家庭を支援するために「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひとつとき保育の更なる充実を図るとともに、公的支援を望まない区民に対するアウトリーチ型の支援等を検討していく必要がある。◆利用者ニーズに対応するため、地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひとつとき保育の支援士等、子育てボランティアの拡充を図る。◆江東区長期計画（後期）の重点プロジェクトとして、南部地域における子育て支援施設を含む地域ニーズに沿った公共施設の整備について検討していく。◆児童会館の敷地を活用し、子どもの健やかな成長を総合的に支援するため、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを併設した児童向け複合施設の整備を行っていく。◆子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、区要保護支援担当と南砂子ども家庭支援センターの役割分担の整理を行うとともに、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、今後の子ども家庭支援センターのあり方について検討していく。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討していく。◆江東区行財政改革計画での児童館とのあり方検討を踏まえ、子ども家庭支援センターの適正配置を含む、今後の児童福祉行政全体のあり方について検討していく。◆子育てメッセの活用など区内の子育て支援団体と協働して、子育ての情報を積極的に発信していく。◆子育て情報ポータルサイトについて、利便性向上や内容の見直しにより利用拡大を図るとともに、利用者ニーズに合わせた情報発信ツールを調査検討していく。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成（ほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用するため、子育て支援課窓口にチラシを配布し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、庁内及び関係機関との連携を図り、生活に困窮する世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。◆平成27年に開設した「まなび塾」について、利用者を更に増やすための取り組みを行い、教室の拡充を図り、高校進学率の改善と高校中退防止を図る。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子・父子家庭自立支援給付、母子・父子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対しては、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、平成26年10月に施行されたことに伴い、母子及び父子福祉資金として貸付対象を父子家庭にも拡大した。今後も父子家庭への支援の拡充に取り組む。◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、経済格差の拡大等により、今後も支援を必要とする家庭は一定数見込まれる。そのため、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸すことのないよう支援する。◆平成29年12月に公表された国の新しい経済政策パッケージでは、消費税の增收額に合わせて3歳から5歳までの全てのこどもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することが示された。今後、国の動向を注視し、支援を行っていく。

施策 8	確かな学力・豊かな人間性 ・健やかな体の育成	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(指導室)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピュータ教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。
③健康・体力の増進	「体力スタンダード」の取り組みにより、体育授業の充実や部活動の活性化を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようになります。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成24年度に「こうとう学びスタンダード」（学び方・体力・算数）を、平成25年度に「こうとう学びスタンダード」（国語・数学・英語）を策定し、平成26年度より全校で6つのスタンダードに取り組んでいる。</p> <p>平成26年度に「学びスタンダード定着度調査」を開始し、平成27年度には調査内容の充実を図った。</p> <p>臨海部の開発に伴い、平成27年度には豊洲西小学校を開校した。</p> <p>研修については、経験や職層に応じた内容や専門性を高める内容とし、研修体系の見直しを図った。</p> <p>平成28年3月に「教育推進プラン・江東（後期）」を策定した。</p> <p>平成28年3月に、区長が「教育施策大綱」を策定した。</p> <p>新しい学習指導要領が平成29年3月に告示されたため、今後、その趣旨に沿った授業改善が求められる。</p> <p>平成30年4月に、本区初となる小中一貫教育の義務教育学校・有明西学園が開校した。</p> <p>平成30年度から小学校において「特別の教科道徳」が教科となった。</p> <p>文部科学省は、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日付で閣議決定）で目標とされている水準（教育用コンピュータ児童生徒3.6人1台、電子黒板各普通教室1台等）を達成するために、平成26年度から平成29年度までの「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を新たに策定した。</p> <p>平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、部活動の適切な運営のための体制整備や適切な休養日等の設定などが求められている。</p>	<p>新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善が求められる。</p> <p>新学習指導要領の趣旨及びこれまでの「こうとう学びスタンダード」の取り組みの成果と課題を踏まえ「こうとう学びスタンダード」の次の段階に向けた取り組みが求められる。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、各学校・幼稚園でオリンピック・パラリンピック教育が推進される。</p> <p>一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育てることが求められる。</p> <p>学校現場のICT機器整備のさらなる充実が求められる。</p> <p>新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。</p> <p>臨海部の大規模開発のみならず、旧市街地でもマンション建設が相次いでおり、児童・生徒数が増加する。</p> <p>義務教育学校の9年間一貫した教育の成果を全小中学校に普及することが求められる。</p> <p>平成31年度から中学校において「特別の教科道徳」が教科となる。授業改善を図り、心の教育を一層推進することが求められる。</p> <p>団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれる。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が求められる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
32	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		106.9	107.3	106.8	108.6			109	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		102.4	102.1	101.1	102.8			104	指導室
33	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	%	—	77.9	87.4	91.8			100	指導室
34	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・ソフトボール投げ）		87.4	89.1	89.5	91.4			90	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・20mシャトルラン）		93	89.3	93.6	91.2			95	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・ハンドボール投げ）		97.4	94.8	97.1	99.3			99	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・持久走）		96	96.7	97.0	99.2			98	指導室
35	国語の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	80.5	83.6	82.0	82.5			85	指導室
	算数の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	79.9	82.8	84.2	83.1			85	指導室
	国語の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	75.1	73.3	75.9	78.4			80	指導室
	数学の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	57.9	72.1	69.4	71.1			80	指導室

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	9,628,448千円	8,767,752千円	9,972,061千円	0千円
事業費	7,060,794千円	6,462,279千円	7,480,180千円	
人件費	2,567,654千円	2,305,473千円	2,491,881千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標32】全国学力調査で全国平均を100とした区の値は小学校で108.6、中学校で102.8であり、小中学校ともに昨年度を上回った。

【指標33】これまで年1回以上としていた指標を平成27年度より2回以上と変更した。値は昨年度を上回った。今後もさらに地域活動等の充実を図り、思いやりの心の育成を図っていく。

【指標34】小学校の20mシャトルランの値は昨年度を下回ったが、その他の項目は昨年度を上回った。保健体育（体育）授業改善、投げ方教室や教員研修等の充実、長縄跳びや中1駅伝等を実施し、体力の向上を図っていく。

【指標35】小学校では国語が0.5ポイント、中学校では国語が2.5ポイント、数学が1.7ポイント向上している。

（2）施策における現状と課題

◆全国学力調査に関する指標は小中学校共に向上しており概ね良好であると言える。小学校では活用の問題の正答率が高く、授業改善の成果が表れている。◆「こうとう学びスタンダード」への取り組みが6年目となり、各学校における授業改善を中心とした取り組みが定着してきている。◆平成26年度から実施している「こうとう学びスタンダード定着度調査」は、平成27年度に内容を充実して実施した。全体としての結果は概ね良好であるが、一人一人のことでもたちの定着度に合わせた指導の工夫改善が課題である。◆道徳の教科化を踏まえ、教員研修の充実を図る必要がある。◆オリンピック・パラリンピック教育の推進とともに、こともたちのボランティアマインドの醸成及びこともたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに直接関わる機会を設けることが必要である。◆体力調査の結果をみると小・中学生共に全国平均に届かず、課題がある。しかし、体力スタンダードへの取り組みの成果が結果に表れ始めている。幼児期の運動遊びの充実、中学校における運動機会の充実等が課題である。◆ICT教育環境の整備では、平成29年度に全小中学校に無線LAN環境を整備し、1校あたり86台のタブレット端末を導入した。◆小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を、平成28年度には各フロア1台ずつとなるよう増設した。平成30年度に開校した有明西学園には、全普通教室と特別支教室に1台ずつ常設した。◆若手教員の授業力の向上を目指し、「授業改善支援チーム」の派遣を実施している。また、学びスタンダード強化講師の指導力向上を目指し、学びスタンダード強化講師研修を実施している。◆新学習指導要領の全面実施（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度）に備え、平成29年度授業力向上アドバイザーによる公開授業（24回）を実施した。◆平成26年度、保護者や一般区民を対象に本区初となる「教育に関する意識調査」を実施した。◆日光・富士見の両高原学園ともに施設の老朽化が進んでおり、日光高原学園は平成31年度に大規模改修工事を実施する。富士見高原学園は平成30年度をもって廃園とする。◆生徒の読書への関心の向上と学校図書館活用教育の推進を図るために、平成29年9月から平成30年8月まで、中学校2校に学校司書を配置しモデル事業を実施する。◆部活動における休養日・活動時間の基準を設定し、平成30年度から全中学校において試行実施した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善、学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みを進めるとともに、定着度調査を実施し、その結果に基づく指導改善の充実を図る。また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後の取り組みを検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切にした教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取り組みなど、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成28年度に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」を基に全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、こどもたちの資質を高めていくとともに、すべてのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに関われるようにする。2020年以降も継続できるようなオリンピック・パラリンピック教育を江東区として検討する。◆小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。今後の活用状況を見ながらICT機器の増設の検討を行う。◆こども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを目標として取り組む。◆平成28年3月に策定された「教育推進プラン・江東（後期）」に基づき、施策を計画的に推進するとともに、毎年度、外部委員による進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じた見直し等を行っていく。◆日光高原学園は平成31年度は日光市内の民間施設を借上げることにより移動教室を実施、富士見高原学園は平成31年度以降はハケ岳周辺等の民間宿泊施設を借上げることにより移動教室を実施する。◆中学校における学校司書モデル事業の検証の結果を踏まえ、全校展開の検討を行う。◆部活動等の振興を図る検討委員会で区における部活動ガイドラインを策定し、平成31年度からの部活動指導員制度の導入を目指す。

施策 9	安心して通える楽しい学校(園) づくりの推進	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	「江東区いじめ防止基本方針」に基づく、学校と関係機関の連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、学校とブリッジスクールの連携強化などにより、不登校問題の解決に取り組み、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法が施行(平成28年4月)され、教育現場においても、障害者に対する合理的配慮が求められることとなった。 通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが生じている。 発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 発達障害児を対象とした特別支援教室が平成30年4月に全小学校・義務教育学校前期課程に開設された。 小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの保幼小中連携教育のニーズが高まっている。 いじめが社会問題となる中、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行された。都では、「東京都いじめ防止対策基本条例」に基づき策定した「東京都教育委員会いじめ総合対策」を平成29年に改定し、「いじめ総合対策【第2次】」として示した。本区においても平成26年に策定した「江東区いじめ防止基本方針」を平成29年度に改定し、いじめ防止の取り組みを進めている。 本区では、平成27年度より「不登校総合対策」に基づき、不登校の未然防止等に取り組んでおり、平成29年度に「不登校総合対策【第2次】」を策定し、取り組みの充実を図った。 ブリッジスクール事業運営要綱を改訂し、平成29年度より、対象者を拡大し、江東区立学校以外の区内在住の児童・生徒も対象としている。 通学路等における安全対策を強化するため、平成27年6月に東京都安全・安心まちづくり条例の改正があった。 平成29年3月に国で「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定された。本区でも、学校安全に係る統一的な取り組みを推進するため、平成29年度に「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都発達障害教育推進計画において、中学校でも平成33年度までに全ての中学校に設置する必要がある。 全小学校・義務教育学校前期課程に特別支援教室が設置されたことで、特別支援を受ける児童が大幅に増加していく。 発達障害のある児童・生徒の増加が続くとともに、学校不適応等が依然として課題となると予測される。これらの課題への対応として、支援員やカウンセラーの配置の充実が求められる。 小1プロブレムの未然防止策として、保幼小の連携の充実を図るとともに、小1支援員の配置を継続する必要がある。また、中1ギャップへの対策として、小中連携教育や一貫教育のニーズが高まる。 保護者等の意識変化に伴い、児童・生徒それぞれの教育ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 いじめはどの学校でも起こりえるという認識のもと、いじめの正確な認知の推進をはじめ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ防止の取り組みの充実が、今後ますます求められる。また、重大事態が発生した場合における、迅速で適切な対応が求められる。 本区の不登校児童・生徒数は、長期的に見ると、減少傾向にあったが、ここ数年は不登校者数や出現率に増加傾向が見られる。また、不登校原因の複雑化、深刻化が進行しつつあり、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置など、解決困難なケースへの対応を図るために体制の構築が求められている。 学校安全の継続した取り組みが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
36	一人一人を大切にした教育が行われていると思う保護者の割合	%	80 (24年度)	87.6	86.4	89.3			90	指導室
37	教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	63.8 (25年度)	50.2	45.1	43.0			70	指導室
38	不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.34 (25年度)	0.45	0.51				0.20	指導室
	不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	2.96 (25年度)	2.84	3.90				2.00	指導室
39	改修・改築を実施した学校数（小学校）	校	8	3	2	3			20	学校施設課
	改修・改築を実施した学校数（中学校）	校	4	0	2	0			8	学校施設課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標36：84.5 指標37：61.2 指標38（小学校）：0.38、（中学校）：2.94

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	21,851,099千円	21,480,618千円	13,656,720千円	0千円	
事業費	21,479,289千円	21,147,787千円	13,274,655千円		
人件費	371,810千円	332,831千円	382,065千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標36】一人一人を大切にした教育が行われていると思う保護者の割合は、平成29年度は89.3%であり、目標値まであと0.7ポイントである。

【指標37】平成27年度より、教育センターでの相談件数に加え、各学校のスクールカウンセラーに寄せられた保護者の相談件数も調査対象とした。教育センターでは、問題が解決しても相談を終結させずに、継続的に相談を続けるケースが増えており、そのことが数値にも反映されている。また、平成28年度の数値が5.1ポイント減少した主な要因は、継続的に相談を行っている件数が増加しているためである。

【指標38】不登校児童・生徒の出現率については、長期的に見ると不登校者数は大きく減少傾向にあったが、平成28年度は、小学校は0.51%となっており、平成27年度に比べ0.06ポイントの増加、中学校は3.90%となっており平成27年度に比べ1.06ポイントの増加となっている。平成29年度は、平成27年度に策定した不登校総合対策をさらに充実させ、スクールカウンセラーの配置の拡大や、ブリッジスクールの内容の充実、スクールソーシャルワーカーの増員等により、不登校児童・生徒への支援の推進を図るため、「不登校総合対策【第2次】」を策定した。

【指標39】校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。

（2）施策における現状と課題

◆小学校で特別支援教室での支援を受けていた児童が中学進学においても切れ目のない支援を受けるために、中学校特別支援教室を開設し、通常級とも連携した支援体制を構築する必要がある。◆小1支援員の配置や保幼小連携教育の成果により、小1プロブレムは起きていない。今後は、小学校入学期のスタートカリキュラムの充実を図る。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化している。具体的な改善事例を分析するなど効果検証を充実させる必要がある。◆平成26年度よりスクールソーシャルワーカーを指導室に配置し、不登校や学校不適応等のこどもの環境に働きかけたり、関係機関につないだりし、問題の改善に努めているが、問題を抱えることの増加、問題の複雑化が課題である。◆平成27年度より不登校総合対策に取り組み、「ふせぐ」「そだてる」「かかわる」という3つの観点から対策を推進している。特に中1で不登校生徒が増えていることから、新たに「不登校未然防止連絡会」を開催するとともに、教育に関する相談を受けたり、不登校児童・生徒への支援を行っているスクーリング・サポート・センター（以下、S S C）、指導室、学校関係者等による不登校関係者会も実施した。平成29年度に策定した「不登校総合対策【第2次】」に基づき、さらなる未然防止対策の充実が課題である。◆いじめ問題については、江東区いじめ問題連絡協議会を年間2回開催し、関係者で問題解決に向けて情報共有を行う等、連携を図っている。◆いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにすること等から、S N Sの利用について学校ルールや家庭ルールの作成に取り組んでいる。平成29年度には「学びフォーラム」でS N Sに関わるシンポジウムを実施した。◆改築・改修期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区域外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していくなければならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。◆平成27年度より実施している通学路交通安全対策連絡会を踏まえ、通学路の安全対策の強化に努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育検討会の開催等により、区内の特別支援教育の課題を整理するとともに改善策を構築していく。また、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、江東区立小学校特別支援教室ガイドラインに基づいて、小学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。特別支援教室のニーズが高まり、指導児童が増加していくことから、入級退級の判定について、特別支援教室入級退級委員会を設け、適正な入級退級判定や適切な指導について検討していく。また、東京都発達障害教育推進計画に基づき、平成33年度までの全中学校での特別支援教室の導入について、中学校版ガイドラインを作成し、それに基づき中学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、小・中学校で実施している「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆不登校総合対策【第2次】に基づき、指導室、SSC、学校等が連携をさらに強化し、取り組みを充実させていく。学校が不登校の未然防止策を積極的に行うとともに、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、児童生徒を取り巻く問題の環境に働きかけ、不登校問題の解決に取り組んでいく。◆ブリッジスクール等に在籍している不登校児童・生徒が学校復帰等ができるように、学習支援やエンカレッジ体験活動（カヌー体験・セーリング体験・校外学習・職場体験等）を充実していく。◆不登校問題の改善に向けて関係機関による不登校関係者会を充実させ、不登校対策のさらなる充実を図る。◆スクールソーシャルワーカーの成果を検証しつつ、より効果的な活用を図る。◆平成29年度に改定した「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解、いじめの認知の徹底、いじめの重大事態の定義の確実な理解を図るなどして、いじめ問題に対する取組みを一層充実する。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、新築・増築への取り組みを検討していく。◆平成29年度に策定した「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」をもとに、学校安全に係る統一的な取り組みを推進することで学校安全の向上を図る。平成30年度には全小・中学校、義務教育学校及び幼稚園に防犯用品を拡充する。また、通学路の安全対策について関係機関と協力して取り組み、通学路防犯カメラについては、平成30年度までに全小学校に設置する。

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(学校支援課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校（園）づくり	広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校（園）づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 国による学校支援地域本部事業や地域協働学校運営事業等の推進に伴い、学校、家庭、地域の連携や協働による学校運営が求められるようになり、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 学校便りや広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校（園）づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。 平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。 学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、各小・中学校・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入していくことになる。さらに地域学校協働本部の制度が整備されたため、これまでの学校支援地域本部の機能を生かし、保護者、地域、学校が協働して作る、新しい学校運営の体制を計画し導入していく必要がある。 保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。 学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。 広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。 地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
40	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（小学校）	校	11	15	20	28		46	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（中学校）	校	4	5	10	15		24	学校支援課
41	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合（小学校）	%	—	89.8	90.2	91.5		90	指導室
	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合（中学校）	%	—	82.8	85.2	86.2		85	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
42	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（小学校）	%	—	88.3	89.4	89.3			75	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合（中学校）	%	—	83.5	85.5	84.7			70	指導室
43	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校）	件	464 (25年度)	474	561	590			828	学校支援課
	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校）	件	63 (25年度)	88	122	134			144	学校支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標43（小学校）：463、（中学校）：80

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	234,674千円	213,839千円	248,678千円	0千円	
事業費	201,090千円	183,694千円	215,390千円		
人件費	33,584千円	30,145千円	33,288千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、前期は目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標としており、平成29年度は新たに小学校8校、中学校5校で取り組みを開始した。また、平成28年度に実施した導入意向調査に基づき、平成30年度は小学校8校、中学校5校での新規実施を予定している。

【指標41】平成29年度は目標値を超えており、学校の情報発信をする姿勢については、理解をいただいていると考えている。

【指標42】対話の機会についても保護者からは十分に設けられていると受け止められており、さらなる充実を図っていく。

【指標43】大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数であり、平成29年度は小学校590件、中学校134件とともに増加した。すでに実施している学校では大学・企業等との連携をより一層深める一方、未実施校にも取り組みを広げていくことが課題である。

（2）施策における現状と課題

◆学校支援地域本部事業については、読み聞かせ活動や学校の環境整備、学校行事の活動支援、補習教室への支援など各学校の得意とする活動で着実に成果をあげ、小学校については前期の目標に到達することができた。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校・義務教育学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆地域学校協働本部の整備に向け、学校支援地域本部やPTA活動等のより一層の協働関係の強化が求められている。

（3）今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆これまで以上に学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するためには、既存の学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の機能を生かし、地域学校協働本部として再構築していくと同時に、江東区独自のコミュニティ・スクールを導入していく必要がある。そのためには、まず学校を支える仕組みの核となる学校支援地域本部を年次計画に基づき全校に導入していくと同時に、既存の学校評議員会から学校運営協議会への円滑な移行を図ることで、コミュニティ・スクールの体制を整えていく。平成30年度にはモデル校において学校運営協議会への移行を進めたうえで、江東区独自のコミュニティ・スクールのあり方を検討していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細かな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学・企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆地域学校協働本部の整備を視野にPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み

①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
児童虐待事例は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。 通告等の確認や対応については、平成27年6月に都区間の基本ルールである「東京ルール」について「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。また、平成29年12月から「東京ルール及び共有ガイドラインの見直し検討委員会」が設置され、児童福祉法改正に伴い追加された児童相談所から区への「事案送致」や「指導委託」に関する新たなルールが平成31年度に示される予定である。 児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で発生したことから、平成26年度には、児童の居所が確認できないハイリスク事例を、報告するよう国から求められ、本区でも保健・教育・福祉等関係機関協同で対策を始めた。この調査は毎年行われている。	児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、通告に対する意識が高まり相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致や指導委託が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。 このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。 また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。あわせて、区としても社会的養育システムの構築が必要となってくる。 こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。
平成27年7月、國の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に完全施行された。これにより、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、支援拠点(子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めることが示された。また今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。 平成29年8月には「新しい社会的養育ビジョン」が示され、実親による養育が困難であれば、できる限り家庭的な養育環境を提供するよう里親の増加等を目指して数値目標が出された。 家庭教育支援策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。	臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施設対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。
家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人、平成29年度2,427人となっている。	

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
44 児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671	718			—	子育て支援課
45 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	42.8	47.4	42.8	47.2			60	子育て支援課
46 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294	2,427			2,220	庶務課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標44：715件 指標46：2,280人

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	106,312千円	89,731千円	121,226千円	0千円	
事業費	44,769千円	34,357千円	48,420千円		
人件費	61,543千円	55,374千円	72,806千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標44】児童虐待対応の件数は、平成28年度の671件に対し、平成29年度は718件と、前年度比47件・7.0%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。

【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成28年度の42.8%に対し、平成29年度は47.2%と、前年と比べて4.4ポイントの増加となっている。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。

【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人、平成29年度は2,427人となっている。女性就業者や男性の参加が増加し、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映している。

(2) 施策における現状と課題

◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比7.0%の増と増加傾向にあり、とくに平成29年度の新規虐待受理件数は前年比35%の増と急激に増加している。児童相談所にて一時保護を要するケースも増加し、これらは家庭復帰とともに区も共同で対応することが多く、件数増加の要因ともなっている。これに対し、江東区要保護児童対策地域協議会の活動を活発化し、保育・医療・保健・教育等の実務者の連携強化や研修によるスキルアップを図っている。◆平成29年度からはこどもショートステイ事業の委託先として協力家庭を追加し、受け入れの拡大を行った。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①児童相談所との連携・役割分担の整理により、現状での対応力を上げること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更に上げるために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなってしまい、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、子どもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化をさらに図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れのないよう関係者間の連携を図り、虐待予防の取り組みを強化する。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、当課における心理職の効果的な活用など、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊娠、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を開拓することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業は、子育て世帯への具体的な虐待予防の取り組みであり、講習を受講した区職員が講師になり講座を柔軟に開催できるようにすることで、より多くの講座を行い、虐待予防を図っていく。こどもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する母子保健情報など他課が有する情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童のリスク評価の精度を高める取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。

施策 12	健全で安全な社会環境づくり	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(放課後支援課)
		関係部長(課)	地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、子どもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、子どもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

①子どもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室と学童クラブ機能を連携・一体化した江東きっずクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭の子どもも含め、すべての子どもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、子どもまつりなどの実施により、地域と子どもたちの交流を促進します。
②子どもの安全を確保する地域環境の創出	子ども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、子どもの安全にかかる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加したこと等により、放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 平成26年度に国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。 平成27年3月「江東区子ども・子育て支援事業計画」が策定され、放課後児童健全育成のための確保方策・目標事業量が設定された。 平成27年4月から施行された国の子ども・子育て支援新制度で、放課後児童クラブの対象が小学4～6年生に拡大された。 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、国の「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しとなる、平成30年度末までに達成することとなった。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。 区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなつた。 臨海部を中心に中・大型マンションの建設が進み、住民は増加しているが、子ども110番の家への協力が難しい構造(オートロック)等となっている。また、協力者である戸建ての住民や個人経営者の店主の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 子ども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、子ども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。 今後一層、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」B登録(学童クラブ機能)の未設置校、また定員超過のためB登録に入会できない保護者からの要望が増すと思われる。 新住民の地域活動への不参加により、子どもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。 下校時や放課後等において、子どもの安全の確保を求める声がより大きくなると予想される。 子ども110番の家は、マンションの増加による新規登録の減少と高齢化による辞退者の増加から、協力者の減少が進むことが予想される。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標			単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
47 放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	33	39	45	46				46 (30年度)	放課後支援課
48 行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	%	53.8	56.7	59.6	62.7					60	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	4,043,610千円	3,744,727千円	3,973,617千円	0千円	
事業費	2,802,193千円	2,630,572千円	2,805,733千円		
人件費	1,241,417千円	1,114,155千円	1,167,884千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については、平成29年度までに江東きっずクラブを区内45校の全ての小学校で開設し、平成30年度に開校した有明西学園での実施により、目標である46校を達成した。

【指標48】こども110番の家事業や学校安全対策事業の取り組みが、こどもの安全対策について一定の効果を上げていると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆「江東きっずクラブ」は、平成30年度に区内全小学校46校での実施となり、「江東区版・放課後子どもプラン」（平成21年10月策定）における計画完了年次を前倒しして整備を行った。今後は、社会状況や区民ニーズに対応した事業のあり方について検討も必要となる。一方「学童クラブ」は19か所で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きっずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きっずクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が今後の課題となっている。◆「江東きっずクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きっずクラブ」及び「放課後子ども教室」では、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題だったが、平成28年度から江東区立小学校以外に在籍し、住所地が実施校の学区域内にある児童を利用対象者として加え、受け入れ拡大を行った。◆区内の児童館・児童会館では、乳幼児から高校生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高校生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる◆児童館利用の小学生は「江東きっずクラブ」の展開により減少しているが、乳幼児、保護者及び高校生の利用者は増加している。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」、江東きっずクラブの展開に併せて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、中・大型マンションの建設が増加する中、建物の構造（オートロック）や管理上の問題（管理人の不在・外注等）から、新規協力者の数は減少している。また、高齢化等により協力を続けられない戸建てや個人経営者が増加しており、協力者数は年々減少しつつある。このため、一層のP Rによる周知と新たな協力者の確保が課題である。また、こどもたちに、協力者の場所を確認してもらうことやこの事業の理解を深めてもらうことも課題である。◆児童の登下校時には、児童通学案内等業務従事者の配置や学校及びPTAの協力により、安全対策の強化をすすめている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆こどもを取り巻く社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応するために、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」の改定を行う。その際は、本プランを放課後におけるこども支援に関するグランドデザインと位置づけ、「児童館に関する運営方針」等の事業計画や、他のこども等関連施設との関わり方などについて、有機的連携を図ることを検討する。◆「江東きっずクラブ」について、B登録の未設置校、定員超過クラブなど専用スペースが確保できるまでの間は、近隣学童クラブ等の既存施設を有効活用していく。◆「学童クラブ」について、登録児童数の減少しているクラブについては、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を行う。◆児童館・児童会館については、平成24年度に定めた「児童館に関する運営方針」の改定に取り組んでいく。その際は、効率的な運営手法の検討はもとより、利用者の年齢構成の変化を見越し、効果的な事業展開や、地域バランスを踏まえた配置等について具体的に検討する。◆「江東区版・放課後子どもプラン」や「児童館に関する運営方針」の改定に際しては、他の子育て等関連施設との連携等についても、併せて検討する。◆乳幼児、保護者及び中高生を対象とした事業の充実を検討する。◆臨海部においては、乳幼児から高校生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館事業の実施を検討する。◆こども110番の家については、引き続き、区報や区ホームページ等によるP Rに努めるとともに、企業・事業者等にも協力の呼びかけを図っていく。また、新たな協力形態である、移動型のこども110番の家について検討を進める。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携することで実効性を高めていく。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

施策 13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管部長(課)	地域振興部長(青少年課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多くの体験活動をすることが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 平成26年3月に「東京都子供・若者支援協議会」が設置され、平成27年8月には「東京都子供・若者計画」が策定された。 平成28年2月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。 地域や家庭の教育力が低下していると感じている人が8割を超えていた。（「平成26年度インターネット都政モニターアンケート」より） 青少年のスマートフォン利用時間の平均は約2時間半。学校種が上がるとともに長時間傾向にあり、高校生は約3時間となっている（「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査（平成30年2月内閣府）」より） ひきこもりをはじめとした、社会生活で悩み困難な状況を抱える若者への支援の要望が顕在化している。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等の普及により、SNS等を通じて、トラブルや犯罪等に巻き込まれることも・若者が増加する恐れがある。 地域や家庭の教育力の低下により、コミュニケーション能力や規範意識、社会性などが欠如した青少年が増加し、問題行動が多発する恐れがある。 困難を有する若者やその保護者等が抱える課題の複合性・複雑性を踏まえ、部署等を超えた重層的な支援及び家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）を行い、早期に支援し、社会的自立につなげていくことが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて行われる江東区内の競技運営や観光案内等でグローバルに活躍できるボランティアを養成するための取り組みが求められる。 青少年の成長を支える地域社会を活性化させるため、ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童・生徒数を増やし、地域で活躍できる人材を育成することが求められる。 青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実・提供、環境整備が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
49 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	174 (25年度)	186	198	204			180	青少年課
50 青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	640 (25年度)	684	637	702			760	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標49：173、指標50：704

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	336,978千円	314,599千円	323,685千円	0千円	
事業費	161,480千円	157,349千円	171,252千円		
人件費	175,498千円	157,250千円	152,433千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標49】地域との連携により実施した青少年健全育成事業数は目標数値を大きく上回り青少年へのより良い経験になるよう充実した内容となっている。

【指標50】参加者数を前年度と比較すると、29年度は増加したが、28年度は減少するなど、継続的・安定的に参加者数の増加を図っていくことが厳しい状況である。背景として、習い事を始める年齢の低年齢化や、こどもや保護者が地域活動に対して無関心な傾向にあること等が考えられる。目標値達成に向けて、ジュニアリーダー初級・中級講習会の回数の減、同初級講習会の参加費用の減（キャンプの廃止）と開始時期の変更を行った。さらに、現役のジュニアリーダー等が講習会の楽しさをこどもたちに直接伝える、小学校訪問説明会や講習会体験会を実施しており、これらの効果については今後も検証を行っていく。

(2) 施策における現状と課題

◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆薬物乱用防止や非行対策、社会的に困難を抱える若者への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組んでいる。◆ひきこもりや不登校、人間関係など青少年期の幅広い悩みに対応すべく総合相談窓口を開設し、当事者やその家族等を対象とした相談業務等を庁舎及び青少年交流プラザに専門ブースを設けて実施している。また併せてアウトリーチ（訪問相談）も実施している。◆江東区青少年交流プラザは、管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者の高い専門性を生かし、中・高校生の居場所作り及び青少年団体の育成に取り組んでいる。◆青少年指導者の養成には、ジュニアリーダー初級講習会への参加者をより多く確保することが必要であり、小学校訪問説明会と講習会体験会を実施している。また、地域での取り組みでは、地域関係団体が主導して地域体験会を実施している。◆東京2020オリンピック・パラリンピックでボランティアとして活動する青少年指導者を養成するため、平成29年度に高校生のジュニアリーダー10名を海外のボランティア先進都市に派遣し、国際感覚の醸成とボランティア意識やコミュニケーション能力の向上などに取り組んだ。この海外派遣事業は、平成30年度も実施する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成29年度に、青少年課の体制を見直し、これまで分かれていた各関係団体への事務局的機能を一元化したこと、連携の強化や課題解決への効果的な支援体制を整えていく。◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・地域連携係）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組み、課題解決の実効性を上げていく。◆社会的に困難を抱える若者に対する支援として、専門知識と実績を有する民間事業者を中心に、関係各部署、地域関係団体の協力を得ながら、相談事業等の定着・充実に努める。◆青少年交流プラザは、民間事業者の専門性を生かした施設運営及び事業展開を行い、効率性を追求するとともに利用者へのサービスアップを図る。◆施設ボランティアの導入等、ボランティア意識の高揚を促進するとともに、中・高校生の居場所作りや、中・高校生自身の参画を図ることで、挑戦する意欲の醸成や自立心・社会性を育む場を提供していく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力や、委員個人の活動への支援を図っていく。◆青少年指導者の養成は、児童・生徒の興味関心や保護者の理解が得られるよう、引き続き、講習の内容やPR等を工夫していく。また、ジュニアリーダー活動の継続に向けて、講習会修了後のレベルアップや活躍の場の確保を地域関係団体との連携を密にして取り組んでいく。◆海外派遣に参加したジュニアリーダーについては、東京2020大会終了後も、ジュニアリーダーの中核メンバーとして地域活動に貢献する指導者として養成していく。

『外部評価委員会による評価』

3年間の総括評価

委員	評価内容
ア	<p>大綱2を構成する8施策のそれぞれが、計画に沿って具体的かつ適切に実施されている。とりわけ、施策6「保育サービスの充実」については、保育所定員の拡充が進み、待機児童の解消が図られつつあり、施策8「確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」については、指標の上で学力や体力の向上が認められるなど、取り組みが着実に成果に結びつきつつあることを評価したい。</p> <p>その一方で、施策自体がそもそも何を目的としたものなのか、区民のニーズに基づいているのか、何をもって成果とするのかなど、明確さに欠ける施策があることも否めない。実施にあたってこの点を十分に意識するとともに、次の計画づくりに生かしてほしい。</p>
イ	<p>基本施策3については、地域的なものを含め、ニーズの変化の動向を的確敏に把握し、また、リスク面にも目を配りつつ非施設型保育にも視野を及ぼすなど、過不足のない手立てが取られてきている。</p> <p>基本施策4については、区民に納得される進捗あるいは成果が上がってきてている。</p> <p>基本施策5については、与えられたデータの限りでは課題の解決状況を確認することが難しい面があるが、仕組みづくりや体制整備については適切な手立てが取られてきている。</p>
ウ	<p>大綱別総括シートの「これまでの取り組みと評価」と「今後の課題、展望」を見ても、区として取り組みの現状をどのように判断し、その中の課題の全体像が具体的に捉えられていないように見える。そのため、なぜその施策を行うのかの理由や、重点的に取り組むべき事項が適切に設定されていない点がある。</p> <p>施策8については、学びスタンダード強化講師の質や学校での活用状況への課題がこの三年間で指摘されているが、そのことへの対応がまだ十分とは言えない。「こうどう学びスタンダード」の成果を学力テストの平均点を指標に設定するだけでなく、課題となっている学校の教育活動の状況や教員の指導力、学びスタンダード強化講師の活用状況などをより具体的に把握した上で現状を判断し、課題を明らかにする必要がある。</p> <p>施策9については、「施策実現に関する指標に関する現状値の推移と達成状況一覧」において、「目標値の達成が見込めない状況である」が3つもあるのは注意すべき点である。なぜそうなったのかの原因解明と、今後の対応策について検討が必要である。</p>
エ	<p>大綱全体としては、所期の目的・目標を概ね達成できたと説明できる到達度であると評価する。</p> <p>特に、基本施策3の子育て支援については待機児童の減少、施策4の学校教育については江東区独自の教育方針を可視化した点で、それぞれ施策レベルとしての成果を上げることができたと評価する。</p> <p>一方、基本施策5については、施策13が施策としての目標と構成内容が曖昧であるなど、やや基本施策全体としての一貫性・体系性に欠けると考えられる。</p>
オ	<p>安心して子育てのできる環境の充実のための取り組みとして、保育所の整備、「こうどう学びスタンダード」等の取り組みが進められてきた。子育て世代の流入が続いている中で、社会問題となっている待機児童の解消に向けては、マンション建設に合わせての保育所整備等がなされており、一定の効果が出ている。また、在宅への子育て支援事業についても、子育て世代向けの支援事業が展開されている。</p>
カ	<p>大綱の中で、「施策6:保育サービスの充実」が、コスト面を含めて最重要課題である。この課題は「待機児童」である。この課題解決にあたり、サテライト保育の導入、公有地を活用した保育所整備等、地域型保育事業、定期利用事業の実施、保育士宿舎借上げなどにより、待機児童の解消が図られつつあることは評価できる。</p> <p>その他の施策についても、「施策7:子育て家庭への支援」では、ファミリーサポート事業等のボランティアの拡充、メールマガジン等の情報発信、「施策8:確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」での「こうどう学びスタンダード」の取り組みが定着、「施策9:安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進」での発達障害の児童や不登校等の対応に支援員等を配置している。また、「施策11:地域ぐるみの子育て家庭への支援」では、児童虐待ホットラインを広く周知した。</p> <p>これらのことからも、総括としては概ね評価ができる。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>待機児童解消など区民の切実なニーズに基づく施策と、区としてこうあるべき、こうあって欲しいと考える施策に大別できるように思われる。後者の場合、当該施策によって何を実現したいのか、そのための道筋をどうするのか、何をもつて成果と考えなのかなど、十分な検討を行い、それに相応しい指標を工夫する必要がある。これらの点を十分に踏まえた施策立案を期待したい。</p> <p>学校教育の最大の課題の一つに、教員が児童・生徒に向き合うゆとりの確保（＝教員の働き方改革）と、組織としての学校の運営力の強化があると考えている。この点で先導的役割を果たせるような取り組みを江東区に期待したい。</p>
イ	<p>「こども未来部」を置き、区の政策重点を象徴し、かつ具現されている姿勢は大変好ましく感じる。中央省庁の政策体系との関係もあり難しいことは承知するが、哲学としては、ぜひ、教育委員会事務局もこども未来部の傘下に置くといいうくらいの勢いで臨んでもらうことが、区民の認識や期待にも沿うことになると考える。</p> <p>施策7については、サービスの利用ということで、顕在化している需要に注目して成果を測るということが行われているように見えるが、それでは不十分であり、潜在している需要にまで目を向け、そこにまで行き届いていると言えて初めて成果が主張できるのだと思う。その意味での施策対象の母集団人口を基本施策5などとも絡めて部全体としてしっかりと押さえ、それにサービスがどこまで到達しているかということを目指していることがはっきりわかるよう施策の実施と評価に取り組まれることが重要と考える。</p>
ウ	<p>施策9については、目標値の達成が見込めない状況である項目が多い。その理由として、指標そのものに課題があるので、指標の検討とともに、教育と福祉の連携も含めた施策の検討も必要である。例えば、不登校児童生徒出現率ではなく、解消率という指標の取り方もある。解消とは学校に来ることを意味するのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が関わらなくともよくなったということを意味している。このように、施策が何を目指しているのかに基づいた指標の設定を行うべきである。</p> <p>施策10については、学校支援地域本部が江東区の中心施策であり、その成果が達成されている状況は理解できるが、国の施策転換等を鑑みると、今後は学校支援だけではない学校と地域が双方向につながる連携協働の視点が重要である。その意味から、「江東区独自のコミュニティ・スクール」の在り方を検討するのであれば、なぜ”独自”にするのか、国のコミュニティ・スクールとは何が違うのかを明確にして具体的な姿を描いていく必要がある。</p> <p>大綱2で書かれている「地域社会が一体となり、こどもの未来を育んでいます」や「家庭・学校・地域が一体となり、健やかなこどもの未来を育む地域社会づくりを進めます」という内容に対して、コミュニティ・スクールは適格な手段のひとつである。これまでの学校支援の取り組みや各地域の特色を生かしつつ、国の地域とともに学校づくりの施策の動向を鑑みながら、江東区としてどのような家庭、学校、地域が連携協働した取り組みを創り上げていくかという方向性を明確にする必要がある。その上で、江東区独自のコミュニティ・スクールの在り方を検討し、その成果を図る指標を設定していくことが求められる。</p> <p>学習指導要領の移行に当たり、教員の指導力の向上や、新しい取り組みに対応した資質能力を付けるための教員研修や学校への支援活動は、重要なことである。発達障害への対応や児童生徒や保護者等への対応、子どもの貧困や福祉的な課題への対応など複雑化し多様化した課題に学校が取り組める体制の整備、教員の勤務負担軽減や勤務時間縮減などの働き方改革への対応など、新たな政策課題への対応も視野に入れた施策の構築を期待したい。</p>
エ	<p>基本施策3の子育て支援施策については、次期長期計画のスパンはもちろん、より長期の視点から子育てニーズや子供の貧困を巡る予測を、江東区独自の視点で行うことを期待したい。相当の事業コストを要する領域であり、アカウンタビリティの観点からも、具体的で精緻なforecastingへの取り組みを望みたい。</p> <p>基本施策4の学校教育については、「こうどう学びスタンダード」と新学習指導要領の接続の考え方と内容を具体的に示すことを期待する。オリパラ教育、ICT教育への言及があるが、より体験学習や社会性を育てる視点を入れるのであれば、それを目標化する論拠と、実現可能性を合わせて提示することが重要である。</p> <p>基本施策5の地域社会の人材育成施策については、次期長期計画で施策の全体構成の見直しを検討してはどうか。</p>
オ	<p>限られた予算の中、安心して子育てのできる環境の整備を行う観点からは、質と量の両面でニーズ分析を行い、優先順位を決めて事業に取り組むことが望まれる。一例をあげれば、量に関しては、(将来予測を含む)需要動向を踏まえ、施設整備を重点的に行うのか、保育ママ制度等の多様なメニューでの弾力的な展開を行なうか、その割合を含め考慮することが有用であると考える。また、質の観点からは、子育て支援メニューを増やすのみならず、支援を受ける側に立った「使い勝手の良さ」への配慮も重要となる。病児保育を例にとれば、申し込み期間が利用日前日までとなっており、急な発病等への対応は困難な状況となっている。当日の空きがあれば利用も可能のことであるが、インターネットで当日の空き状況情報提供等、情報発信を積極的に行なうことも一つの対応ではないかと考える。</p> <p>施策9に関連し、不登校児童・生徒出現率といった改善数値を見る値のみが指標として設定されている。不登校等への対応は現場レベルではなされているとのことであり、また、区民としては無理に登校を促すというより、対応してもらえる体制があり、時間をかけて納得して次のステップへ進める方が重要であると考えられるため、対応体制を評価指標に盛り込む検討も必要ではないかと考える。</p>
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・施策6: 待機児童の解消は保育所等の多大な費用がかかることから、区として公共施設等総合管理計画などの部局と連携をしていく必要がある。 ・施策7: 子どもの医療費助成件数を指標としながら、目標値が設定できないのは指標としては望ましくない。この事業であれば、成果指標（医療費の対象年齢、入院費や外来まで含められるか、自己負担の有無など）により、区が着実に目標を達成した内容を示せるような指標が望ましい。 ・施策8: 平成30年4月開校の江東区初となる小中一貫教育学校有明西学園の検証を行い、今後の区としての方向性を決めて区民合意を得ることが望まれる。 ・施策9: 校舎の老朽化対策の中で、ブロック塀などの工作物も、生徒の安全性を優先して考える。 ・施策11: 全国共通ダイヤル「189」をわかりやすく周知するとともに、区が担当する事案の事務フローの整理を行い、児童相談所への円滑な移行が望まれる。 ・施策12: 児童が登下校に事件に巻き込まれる事案もあり、登下校時の地域住民の見守りについて検討の余地がある。 ・施策13: SNS等のトラブルは、今後の社会情勢からも増大が見込まれるので、その対策に取り組む必要がある

その他

- ・指標について、業務実施上の指標として日常意識されていることを総括シートや施策評価シートの記述からうかがえるものが、施策評価上の指標とはされていない。これらを現行の指標に追加することが有益であると考えられる。例えば、施策7では、総括シートに子育て支援事業の「利用率」というものがあるが、これなどは現行の「利用者数」に代えて採用すべきものである。また、施策12については、例えば、「こども110番新規協力者獲得数」などという指標を置くことにより、区の努力が区民によくわかるようになると考える。
- ・施策11の家庭教育学級については、虐待のリスクの高い親が参加しないというパラドックスがあるのではないだろうか。
- ・「こども110番の家」について、一戸建ての高齢化、オートロックマンションの存在など、拡大の隘路が記述されているが、それはそもそも事業の前提が成立しなくなったことを意味しているのではないだろうか。
- ・指標の設定にあたり、結果を指標として設定する傾向が強いが、取り組みプロセス(重点的に取り組んでいる事項)を指標として取り込むことができないか、考慮していくことが必要と考える。
- ・施策の優先順位を、コストと効果を基準に決めることも必要である。施策に対する「キーワード」(待機児童・道徳教育・児童虐待など)を決めて、その解決策を図表等で説明できればよいのではないか。

【大綱3】

区民の力で築く元気に輝くまち

大綱3 区民の力で築く元気に輝くまち	
	目指すべき江東区の姿
基 本 構 想	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の商工業が発展し、地域経済が活性化しています ・誰もが持てる能力を発揮しながら、コミュニティ・生涯学習・スポーツ活動に参加できる豊かな地域社会が形成されています ・誰もが地域の歴史と文化に対する理解と誇りを持つとともに、多くの人が江東区を訪れています
	施策の大綱
	<p>江東区では、高齢化・国際化の進展や集合住宅の増加など、急激な人口構造の変化の中、良好な地域社会を形成していくことが求められています。</p> <p>そのため、中小企業の育成や商店街の活性化を図るとともに、消費者の権利保護に努めながら、健全で活力ある地域産業を育成します。</p> <p>また、コミュニティの活性化と、生涯学習の機会提供及び生涯スポーツの推進、男女共同参画社会の実現に努め、個性を尊重し、活かしあう地域社会づくりを進めます。</p> <p>さらに、新旧の文化に触れ、親しむ機会の提供を行うなど、地域文化の活用を図るとともに、地域資源を活かした観光振興を推進します。</p>

基本施策6 健全で活力ある地域産業の育成	
施策14	区内中小企業の育成
主管	地域振興部
目 指 す 姿	区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する各種助成事業における助成件数は増加傾向にある。今後も時勢に即した支援制度の見直し及び各支援施策の周知に努め、引き続き支援を継続していく。 ・区内の優れたものづくり企業を表彰する江東ブランド事業においては、積極的なPRに努めており、報道メディアからの問合せが増加するなど認知度の向上が伺える。 ・H28年度に東京都内で初めて開催した地域クラウド交流会は、その後も多数の参加者を集め、「具体的な商談に結びついた」との参加者の声も届くなど、効果的な地域活性化施策と認められる。 	
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内で多数を占める小規模企業、特に製造業事業所は年々減少しており、複層的な減少要因への対策が課題となる。また、立地条件を活かして成長を続けている事業所をより発展させる土壤を作っていくことも重要な課題であり、多様・多角的な施策展開が求められている。 ・「江東ブランド事業」においては、平成30年度より専用ウェブサイトの運用を開始し、より高い訴求力の発揮が期待される。また、クリエイターとブランド認定企業のマッチングなど新たな事業展開にも取り組み、区内ものづくり企業の競争力向上を図っていく。 	
施策15	環境変化に対応した商店街振興
主管	地域振興部
目 指 す 姿	特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店会が自ら企画し実施する自主イベント事業や活性化事業に係る費用を補助する事により、商店街振興に寄与している。 ・商店街連合会の行う区内共通商品券発行事業を補助し、商店街機能の活性化を図っている。 ・商店街の基盤である商店について、個人商店ならではの独自の魅力を情報誌やウェブサイトにより積極的に情報発信し、「ことみせ」として区民の一定の認知を得ている。 ・魅力ある商店街の創出のため、空き店舗活用支援や多言語表記促進、生鮮三品小売店支援などを行っている。 	
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズの多様化や大型店やチェーン店の出店、経営者の高齢化や後継者不足など、商店街を取り巻く状況は非常に厳しいものがあり、廃業等による空き店舗も目立っている。 ・商店街は身近な商品やサービスを提供するだけでなく、まちの活気を作りだし、防犯防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことが期待されている。 ・商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織への加入促進や商店街連合会組織への支援を強化し組織の安定化を図るとともに、地域の連携を深め地域全体の活力向上を図ることにより、商店街の持続的な発展につなげていく必要がある。 	

施策16 安心できる消費者生活の実現		主管	地域振興部			
目 指 す 姿	消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターの認知度向上のため、消費者展及び区民まつりで消費者相談ブースを出展し、一定の効果があつた。 ・消費者被害防止のために「消費者センターだより」の全戸配布を実施し、効果は大であった。 ・消費者相談員が福祉施設等で出前講座を実施するなど、消費者教育の啓発と被害防止を図った。 ・区ホームページでの最新被害事例の紹介や区報への定期的なコラム掲載によりタイムリーな情報発信に努めた。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い、認知症高齢者等の消費者被害の拡大が予想され、対応が必要である。 ・成人年齢の引き下げに伴い、未成年取り消しを行えないことで若者の消費者被害の拡大が予想され対応が必要である。 ・スマートフォンの普及に伴い情報化が進み、消費者被害が増加・複雑化し、消費者相談の重要性が増す。 ・消費者被害を未然に防止するため、賢い消費者づくり＝消費者教育の強化がさらに必要となる。 ・消費者相談等の件数増加や複雑化に対応するため、消費者相談員の増員など相談体制の強化が必要である。 						
基本施策7	個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり					
施策17	コミュニティの活性化	主管	地域振興部			
目 指 す 姿	世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会への活動支援を通じてコミュニティの活性化を図り、地域の繋がりの強化を図った。 ・区民まつりや国際交流イベントに様々な工夫を凝らした結果、区内外住民や外国人の参加者数が増加した。 ・協働事業提案制度で採択した事業が区事業として継続するなど、コミュニティ活動が地域課題の解決につながる例も増えている。 ・区民館・地区集会所・文化センターの計画的な改修工事や利用率向上の工夫を重ねており、概ね利用率を維持できている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な活動支援の充実を図っていく。 ・毎年時代背景を反映したイベントを開催し、地域住民と外国人の交流イベントも今まで以上に活性化させる。 ・コミュニティ活動支援サイトの充実や中間支援組織の整備等、コミュニティ活動により参加しやすい環境を整える。 ・財団HPのリニューアル、自主グループ情報のHP掲載等、情報発信力の強化に加え、文化プログラムの積極的推進により、生涯学習への参加機会を増加し、コミュニティの活性化を図っていく。 						
施策18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管	地域振興部			
目 指 す 姿	区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内スポーツセンター・屋外運動施設について、計画的に各設備や建物の改修を行い、利便性の向上を図った。 ・各種体育・地域団体や民間企業、教育機関、スポーツ推進委員等との連携による活動を支援し、地域の活性化を図った。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた関連イベントの実施やオリンピアン・パラリンピアンとの触れ合いを通して、生涯学習・スポーツに参加する機会を創出し、気運醸成を図った。 ・「第二次江東区こども読書推進計画」に基づく出張おはなし会、読み聞かせボランティア等との協働など本に親しむ機会や場の提供のほか、自動貸出返却機や予約資料受取コーナーの導入による利便性の向上を図った。 ・学習の成果発表・展示会の場の提供、区民が講師となる区民企画講座の充実等により、自らの蓄積した知識や技能を地域に還元できる環境づくりを進めてきた。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや高齢者のほか、働き盛り世代が地域の中でスポーツ・運動を楽しめる場所・機会の確保が求められる。 ・障害者がスポーツに親しめる環境整備と障害者スポーツへの理解促進が求められる。 ・こどもたちが本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりのため、ブックリストや展示、おはなし会等さらなる創意工夫に努めるほか、指定管理者制度の導入による開館日及び開館時間の拡大や、全館への自動貸出返却機の設置により、一層の利便性の向上を図る。 ・リニューアルした財団HPの活用等、情報発信力を強化し、地域とのつながりが得られにくい新住民へのアプローチに努めるとともに、生涯学習への参加や学習成果を地域に還元する場をさらに創出する必要がある。 ・区民アンケートの結果を踏まえ、HPの充実、ツイッターやフェイスブックなどSNSの一層の活用が求められる。 						

施策 19	男女共同参画社会の実現	主管	総務部			
目指す姿	性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を取り込んだ男女共同参画KOTOプラン(第6次)の策定。 ・固定的役割分担意識を解消するため、わかりやすく配慮した広報紙やホームページでの啓発。 ・女性、男性の違いや性的少数者に対して理解を深め、多様性を尊重する意識を醸成する各種講座を開催。 ・仕事と生活の両立のため各種講座の開催や広報紙で啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進。 ・女性のなやみとDV相談の業務を委託化し、人員体制の強化及び相談時間を拡充。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識実態調査を行い、男女共同参画KOTOプラン(第7次)策定の準備。 ・男女共同参画推進センター及びDV相談窓口の認知度の向上。 ・区民や区内事業所等に向けてのワーク・ライフ・バランスの推進。 ・センターの事業をより多くの方が利用できるよう出前講座を充実。 ・相談業務委託事業者と各関係機関との連携の継続・強化。 						
基本施策 8	地域文化の活用と観光振興					
施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管	地域振興部			
目指す姿	区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産の保護に努めるとともに、民俗芸能などの伝統文化を広く区民に公開してきた。 ・「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、芸術・文化に関する多様な公演等を提供し、成果を上げている。 ・江東区芸術提携団体とともに、ジュニアオーケストラビジュニアバレエの育成を行うほか、小学校への出前授業(アウトリーチ・コンサート)を実施する等、区の文化振興の底上げに寄与している。 ・多様な区民ニーズに応えるため、様々なジャンルのイベントを実施したほか、本公演前にバックスステージツアーの実施や座学講座の開講等を行うなど、区民がより芸術文化に親しむ機会の提供に努めた。 ・地域のお祭りや商店街イベントと連携した事業を行い、伝統文化に親しむ機会の充実を図っている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の公開機会を充実させ、継承者が生まれやすい環境づくりに取り組む。 ・本区の強みを生かした、質の高い芸術文化の価値や取り組みの意義について、区民へのPRに努めるとともに区内外への情報発信を更に強めるほか、質の高い芸術文化に触れる・参加する機会を提供し、芸術文化の創造や次世代への育成支援を強化していく。 ・芸術文化振興における中核拠点となる劇場の役割と機能の整備の推進を図る必要がある。 ・多様な区民・地域・芸術文化団体だけでなく、観光、スポーツ等の事業主体とも協働・連携を図ることにより、芸術文化振興の活性化を推進する。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの関連イベントと連携した事業の実施を進める。 						
施策 21	地域資源を活用した観光振興	主管	地域振興部			
目指す姿	江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。					
《これまでの取り組みと評価》						
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体や多言語による観光情報(パンフレット・ホームページ等)の発信により、訪日外国人を含めた本区への来訪者が増加傾向にある。 ・様々な用途に応じたマップの作成やモデルコースの提案等により、区内全域の周遊性を高めたり、近隣区等との連携を強化するなど観光客誘致に取り組んでいる。 ・観光ガイドの養成や体験講座の実施により、観光ガイドの増加や活躍の場の提供を図っている。 ・観光協会の一本化に向けた検討を開始し、観光推進体制を強化するとともに観光情報の一元化等の取組みを進めている。 						
《今後の課題、展望》						
<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対して本区の観光資源の魅力を伝え、郷土愛やおもてなしの心をさらに醸成していく。 ・外国人観光客に対して、多言語対応の充実と多様な文化・習慣に対する配慮が必要である。 ・経済課と連携のもと、観光資源として商店街を紹介し、事業展開することで地域経済の活性化につなげる。 ・地域の観光の担い手である観光関連団体等を支援し、官民連携して観光を推進していく。 ・本区のさらなる観光推進を図るため、江東区観光協会の体制を強化し、区との役割分担を明確にする。 						

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年5月）に判明していた数値
※長き初年度の値が「—」となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画（後期）における指標		長計年度（22年度）要状態					目標達成の見込み				
「施策実現に關する指標」		27年度	28年度	29年度	30年度	目標値（31年度）	指標担当課	目標値達成の考え方	目標値達成の見込み	未達成となる見込み	
51	各種助成事業における助成件数	—	244件（25年度）	234	231	258	290件	経済課 各種補助事業を利用する企業が年10件程度の増加を目指す数値	目標達成	—	
52	優秀技能者表彰の受賞者数	—	262人（25年度）	250	287	293	312人	経済課 優秀技能者表彰者が年10人程度の増加を目指す数値	目標達成	—	
53	産業スクーリング及びインダーシニシャン事業参加者数	—	1,716人（25年度）	2,255	2,569	2,310	2,616人	経済課 事業所体験や就労体験をする子ども・学生が年140人程度の増加を目指す数値	目標達成	—	
54	創業支援資金貸付件数	56	36件（25年度）	59	49	74	108件	経済課 区の制度融資（創業支援資金）を利用して創業した事業者数	目標達成	—	
55	1回間のうち、商店街を利用した買い物の回数	2.1	1.7日	1.7	1.5	1.6	2.5日	経済課 長期計画策定当初、2日に1回商店街が利用されれば活性化につながるとして目標値を3.5日で設定した。しかし、商店街の魅力向上のため各種新規施策を行つたが、大型店の増加や商店街の変化など商店街が非常に厳しくなっていることを鑑みて目標値を後期より変更。	目標達成	—	
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	41.8%	36.7%	37.5%	40.7%	40.3%	45%	経済課 商店街が身近になると多くの人が感じるところを把握して、指標55と同様の理由で目標値を変更。	目標達成	—	
57	商店会イベントへの来街者数	—	1,962人（25年度）	1,958	1,902	1,901	2,100人	経済課 イベント数は年間50件程度で、指標は全てのイベントの平均どっている。大きく伸びることは困難であるため、1年で%増とし5年間で5%増とした。	目標達成	—	
58	消費者相談窓口を知っている区民の割合	34.0%	34.1%	35.4%	33.5%	36.5%	50%	経済課 現在も消費者センターだよりの全戸配布や区内まつりの出展等で周知に努めているが、数値は日々織り込んで周知を図る半数の人との認知を目指すとして前期目標(65%)を下方修正。	目標達成	—	
59	消費生活相談件数	—	2,529件（25年度）	2,975	2,926	2,964	—	経済課 相談件数はその推移をみるもので、目標値は設定しな。	目標達成	—	
60	消費生活相談の解決・助言の割合	—	70.26%（25年度）	66.18%	62.30%	60.69%	72%	絏済課 年々新たな消費者被害が発生する中で、必要な情報や相談員のスキルを向上させ、解決の割合・維持・増加を目指す数値。	目標達成	—	
61	消費者被害の予防を目的としたセミナー講座への参加者数	—	610人（25年度）	332	236	375	650人	絏済課 主に依頼を受けた行政から開催数が一定ではないことがかか、年10程度の増加を目標とする。	目標達成	未達成となる見込み	

長期計画(後期)における指標		目標達成の見込み				【未達の場合】要因と今後の取り組み		
年次	指標名	長計年度 (22年度)	現状値 (23年度)	2年度	3年度	目標達成度 (31年度)	目標達成担当課	目標達成考え方
62	町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	20.8%	21.9%	19.8%	21.3%	17.4%	地域振興課	年度により増減はあるものの、前回の目標値を達成できていなかったことから、同数値を目標値とする。 未達成となる見込み。
63	区が提供するコミュニティ活動の割合	20.6%	20.6%	19.8%	19.9%	18.3%	地域振興課	年度により増減はあるものの、前回の目標値を達成できていなかったことから、同数値を目標値とする。 未達成となる見込み。
64	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(地区集会所)	53.7%	55.6% (25年度)	55.0%	57.4%	53.3%	区民課	区民館の改修が終了したため。 未達成となる見込み。
65	地区集会所・文化センターの利用率(文化センター)	17.7%	20.6% (25年度)	21.8%	22.5%	23.2%	地域振興課	今後の計画改修により利用率の増加が見込まれることから、目標値(20%よりも高い数値)を設定した。 未達成となる見込み。
66	生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	17.5%	16.6%	16.8%	15.6%	13.3%	文化観光課	区民4人に1人が参加していることをめざす。 未達成となる見込み。
67	図書館の利用者数(年間)	—	2,905人	3,191	3,282	3,277	3,150人	豊洲図書館の移転オープン及び自動貸出返却機や予約システムによる利用者の増加により、目標値を達成できていない。今後につきましては、平成31年度に指向する新規開館等導入館を含む6館で開館日数による更なる利用者増が見込まれる。
68	図書館資料貸出数(年間)	4,614	4,322千冊 (25年度)	5,051	5,103	5,170	5,250千冊	砂町図書館の中は砂町図書館を除く全館合計で約2,750千人/年の利用が見込まれ、砂町図書館と同程度の図書館の利用者数を加算すると約3,000千人/年の前後と推測される。現在の長計が始まつた平成24年度より26年度の図書館の利用者数が増加する結果となり、アマゾンによる利用者増をふまえて平成27年から31年の利用者増を5%とした。
69	生涯学習・スポーツ活動の成果を地域社会に広げる区民の割合	13.0%	11.7%	11.5%	12.9%	10.9%	文化観光課	5人に1人が叶え回答することをめざす。 未達成となる見込み。
70	生涯学習・スポーツ活動の成果を地域社会に広げる区民の割合	—	—	—	—	—	—	コミュニケーション活動を通じて、活動に貢献できる主な主体が地域の声を聞き込み、活動に貢献できることで、生涯学習・スポーツ活動に賛同した区民と地域社会とのマッチングが円滑に行われていよいよある。情報発信力が強化し、学習成果を還元できる場の提供を進めていく必要がある。

※長計初年度の値が“”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における指標		長計物年度 (22年度)		2年度		3年度		目標達成度 (31年度)		目標達成担当課		目標達成の見込み	
		男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	男女人口割合	推進セクター	前回期参画者数	【未達の場合】要因と今後の取り組み	
70	男女が平等だと思う区民の割合	20.1%	13.6%	15.7%	16.1%	16.8%	40%	男女共同参画 推進セクター	前回期計画の目標値からかなり距離しているが、基本的事柄で未達成となる見込み。	前回期参画者数	男性は外で働き女性は家庭を守るべきながい。固定的な役割分担意識が依然として根強くあり、引き続き広報紙、ホームページ、メールマガジン等による啓発を行ない、男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を開催し、意識の改善を図る。		
71	区の審議会等への女性の参加率	29.5%	33.6% (22年度)	34.6%	34.5%	30.4%	40%	男女共同参画 推進セクター	前回期計画の目標値を超過する。国40%以上60%以下、都35%以上、特別区11.5%10%。	男女共同参画 推進セクター	女性委員数がまだ多く、機関が溝止どおり。今年度は市七幅に減少じ。今後も関係機関・団体へ女性参画を促すうの依頼をする。また女性の参画率向上のため改修等について職員へ改めて周知をする。		
72	仕事と仕事を以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合	26.5%	27.4%	28.3%	29.0%	29.9%	38%	男女共同参画 推進セクター	10年で2倍(50%)を目指し、25年度はその中間値としていたが、目標値に達していなかったため継続する。	男女共同参画 推進セクター	女性が育児をしながら働く環境、男性が育児をやすい環境や男性が積極的に家事に関われるようになって面接提供を行ない、育児支援セミナーなどを開催し、女性の活躍を支援する。		
73	DV相談件数	1,773	4,234件 (25年度)	5,299	5,732	4,411	—	男女共同参画 推進セクター	—	—	—	—	
74	DV相談窓口を知っている区民の割合	—	41.2%	42.5%	43.5%	41.1%	70%	男女共同参画 推進セクター	国の27年までの目標値67%、都の23年1月調査の数値62.6%。これらの数値を超えることを目指す。	男女共同参画 推進セクター	広報紙やホームページを促って周知をしていくが、難度が不足している。相談窓口を増やすこと、人員体制の強化、電話時間の拡充を図った。これを機に区内の面接提供窓口にボスターを貼つて周知する。また相談窓口の新たな固有コードを作成、看板設置に置いて周知していく。今後は民間の商業施設へ協力の依頼を検討していく。		
75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	40.2%	39.3%	42.0%	42.0%	42.1%	50%	文化観光課	区民2人に1人がはいと回答することを目指す	区民2人に1人がはいと回答することを目指す	流入人口増により、本区の文化財や伝統文化を知らない区民が増える予想されるため、民俗芸能などの区民への公開機会を充実させる。		
76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	52.1%	53.9%	54.1%	55.3%	54.3%	65%	文化観光課	前回期計画の目標値を引き続き掲げる	未達成となる見込み。	多種多様なジャンルの公演を行なうたが、芸術・音楽等に直接触れる機会は大幅に増えたが、一方で、DVDやソーシャルメディア等に接する機会が増えており、SNSやインスタグラム等に接する機会が増えており、引き続きSNSやインスタグラム等を利用し情報収集していくとともに、施設運営においてのアクリルチーンカードを実施するなど、なかなか文部施設に足を運ぶことができない方にも芸術鑑賞できる機会を提供する。		
77	文化芸術活動団体の施設利用件数	69,413	59,680件 (22年度)	63,044	65,508	65,512	66,000件	文化観光課	前回期計画の目標値を引き続き掲げる(計画改修による利用者減等を考慮した数値)	未達成となる見込み。	文化芸術活動団体の施設利用件数は着実に増加している。平成29年度は東大島文化センターが改修工事中であったため、利用件数は微増であったが、平成30年7月に改修工事が終了すると、前半並みの利用件数が見込まれる。		
78	街かどアーティストの登録登録件数	—	69組	69組	75組	76組	80組	文化観光課	過去5回の登録数を勘案し、オンライン登録件数	未達成となる見込み。	街かどアーティストの登録件数は現継続であり、登録期間32年であるため登録件数が近年多くなっている。しかし、今後街頭の場を適切に提供できるよう、情報伝言を強化していく。		

※長期計画初年度の値が“”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

長期計画(後期)における指標 「施設運営に関する指標」		長計物年度 (28年度)			27年度			26年度			目標達成度 (31年度)			目標担当課		目標達成の設定根拠・考え方		【未達の場合】要因と今後の取り組み	
79	魅力的な観光資源があると思う 方の回答者の割合	—	71.6%	73.8%	71.5%	72.2%	75%	文化観光課	現状を維持しつつ、更に増加を目指す	東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や、豊洲市場など 観光資源を有するところに認知されている状況である。既存 の主観による指標のため、目標達成については不確定である。	現状を維持しつつ、更に増加を目指す	豊洲市場など の観光資源を、区民の認知と想われるが、区民 も今后情報発信を強化していく。							
80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	1,824	1,442千人 (25年度)	1,988	1,592	1,593	2,000千人	文化観光課	前期計画の目標値を引き続き掲げる	年間約50万人の来場者がいる東京都現代美術館が平成30 年度末にニューアルバートンナガラに移転する。 が見込まれる。	年間約50万人の来場者がいる東京都現代美術館が平成30 年度末にニューアルバートンナガラに移転する。 が見込まれる。	年間約50万人の来場者がいる東京都現代美術館が平成30 年度末にニューアルバートンナガラに移転する。	—						
81	観光情報ホームページへの アクセス件数	31,703	96,472件 (25年度)	242,519	295,409	337,809	300,000 件	文化観光課	26年度見込み数の50%増を目指す	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成29年度に目 標値を達成している。	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成29年度に目 標値を達成している。	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成29年度に目 標値を達成している。	—						
82	観光ガイドの案内者数	2,169	3,686人 (25年度)	5,268	4,681	5,677	6,000人	文化観光課	オリエンピックに向け観光客の増加を見込んだ数値	毎年度増減を繰り返している状況で推移しており、目標値達 成のためには観光ガイドの認知度向上やさらなる受入態勢 を強化する必要がある。	文化観光ガイドの養成やガイドツアーやの開催などに毎年取り 組んでいるが、目標値を達成するにはやや難しい状況である。	文化観光ガイドの養成やガイドツアーやの開催などに毎年取り 組んでいるが、目標値を達成するにはやや難しい状況である。	—						
83	地域や他の観光関係団体等 と連携して展開した事業数	—	34件 (25年度)	42	51	54	50件	文化観光課	現状値の50%増を目指す	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成28年度から目 標値を達成している。	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成28年度から目 標値を達成している。	これまで堅調に増加傾向で推移しており、平成28年度から目 標値を達成している。	—						

施策 14	区内中小企業の育成	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、制度融資や経営相談、産業情報の提供など経営基盤の強化を支援するとともに、技術の高度化や販路拡大など競争力の強化を支援し、産学公連携に引き続き取り組んでいきます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるよう支援します。さらに、企業の技能が継続的に発展するよう技術者育成を支援します。
③創業への支援	セミナー・相談・制度融資など創業に対する支援を実施し、区内での創業を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・近年、世界経済は、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。国内でも、東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞し、更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑法が終了したこと等により倒産企業が増加した。平成25年5月、かねてからの円高から円安への政府主導による転換に見られる経済対策の実施により、経済の低迷期を脱し、回復の軌道に乗りつつあるといえる。しかしながらその効果が十分に中小企業に達するに至っていない。</p> <p>・産業構造、流通構造の変化により経営状況が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの施策の強化、IT化による経費削減や販路拡大、創業に対する支援等への取り組みが求められている。</p>	<p>・国内の景気は緩やかな回復傾向にあるが、中小企業においては新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中である。区内中小企業においても、製造業の減少によるものづくり産業の衰退、技能者の高齢化による技術力の低下、少子高齢化による経済規模縮小による事業所数の更なる減少などが予想される。</p> <p>・経営基盤が軟弱な中小企業においては、円高・円安や原油価格の変動といった経済情勢の変化に大きく影響を受けやすく、常に経営の安定化につながる取り組みが求められている。また、ものづくり産業の競争力の強化、事業継続のための人材育成、創業支援など現状施策のさらなる強化が必要となる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標担当課
51 各種助成事業における助成件数	件	244 (25年度)	234	231	258			290	経済課
52 優秀技能者表彰の受賞者数	人	262 (25年度)	280	287	293			312	経済課
53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数	人	1,716 (25年度)	2,255	2,569	2,310			2,616	経済課
54 創業支援資金貸付件数	件	36 (25年度)	59	49	74			108	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標51：255、指標52：272、指標53：1,942、指標54：55

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	1,020,364千円	595,778千円	1,034,853千円	0千円	
事業費	901,441千円	489,212千円	919,440千円		
人件費	118,923千円	106,566千円	115,413千円		

6 一次評価《主管部長による評価》					
(1) 施策実現に関する指標の進展状況					
【指標51】各種助成事業における助成件数は、インターンシップ補助金交付申請数が顕著に増加した影響もあり、全体としても増加している。今後もPR活動や販路拡大、技術開発等の多様な助成事業により支援していく。					
【指標52】技能の承継により優秀な技能者が増加しているため、優秀技能者表彰の受賞者数は目標値に向けて順調に推移している。					
【指標53】産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数は、インターンシップ事業参加者は増加しているものの産業スクーリング事業の総体的な参加者減を受け、下降している。					
【指標54】「創業支援資金貸付件数」は、27年度までは増加傾向にあったが28年度は減少となった。貸付斡旋件数では前年増であったが、実行率が下がったため、結果的に貸付件数が減少となった。なお、29年度は再び増に転じている。26年度に「江東区創業支援事業計画」を策定し国の認定を受け、金融機関や経済団体等の支援機関と連携して、創業支援事業の充実を図っている。					
(2) 施策における現状と課題					
◆区内の事業所は、その多くが従業員20人未満の小規模企業であり、その数は昭和56年をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、地場産業の事業所も含まれている。これら的原因には、安価な外国製品の流通による価格競争の激化などの社会経済状況の変化や、経営者の高齢化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。◆一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在しており、こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。					
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性					
◆区内の優れた製品・技術を持つ企業を認定し広くPR・情報発信する「江東ブランド」事業を展開し、認定企業を軸とした企業間連携を促すとともに、専用ウェブサイトの開設、クリエイター派遣等の先進的な取組みなど積極的な事業展開により地域産業の活性化に繋がる仕組みを構築する。◆産学公連携は、大学・企業のニーズに即して見直しを図る。◆地場産業や特色ある技術・技能に興味を持ち理解を深める機会を整え、産業の魅力を次世代にPRできるよう支援する。◆創業支援では、セミナー・相談事業・家賃助成事業の充実のほか、「江東区創業支援事業計画」に基づき、区内民間機関と連携し、創業希望・予定者の支援に取り組む。◆制度融資は、経済情勢の変化に対応出来るよう、タイムリーにメニューの見直しを図るなど中小企業の資金調達支援を強化する。◆平成30年度（予定）の豊洲市場開設に伴い転入する市場関連事業者に対して、区の実施する中小企業支援施策の効果的な周知方法を検討する。◆従来の優良従業員表彰・優秀技能者表彰を発展的に解消し、時勢に即した、より効果のある表彰事業を実施するため、産業表彰を創設。					

施策 15	環境変化に対応した商店街振興	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	今後開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人を含む観光客への案内や、商店街の基礎を支える商店に対する支援を充実させ、区内外問わず来街者が楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	商店街の魅力や活気を伝えるための、商店街独自のイベントの実施や空き店舗の活用等に対して、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設による人口増加で市場は拡大傾向であるが、区内では商圈の広い大型店や専門店、利便性の高いコンビニやチェーン店など多様な店舗が増加するとともに、ネットショップも普及している。また、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化により、商店や商店街の利用頻度は低迷が続き、多くの商店街では活気が失われつつある。 ・平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されており、同調査の区民アンケートでは、まちに活気をもたらす商店街に期待する声が7割を超えており、また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえたことから、平成29年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック開催1000日前イベントとして商品券発行部数を増やした。 ・これまでの地域の安全や安心、子育て世帯や高齢者への支援などの商店街に対する要望に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、外国人を含む新たな旅行者等への魅力ある店舗の情報発信に関する要望もありニーズは多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街では、店主の高齢化・後継者不足等による商店の減少や役員などの人材不足、商店街活動の資金不足等により、商店街機能を維持することが困難となる。 ・商店街では、商店の業種構成が不足し、身近な商品やサービスの提供が限定されることによって、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。 ・商店街の組織力の低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取り組み等の機能を維持することが困難となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	1.7	1.7	1.5	1.6			2.5	経済課
56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	36.7	37.5	40.7	40.3			45	経済課
57 商店会イベントへの来街者数	人	1,962 (25年度)	1,958	1,902	1,901			2,100	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標57:1,872

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	221,854千円	169,565千円	280,293千円	0千円	
事業費	180,317千円	132,377千円	237,869千円		
人件費	41,537千円	37,188千円	42,424千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標55】「1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数」は、横ばいで推移しているため、これまでの商店会への支援に加えて、平成26年度から開始した「江東お店の魅力発掘発信事業」での店舗に対する支援策及び商店街の空き店舗を活用した商店街活性化にも取り組んでいる。さらに、商店街の利用者増加のため、平成27年度から生鮮三品小売店の継続支援策やメニュー等への多言語表記促進に向けた取り組み、平成29年度からは広告宣伝活動費への補助を開始している。

【指標56】「魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合」はほぼ横ばいで推移しているため、平成26年度から商店会への新たな支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始し、この事業を活用して商店街独自の魅力を伝えるイベントが実施されている。また、店舗向けの支援策として「江東お店の魅力発掘発信事業」を開始し、店舗の魅力を積極的に発信している。

【指標57】商店街連合会でのイベント企画の検討に際して、アドバイザー派遣等の支援策を講じているものの、指標の数値はほぼ横ばいで推移しているため、これまでの商店街補助事業に加え、新たなイベントでの来街者数増加に向けた支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始している。また、平成30年度からは、商店会と町会等地域団体が地域の活性化に向けて連携して行うイベント事業等に対し東京都と連携して新たに補助を行う。

(2) 施策における現状と課題

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、商店経営者の高齢化や後継者不足など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。◆その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年度に実施した産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえる。毎年区民まつりで販売している10%プレミアム付き商品券については、発行手数料に係る補助率を拡充するとともに、販売方法の見直し等商品券が有効に使われる策を検討する。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる役割を商店街が担えるよう、様々な角度から商店会を支援していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆商店街の基盤である商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや付加価値の高い商品、消費者一人一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの独自の魅力を積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなし等特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店会が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店会が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、商店会と地域団体（町会、企業等）や大学との連携を図り、外国人も含めたより多くの旅行者を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や商店の活性化策などを基に、区民及び商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

施策 16 安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 消費者基本法改正 消費者安全法改正（安全調査委員会設置） 平成24年10月 金融商品取引法改正 平成25年6月 食品表示法公布 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例法 平成28年4月 改正消費者安全法施行（消費者センターの設置・役割等について法定化） 平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正（消費者安全法改正に基づき規定） 平成29年5月 改正個人情報保護法施行（対象企業拡大、罰則規定） 平成29年6月 改正消費者契約法施行（契約取消・契約条項の無効を規定） 平成29年12月 改正特定商取引法施行（訪販、通販、電話勧誘等の規制対象拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化しており、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていかない。 高齢者が増加していくなか、認知症を疑われる高齢者が標的となる消費者被害が増加していく。 インターネットに加えスマートフォンの普及により、海外との取引も容易となり、消費者トラブルは複雑化していく。特に、SNSなどの利用により、使用頻度が高い未成年者、高度情報通信社会への変化に対応しづらい高齢者などが深刻な被害を受けることとなる。 成人年齢の引き下げが検討されるなか、今後、18歳、19歳は未成年取消行使できなくなることが予測されるため、対象者が自覚し消費者教育を受けていないと社会に参画する入口で深刻な経済的被害を被ることとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5	36.5			50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926	2,964			—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30	60.69			72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236	375			650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標59：2,701、指標60：69.9、指標61：557

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	68,403千円	62,267千円	67,007千円	0千円	
事業費	29,724千円	27,514千円	29,553千円		
人件費	38,679千円	34,753千円	37,454千円		

6 一次評価《主管部長による評価》					
(1) 施策実現に関する指標の進展状況					
【指標58】認知度は微増である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者であるこども達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することも必要である。					
【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、近年増加傾向にある。					
【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザーキャリヤー契約の充実や消費者相談員の研修参加を継続していく。					
【指標61】参加者数は増。区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、参加者数には年ごと波がある。また、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。					
(2) 施策における現状と課題					
◆食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費問題への区民関心は依然として高い。◆消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に十分認知されていないという現状にある。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。◆事後的な消費者被害への対応のみでなく、被害に遭わない、そして合理的意思決定ができる消費者を育成する消費者教育の推進が重要となっている。					
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性					
◆区民に対する消費者情報の迅速での的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法等を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだより」を江東区報別冊として全戸配布を継続して行うとともに、高齢者向け、若者向けの特別版の発行も検討する。また、区民にタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの機能周知のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、消費者展を引き続き開催し、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し実施する。◆食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害実例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、第一に、必要な専門知識・技能の取得を向上させ、かつ他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流のために研修に参加の機会を確保する。第二に本センターとアドバイザーキャリヤー契約を結んでいる弁護士への相談助言依頼や事例検討勉強会を充実させ、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育を企画する。具体例としては、子ども、若者や高齢者向けの消費者講座の充実や見学会を実施していく。					

施策 17	コミュニティの活性化	主管部長(課)	地域振興部長(地域振興課)
		関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、福祉推進担当部長(障害者支援課) 教育委員会事務局次長(指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

① コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
② コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③ コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④ 世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 480,271人(H25.1.1)→513,197人(H30.1.1) 町会・自治会加入率推移 60.8%(H25.4)→59.3% (H30.4) 外国人登録、外国人住民数の推移 20,889人 (H25.1.1) →27,898人 (H30.1.1) NPO法人数 182団体(H25.3)→192団体(H30.3) ボランティア数(登録) (団体) 92団体 (個人) 5,082人(H25.1.) →(団体) 99団体 (個人) 4,878人(H30.1.) 東日本大震災等を契機に、地域でのコミュニティの必要性が再認識され、防災、防犯、高齢者福祉等の分野で町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になってきた。 新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流機会の場が必要とされている。 外国人住民数の急激な増加や在留状況の長期化・多様化等から、情報の多言語化、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備、日本語や生活習慣を学ぶ機会が求められようになつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会・自治会離れが更に進み、加入率の低下による住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力の弱化により、災害時の地域における救護活動等は一層難しくなる。このため、コミュニティ活動の活性化を通じて、災害時の自助共助の強化を図っていく。 区内のNPO法人数が増加する。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民のボランティアの気運が高まる。 今後も外国人住民の増加が予測されるなか、地域住民との間の生活習慣や文化の相互理解を深める機会の創出、生活情報の多言語対応、相談機能の充実、災害時ににおける地域・行政機関・団体等の連携体制の整備が必要になる。 外国人住民を含む地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.9	19.8	21.3	17.4			26	地域振興課

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
63	区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合	%	20.6	19.8	19.9	18.3			24	地域振興課
64	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(区民館)	%	55.6 (25年度)	55.0	57.4	53.3			60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(地区集会所)	%	20.6 (25年度)	21.8	22.5	23.2			25	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率(文化センター)	%	60.7 (25年度)	64.0	63.4	63.2			65	文化観光課
65	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	770 (25年度)	902	922	622			1,000	地域振興課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標64:(区民館):55.4、(地区集会所):21.7、(文化センター):59.9 指標65:904

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	655,228千円	600,901千円	788,433千円	0千円	
事業費	439,839千円	407,883千円	571,690千円		
人件費	215,389千円	193,018千円	216,743千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標62】コミュニティ活動の参加率は、南部地域を中心とした新住民の増加に参加者数が追いつかないため伸び悩んでいる。しかし、最近では住民の定着により、大規模マンションでの自治会設立や地域住民主体のイベント開催の動きが顕著になってきており、今後増加が期待できる。

【指標63】コミュニティ活動情報を利用したことがある区民の割合は横ばいである。一方、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」へのアクセス数は、平成26年度に大幅に増加し、その後も増加していたが、平成28年度以降は減少に転じている。引き続きリーフレットやチラシの配布、区報へのPR記事の掲載などにより、本サイトの認知度向上及び掲載情報の充実に努めていく。

【指標64】施設の利用率は、改修工事等の影響で年度や施設により増減がある。地区集会所では、地域で介護予防に取り組む場や見守り支援の場として利用されるなど、新たな利用形態も見られるようになった。

【指標65】毎年、各イベント毎に、時代背景を反映した様々な工夫を凝らすことにより、多世代住民の積極的な参加はもちろん、区外住民の参加者数も増加しているが、屋外イベント開催は天候に左右され、特に平成29年度は雨天が多く、参加者数は減少した。また、国際交流ボランティア団体の活動により、国際交流イベントの認知度が高まっており、参加者数も増加の傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が注目されている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地域団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、引き続き国際交流イベントを通して、外国人と地域住民が交流しやすい環境を整備していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化②マンションを対象とした自治会設立等支援事業③区・町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業④町会電子マップや活動紹介ページによる地域の見える化事業等を主軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会未結成マンションへの設立支援や既存団体の活動支援のためのマニュアル整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向け検討を進める。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催することで、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際交流イベントを実施する。また、交流イベントの開催時にアンケートによる実態調査を実施するなどして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に多くの外国人が江東区を訪れることが予測されることから、交流イベントを通じ地域において異なる言語・文化を持って生活する人たちを受け入れる環境づくりに取り組む。

施策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉推進担当部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、区内スポーツ施設を活用した教室事業などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けた一層のスポーツ振興を図ります。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比べトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部においてニーズが高まり、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 退職を迎える世代は生涯学習を通じた地域社会との関わりを求めている。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本方針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定した。 江東区では、平成29年3月に「江東区文化プログラム基本指針」を策定した。 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。これに基づき、区では今後のスポーツ振興の道すじを示す「江東区スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定した。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、ICT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 国の「第三次子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、平成28年3月に「第二次江東区こども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の充実に努めている。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指し、「東京都人権施策推進指針」を平成27年8月に新たに策定した。 スポーツ都市東京を創造するための羅針盤となる「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設の更なる効率的な活用が求められる。臨海部の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの育成や江東区の文化を発信していく取り組みが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックによる有形・無形のレガシー（遺産）に期待が高まる。 こども・高齢者人口の増加に伴い、健康維持や体力向上など、スポーツに求められるニーズが高まる。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やICTサービスの拡充により、一層の利便性向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場の拡大や機会の充実を図るために、図書館ボランティア等との連携が強く求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が契機となり、図書館では関係資料の提供が求められる。 今まで以上に、誰もがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
66 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	16.6	16.8	15.6	13.3			25	文化観光課
67 図書館の利用者数（年間）	千人	2,905	3,191	3,282	3,277			3,150	江東図書館
68 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,322 (25年度)	5,051	5,103	5,170			5,250	江東図書館
69 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	11.7	11.5	12.9	10.9			20	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標68：4,638

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	7,234,031千円	6,552,740千円	6,598,638千円	0千円	
事業費	6,580,209千円	5,965,772千円	5,930,284千円		
人件費	653,822千円	586,968千円	668,354千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標66】こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした講座を実施するとともに、民間カルチャーセンターにはない、地元商店街等と連携した地域理解講座などを実施する一方、生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合は若干減少している。引き続き、各年代ごとに幅広く魅力ある講座等を実施するとともに、施設休館の際には、利用者に他の施設を紹介するなど、きめ細かな対応を図っていく。

【指標67】平成29年度は亀戸図書館の改修工事休館があったが、特別整理休館期間の短縮や江東図書館においては10月より月2回の月曜開館を試行実施する等、利用者サービスの向上を図っている。

【指標68】平成27年度に蔵書数を増やして移転新装オープンした豊洲図書館には江東図書館で先行導入した自動貸出機、自動返却機、自動予約受取コーナーを設置した。平成28年度にはインターネット予約をスマートフォン対応とする等利用者の利便性向上とサービスアップを図ったことにより、図書館資料の貸出数は平成26年度以降増加している。

【指標69】学習した成果など、区民の知識・経験を活かすため、区民自らが講師となる区民企画講座や区民協働講座などを実施しているが、生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合は若干低下した。東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、語学講座や地域理解講座を修了した受講生がボランティアとして活躍できるよう事業展開していく。引き続き講座等の内容を充実させるとともに、成果を発表できる場を確保していく。

（2）施策における現状と課題

◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針の策定について、今後検討する必要がある。また、民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。◆江東区スポーツ推進計画に掲げるスポーツ実施率（目標値概ね65%）向上の取り組みが必要である。◆スポーツ推進計画では『「元気な未来へ」Sports Garden江東！』をキヤッチフレーズとし、区のスポーツ振興を図っていく。具体的な展開としては、東京2020オリンピック・パラリンピックの中心地としてのムーブメントの推進、水辺を活かしたスポーツ振興に取り組むほか、ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携による地域活力の向上、場の確保等を通じて、江東区スポーツ推進計画の実現を図る必要がある。◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。◆おはなし会（読み聞かせ等）の実施、対面朗読サービスや音訳資料製作といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、ボランティア等の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、多くの外国人等来訪者を受け入れる開催地として、生活習慣・文化・価値観などの多様性を尊重する社会を築いていくことが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆平成29年3月に策定した「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、積極的に各種事業に取り組んでいく。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設確保に加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の参加機運が高まっていることから、先駆的な取り組みとして進めている「英語ボランティアガイド養成講座」や「おもてなし英会話」など、ボランティアの育成、語学講座の拡充を図る。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにもつなげていく仕組みとして、リバーガイドや観光ガイド養成講座などを実施しているが、今後、退職後の世代の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆スポーツ実施率向上では、こどもや高齢者、子育て世代等幅広い層に対する事業展開を実施するほか、パラカヌー（障害者カヌー）振興や普及啓発事業の実施により障害者スポーツの振興に取り組む。◆平成27年3月に策定したスポーツ推進計画の実現に向け「江東区スポーツ推進連絡会」の開催等を通じて、スポーツ施設指定管理者や体育協会、スポーツ推進委員など様々な主体の役割分担のもと、効率的な事業展開を行うとともに、現行計画の改定に向けた策定委員会を設置する。◆豊かな水辺など本区の特色を生かしたスポーツ振興を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境整備を行っていく。◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、図書館ボランティアや子育て関連施設との連携を図りながら、地域との協働により事業を推進する。◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。図書館ボランティア等との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ICTシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。

◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設の環境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関連し、国際理解だけでなく、障害者スポーツや各種競技種目、オリンピアンやパラリンピアン等、広い視点で資料を収蔵していくとともに、大会終了後も資料の収集や公開に取り組む。◆平成29年10月から江東図書館で月2回の月曜開館を試行実施し、利用者の利便性向上を図っている。◆平成31年度、32年度の2カ年で江東、深川を除く図書館に指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上を図る。また、指定管理者導入と同時に開館日増、開館時間延長を実施し、利用者の来館機会拡大を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の知識と理解を深めるために、人権学習講座において、外国人等の人権課題を取り上げる。

◆生涯学習やスポーツ振興について利用実態やニーズを分析し、幅広いニーズに対応した事業を推進する。特に、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民ニーズを把握し、参加を促す施策や情報発信力を強化する。

施策 19	男女共同参画社会の実現	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3－1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p><法改正・規制緩和></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 平成26年4月 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決(妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た)。 平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定 平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン（第6次江東区男女共同参画行動計画）」策定 平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）全面施行 平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行 平成30年4月 働き方改革関連法案が国会に提出された。 <p><「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」（平成26年度）より></p> <ul style="list-style-type: none"> 男女の地位の平等感について前回調査（平成21年）と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 例えは「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実は「仕事優先」が約3割となっている。 <p><社会状況等></p> <ul style="list-style-type: none"> 性的少数者（LGBT）の人権が社会的な関心事となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。 子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実が求められてくる。 女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。 就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。 区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。 子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。 女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。 男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての具体的な取り組みが求められる。 次期計画では男女共同参画のみならず、性別、価値観、ライフスタイルなどの多様性を受け入れるダイバーシティを取り入れた計画が考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
70 男女が平等だと思う区民の割合	%	13.6	15.7	16.1	16.8			40	男女共同 参画推進 センター
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5	30.4			40	男女共同 参画推進 センター
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間 を過ごしていると思う区民の割合	%	27.4	28.3	29.0	29.9			38	男女共同 参画推進 センター
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732	4,411			—	男女共同 参画推進 センター
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5	41.1			70	男女共同 参画推進 センター

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標71：33.3 指標73：3,667

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	0千円
トータルコスト	222,675千円	191,711千円	246,752千円		
事業費	147,280千円	123,961千円	161,817千円		
人件費	75,395千円	67,750千円	84,935千円		

6 一次評価（主管部長による評価）

（1）施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思う区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向である。区として施策の一層の充実（区民・事業者への意識啓発など）を図っていく必要がある。また、区（行政）が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は昨年度から4.1ポイント減少している。区政モニター（女性委員113名、参画率51.4%）の廃止が主な原因である。区政モニターを除いた昨年の参画率は31.5%である。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っているが、委員就任の条件に関係機関・団体の職務指定（あて職）や専門職が求められている場合は、これらの職の女性人材が少ないという事実があるため、会長職に限定しないなどの、委員就任条件の緩和働きかけの他、それらの職・業界への女性の参入を進めていくことも必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合は、未だ3割に満たない状況にあるが少しづつ上昇している。ワーク・ライフ・バランス実現のために、区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、最終的には0件になることが理想ではある。しかし現状では、区の人口が増加傾向にあり相談先を知らないまま悩みを抱えている方々も多いと思われる。そうした潜在的需要の掘り起こしも必要なため、相談件数の増には肯定的側面もあり、現在は過渡期であると認識している。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。加害者の追跡を防ぐため、相談場所は公表していない。啓発カードや広報紙などでホットライン（電話相談）の周知に努めているが、インターネットで調べて相談電話をかけてくる方が多く、被害当事者や関心のある方でないと、普段の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。平成30年度から相談業務を委託化しており、相談時間を拡充し、区報等で周知を図った。

（2）施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「パルカート」を発行し、全戸配布を行っているが、その認知度は「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が22.4%、「言葉も内容も知っている」が4.6%である（26年度「意識実態調査」）。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを開講し、修了生は審議会の委員として活躍するほか、ステップアップ支援セミナーで自主企画の講座などを開講して地域活動に結びついているが、まだ十分とは言えず、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。性暴力被害者の支援は平成28年度より実施している。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応している。男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている（26年度「意識実態調査」）◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。

（3）今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やパルカレッジ修了生等の意見聴取などを行い、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体に参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動に参加できるようにしていく。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させた。30年度に相談業務を委託し、人員体制の強化、相談時間の拡充を行った。今後は各関係所管・警察署等との円滑な連携が図れるような体制の継続・強化を進める。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区民・区内事業所等へ他課と協力し、広報紙やホームページ、各種講座を開催し、啓発を進めていく。◆第6次男女共同参画行動計画（平成28～32年度）とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆新たな相談業務として男性相談やLGBT相談などへの対応も検討していく。

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
	関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 地域のつながりや世代間の交流が薄れ、住民同士で地域の歴史や伝統文化を伝え合う機会は減少しているが、一方でシニア層を中心に改めて自分が育った歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。 ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や文化芸術活動などに参加したいという要望が高まっている。 質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出ていている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。今後は、こうした歴史文化資産の公開の機会を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。 区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
75 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0	42.1			50	文化観光課
76 この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3	54.3			65	文化観光課
77 芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 <small>(25年度)</small>	63,044	65,508	65,512			66,000	文化観光課
78 街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75	75	70		80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標77：62,296

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	712,986千円	621,492千円	717,469千円	0千円	
事業費	670,381千円	583,230千円	690,044千円		
人件費	42,605千円	38,262千円	27,425千円		

6 一次評価《主管部長による評価》					
(1) 施策実現に関する指標の進展状況					
【指標75】流入人口の増により本区の文化財や伝統文化を知らない住民が増えていると推測されるが、本区の文化財や伝統文化の保存と活用がされていると思う区民の割合はほぼ横ばいで推移している。今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民族芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域イベントと連携し弾力的に施設運営を行うとともに効果的なPR方法を工夫するなどにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。					
【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っているが、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は横ばいである。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。					
【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。					
【指標78】区内各所のイベントに、認定した街かどアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成30年度に認定を受けたアーティストの登録団体数はほぼ横ばい状況である。					
(2) 施策における現状と課題					
◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成29年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,059件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題である。そのため、民俗芸能・伝統工芸を広く区民に披露する機会を充実させ、まず広く区民に知ってもらう必要がある。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどの地域住民と協働し文化財保護に取り組むことで、文化財の大切さを広く区民にPRするとともに、地域の声に耳を傾けながら文化財保護に取り組んでいる。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称される「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い芸術文化を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。					
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性					
◆区民が民俗芸能等を体感できるような公開の場を新たに創出し、本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、平成32年度「奥の細道」サミット総会開催や「奥の細道」日本遺産登録、「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問しアウトリーチ・コンサートなど次世代育成事業を拡充する。また、福祉施設に出向いてのアウトリーチ・コンサートを実施し、芸術文化の社会包摂プログラムを推進する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他自治体にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「真夏のレクイエムこうとう」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。					
◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型の公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。					
◆東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。					

施策 21	地域資源を活用した観光振興	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光拠点施設等の整備や交通利便性の向上及び観光バリアフリー化の推進に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・観光関連団体などとの連携により、新たな観光メニューづくりやシティプロモーションなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月)では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すこととしていたが、平成27年の訪日外国人旅行者数が1,974万人に達し、平成28年3月には「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において2020年の訪日外国人旅行者数の目標を年間4,000万人とすることを決定した。観光を巡る環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、都で平成30年2月に策定された「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018」や「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)においても観光振興に対する取り組みの強化が謳われている。 区においても、平成23年3月に策定した「江東区観光推進プラン」を見直し、観光を取り巻く社会情勢の変化等を反映させた「江東区観光推進プラン(後期)」を平成28年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物が建設され、本区への観光客の増加が見込まれる。 2020オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められている。また、内外に向けた効果的な観光情報の発信とPRが求められている。 平成30年3月に「江東区観光推進体制強化検討会」において、一般社団法人江東区観光協会の体制強化(組織及び情報発信の一元化)に向けた方針が明示された。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済の更なる活性化が求められてくる。 観光資源の効果的な活用と、国内外に対する積極的なPRが求められてくる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催における、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められてくる。 臨海部開発の進捗により、今まで以上に臨海部と内陸部との観光資源を結んだ周遊性と東京スカイツリー等からの観光客の区内への誘客が求められてくる。 区内外に向けた情報発信として、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。 都や中央区などの東京湾隣接区では、観光資源としてだけでなく交通戦略の一環として水辺空間の活用、舟運の活性化、新規航路の設定の検討が進み、運航されていく。 東京2020オリンピック・パラリンピックの終了後や豊洲市場開場後も、施設の利用や周辺地域の開発など江東区に訪れる人の増加が見込まれる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

区内のオリンピック競技施設等に関する情報は、観光情報として、内外の観光事業者やメディア関係者から区の発信が求められていくことが予想されるが、エンブレム・デザイン同様、IOC及びJOCの情報管理により、区独自の観光情報の一部として発信することには厳格な規制がかかることが懸念される。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
79	魅力的な観光資源があると思う区民の割合	%	71.6	73.8	71.5	72.2			75	文化観光課
80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	千人	1,442 (25年度)	1,988	1,592	1,593			2,000	文化観光課
81	観光情報ホームページへのアクセス件数	件	96,472 (25年度)	242,519	295,409	337,809			300,000	文化観光課
82	観光ガイドの案内者数	人	3,686 (25年度)	5,268	4,681	5,677			6,000	文化観光課
83	地域や他の観光関係団体等と連携して展開した事業数	件	34 (25年度)	42	51	54			50	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標80：2,161 指標81：252,808 指標82：3,547 指標83：43

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	217,037千円	190,252千円	230,199千円	0千円	
事業費	166,467千円	144,902千円	168,546千円		
人件費	50,570千円	45,350千円	61,653千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標79】平成28年度から平成29年度は微増しており、今後も、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様で魅力のある観光資源を、区内外に向け情報発信していく。

【指標80】東京都現代美術館が大規模改修工事のため、平成28年5月から休館している状況であるが、他の施設の来館者数増により平成29年度と同水準を保っている。来場者の増に向けては、新規の来館者と同様にリピーターの確保も重要であり、各施設とも、常設展示のほかイベントや企画展などにより来場者の確保に取り組んでいる。

【指標81】ホームページへのアクセス件数は、平成25年度に江東区観光協会のホームページが開設されたことにより大幅に増加した。平成29年度は、平成28年度に対し、4万件以上伸びており、今後も江東区観光協会ならではの魅力的な情報発信を行い、目標値の達成に向けて取り組んでいく。

【指標82】観光ガイドの案内者数は、平成29年度は平成28年度に対して約1,000名増である。今後も、より一層マスマディア等も活用して、情報発信を強化することで、ガイドツアーの周知を図り、集客に結び付けていく。観光ガイドについては、区民団体との協働事業であり、観光ガイドの養成は区及び文化コミュニティ財団が行っており、それぞれの役割のもと観光ガイド事業の充実に取り組んでいる。

【指標83】平成29年度は目標値を上回っており、今後も、区と江東区観光協会はそれぞれの役割のもと、各関連団体と連携して事業に取り組んでいく。

(2) 施策における現状と課題

◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められている。◆東京スカイツリーなど、全国からの観光客に対し本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより地域経済の活性化を図るとともに、区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会については、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、更なる観光推進の充実が求められている。◆観光キャラクターを利用したマスマディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取り組みとなっているか、その効果測定が求められる。◆東京都主導による東京湾岸における舟運事業の活性化が進められており、都内唯一の水辺空間を誇る本区として、水辺の活用、舟運航路の事業化可能性について主体的に具体的なビジョンを描き、発信していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を活かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆水辺の活用、舟運航路の事業化可能性については、河川管理等行政の関係機関、舟運事業者、水辺利用関係NPOなど多様な関係者間の協働により、実現性継続性のあるビジョンを検討する。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。◆区内には全国的に有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとは言いたい。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入・定住の志向が高まることも期待される。◆豊洲市場や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。◆東京スカイツリーや浅草など東京東部の下町エリアへの関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。

『外部評価委員会による評価』

3年間の総括評価

委員	評価内容
ア	<p>大綱3を構成する8施策のそれぞれが、計画に沿って具体的かつ適切に実施されている。一方で、各施策に掲げた「目指す姿」自体が総花的・観念的な印象を拭えず、何のためにそのような姿を目指すのか、それを実現するためにどれだけのコストを投入すべきかなど、説明が説得力を欠く面も見受けられる。中小企業や商店街に関する問題は、小さな施策の積み重ねだけでは克服できない歴史的・構造的问题でもあり、区としてこれらにどう取り組むべきか、より掘り下げた議論が必要だと考える。</p>
イ	<p>指標が総じて大綱3に掲げられた各施策そのものの効果を明確に示せるものになっていないので、外部からの評価は困難である。これは、この施策分野が、本来的に「成果が出るかどうかはあなた任せ」という性格を有することに原因がある。</p> <p>このような評価上の限界があるが、この3年間に他の自治体に伍して、課題解決のためできる限りの工夫と努力が行われてきたことは十分うかがえる。</p>
ウ	<p>施策そのものが、地域振興なのかそれとも産業振興なのかが不明確である。なぜ地域振興部がこの施策に取り組むのか、なぜ税金を投入してこのような取り組みをするのかを区民にわかるように説明すると共に、施策の成果を示していくことが必要である。</p> <p>施策17について、コミュニティの構成員に外国人や子育て世代など、コミュニティに対する多様な価値観や意識をもつ人たちが入ってきており、施策の重点を置くべきターゲットは誰なのかが絞られていないように思う。現状の課題を分析した上で、ターゲットにすべき層を明らかにし、そのターゲットの思考等に合致した施策を打っていくことが必要である。</p>
エ	<p>全体として、地域振興に関する広範な領域を取り扱う大綱であり、かつ、それぞれの施策領域において主となる区内のステークホルダーがいる中で、大綱全体あるいは基本施策・施策・事業の細部に至るまで、区政としてのスタンス・役割認識にやや混乱あるいは曖昧さが残ったのではないかと考える。</p> <p>基本施策6については、特に商店街活性化について、事業者振興なのか、コミュニティ対策なのか、あるいはその両面なのか、いずれにしても行政のロジックが先行しているように見受けられる。</p> <p>基本施策7については、イベント開催で効果が上がったという点は納得できるが、本来的な目標は、例えば外国籍住民が地域内の生活に順応・定着できる仕組みが作れたかどうかといった点に置かれるべきであり、この点は区民との認識の差異が存在していないだろうか。</p> <p>基本施策8については、誰が、何をどこまでやるのかについて当事者間の認識が共有できているか、やや分かりにくいところがある。観光分野については、目標の置き方如何ではより強力な官民連携の推進体制等の構築が必要になるが、そのような議論は経っているのだろうか。このあたりの政策意図が、やや分かりにくい。</p>
オ	<p>中小企業育成・商店街振興への助成等を通じて、地域経済の活性化を図る取り組みが実施されている。これらは、地域経済の活性化、地域コミュニティ醸成の一助となる取り組みとしては評価ができる。ただし、区の意図が商店街等の助成先に十分に伝わっているのかについては、再検証する必要がある。助成が経済政策の意味合いに重きをおくのか、地域政策の意味合いに重きを置くのかについては難しい問題であり、社会の構造変化が進む中、区側でどの観点に軸を置いた事業を行っているかのイメージを持ち、それを区民(助成先)と共有していくことが、今後の課題といえる。</p>
カ	<p>大綱の実現に向けて、各施策とも概ね評価できる。</p> <p>施策14の江東ブランド事業、施策15の「ことみせ」、施策16の「消費者センターだより」の全戸配布、施策17の協働事業提案制度で採択した事業が区の事業として継続、施策18の第二次江東区こども読書推進計画に基づく出張おはなし会などの実施、施策19の男女共同参画KOTOプラン(第6次)の策定やDV相談の業務の委託化による人員体制の強化や相談時間の拡充など、具体的な成果があることが認められる。</p> <p>個々の施策の指標では、未達成が多くある。指標そのものの有効性を含めて、今後の取り組みが必要である。</p>

今後の取り組みへの提言

委員	評価内容
ア	<p>総括評価の後段でも述べたとおり、大綱3の施策はいずれも「はじめに施策ありき」の感が強く、何のために、また国・都や当事者との関係を含めて区がどこまで取り組むべきか、明確さに欠く面が否めない。その結果、指標も本当に意味のあるものか疑問を抱かざるを得ないものが少なくない。これらのことと十分に踏まえながら今後の実施にあたっては、だくとともに、次の計画づくりに生かしてほしい。</p>
イ	<p>中小企業育成、商店街振興をはつきり「地域振興部」所管とし、産業政策を地域政策に含めていることを高く評価したい。国や都の政策体系との関係もあり、事業内容を大きく変更することには困難があろうが、施策の焦点を思い切って絞り込んでしまい、例えば、中小企業政策については新しい取り組みをしようとする企業を広く把握し手助けをすることにあること、商店街については「地域コミュニティの核」を維持するところにあること、コミュニティ活性化政策と強い関係があることなどをあえて外部に鮮明にすることが、事業についての区民の理解と評価を得ることにつながると考える。</p> <p>施策17についても、例えば「地域課題の解決につながる地域の繋がり」が増すことが施策の焦点であることをあえて鮮明にし、個々の事業もそれに結び付けて推進・運営することが、施策の理解と評価にプラスになると考える。</p> <p>消費者被害、DVについては、「頼ることができるところがある」「頼ると問題が解決する」「そこを頼っても自分に不利益は及ばない」ということをすべての区民が知ることが大事と考える。「制度認知」「窓口認知」の課題解決に当たっては、このツボを外さないよう、飽くなき取り組みを続けてもらいたい。</p>
ウ	<p>なぜ区が中小企業や商店街の維持や活性化を目指した支援に税金を投入して行っていくのかということの意味や理由を、区民にわかるように説明すると共に、そのことを根拠付けるような指標の設定が必要である。このような施策をすることが区民にとって何がメリットなのかを見るように施策の成果を示し、わかるように説明することが重要である。</p> <p>中小企業や商店街を維持することが是であることが前提となっているが、これから産業構造や社会構造が変化していく中で、そのことを前提として施策を打ち出していくことが本当に正しいのかということを改めて考えた上で、施策を構築する必要がある。</p> <p>地域振興や伝統文化振興などは、やって悪いことはない取り組みであり、やって良いことである。また、どこまでやっても終わりのないものである。それ故に、税金でどこまで行うのか、区が行うこととは何か、官民の役割分担はどうするのか、区民や当事者の自助努力はどうするのかなどの視点も含めた施策全体の作り方が必要である。</p>
エ	<p>本大綱における各基本施策に共通する提言として、関係主体との綿密なコミュニケーションとコンセンサスづくりを挙げたい。今後、政策の正統性がより厳格に問われる中で、目標設定の的確性、実施内容の有効性を担保する上では、本大綱が扱う各領域においては特にエンパワメント、エンカレッジの視点が強く求められるだろう。こうした視点が、次期計画策定及び実施のプロセスにおいて組み込まれることを期待する。</p>
オ	<p>商店街振興について、どのようなポリシーで、まちを元気にしていくのかを明確にすることが重要である。地域毎に人口構成も違い、商店街の置かれている立ち位置も大きく異なると思われるため、一律のメニューでの助成ではなく、地域特性をある程度カテゴリー分けし、地域特性を踏まえた支援を考えていくことも必要ではないかと考える。</p> <p>地域文化や資源の活用と観光振興に関しては、文化資産の保護や住民へのPRにとどまらず、(外国人等も含め)情報発信を積極的にしていくことが重要になってくる。口コミの効果は大きく、区が手掛けるオフィシャルな観光案内のみならず、情報を拡散してもらえるような仕掛けについて検討していくことも面白いのではないかと考える。</p>
カ	<p>施策14の製造業の事業主、施策15の店主、施策20の民俗芸能において、後継者の不足が共通の課題となっている。高齢化に起因することもあり、区全体としてのサポートを検討する必要がある。</p> <p>施策15において、空き店舗の活用なのか(商店以外の活用)、それとも商店そのものの維持を目指すのかの方向性を決めたほうがよい。</p> <p>施策16は、今後の高齢化社会に対応するために、高齢者が悪徳商法の被害にあわないよう消費者相談窓口などのさらなる充実が望まれる。</p> <p>施策17は、コミュニティが形成されづらいマンション等の住民に対して、災害時の防災組織の必要性を通して、コミュニティの活性化を図る工夫が必要である。</p> <p>施策18は、この大綱のコストの7割以上(平成29年度決算額)を占めている。施設の充実には多額のコストがかかる。オリンピックによるレガシー(遺産)を踏まえて、コストに合う効果があるのかを検討する必要がある。</p> <p>施策19の中では、DV相談などの更なる充実が必要である。</p> <p>施策20と施策21はコラボが可能である。施策20の登録文化財をマップ化し、施策21での観光資源として利用、さらには民俗芸能の発表の場を観光地などで開催するなど、創意工夫の余地がある。</p>
その他	
<p>・大綱3の施策はいずれも、個々の企業、店舗、区民、観光客などを対象にするが、「機会提供」が主な手法となっており、区の努力が現行の成果指標を左右する度合いがもともと低い。成果の確認・評価に当たっては、施策の実施でどのようなことが起きているか、個々の「成功事例」「望ましい変化として認識していることが起きた件数」に注目した指標を合わせて使っていくのがよい。施策17であれば、単に「参加者数」というのではなく、コミュニティに関わる行事などに「新しく参加した人の数」というのを押さえられないかということである。職員や地域団体関係者の現場での印象に基づくもので構わない。</p> <p>・結果を指標として設定する傾向が強いが、もう少し取り組みプロセス(重点的に取り組んでいる事項)を指標として取り込むことができないか、考慮していくことが必要と考える。</p>	

